

北区次世代育成支援行動計画

《平成17年度～平成21年度》

子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまち



平成17年2月

北 区

“子育てするなら一番の北区”を目指して

現在、急速な少子化が進行しています。平成15年、国の合計特殊出生率は過去最低の1.29まで低下しました。北区の合計特殊出生率はさらに低下し、0.95を示すまでになりました。また、北区の年少人口（15歳未満の人口）は昭和50年（1975年）に85,261人でしたが、平成15年（2003年）には30,618人と64%も減少しました。



北区長 花川 與惣太

深刻化する少子化社会に対応するため、国は平成15年7月「次世代育成支援対策推進法」を制定し、各自治体は、次世代育成支援対策に関する行動計画を策定することが義務づけられました。さらに、「少子化社会対策大綱」（平成16年6月閣議決定）に基づき、その重点施策の具体的実施計画として、新エンゼルプランに代わる「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画」（子ども・子育て応援プラン）を平成16年12月に決定しました。

北区は、「区民とともに」という基本方針のもと、3つの重点戦略プラスワンを掲げ様々な課題に取り組んでいます。重点戦略のひとつ、「子ども」・かがやき戦略においては、少子化社会に的確に対応するため、子育て家庭への支援や子どもたちの健やかな成長への支援、社会変化に対応する学校教育を推進してきました。

しかし、少子化対策をさらに総合的、実効性のあるものとするためには、北区が取り組んできた少子化対策の継続性を保つと同時に、様々な分野が横断的に取り組む必要があります。

この度、策定をいたしました、「北区次世代育成支援行動計画 ー子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまちー」は、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画であり、北区が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めるものです。本行動計画の策定にあたっては、学識経験者、区内関係団体の代表者、区民代表の皆さんで構成する「北区次世代育成支援行動計画策定検討会」を設置し、多方面から様々なご意見をいただきました。

次代を担う子どもたちの活躍は地域の活力に欠かすことはできません。本行動計画は、子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を北区全体で築いていこうというもので、それは地域や区民の皆さんとの協働においてこそ実現できるものです。“子育てするなら一番の北区！”大勢の子どもたちの声が響き、街中に子どもたちが元気に遊ぶことができる北区を目指してまいります。

最後になりますが、本計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました、北区次世代育成支援行動計画策定検討会委員の方々、北区議会及び区民の皆様にお礼を申し上げます。

平成17年2月

【 目 次 】

第1章 次世代育成支援行動計画の策定に当たって	1
1. 次世代育成支援対策推進法制定の趣旨	3
2. 計画策定の趣旨	3
3. 計画の性格・位置付け	3
4. 計画の期間	4
第2章 北区の子育て環境	5
1. 児童人口等の推移	7
2. 子育て環境の状況	9
3. 子育て家庭の実態	13
第3章 基本理念と基本方針	23
1. 基本理念	25
2. 基本方針	25
第4章 3つの大きな取組	27
1. 「子育て」・「子育て」環境を整備します	29
2. 子育て支援の「担い手」を育成します	30
3. 子育てネットワークを推進します	31
第5章 施策目標と取組の方向性	33
1. すべての子育て家庭に対する地域ぐるみの支援	36
2. 未来を担う人づくり	58
3. 子どもの健やかな育ちへの支援	70
4. 安全・安心な子育て環境づくり	79
5. 子育て支援に関わる連携・ネットワークの推進	86
6. サービスの質の向上と利用援助のしくみづくり	89
7. 目標事業量の設定	94
第6章 計画の推進に向けて	95
1. 計画の進捗状況の把握	97
2. 関係機関との連携強化	97
3. 民間の力の活用	97
4. 効率的な行政運営の推進	97
5. 国・都への要望	97
資料編	99

第 1 章

次世代育成支援行動計画の 策定に当たって

(第 1 章表紙裏)

1. 次世代育成支援対策推進法制定の趣旨

現在、急速な少子化が進んでいます。平成 15 年、国の合計特殊出生率は過去最低の 1.29 までに低下しました（東京都 1.00 北区 0.95）。近年は従来、少子化の主たる要因であった晩婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新しい現象がみられ、現状のままでは、少子化は今後一層進行すると予想されます。

急速な少子化の進行は、今後、我が国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものです。この少子化の流れを変えるため、改めて国・地方公共団体・企業等が一体となって、さらなる対策を進めていく必要性が生じています。

平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体及び企業は今後 10 年間の集中的・計画的な取組を促進することとなりました。

2. 計画策定の趣旨

この法律では、地方公共団体及び企業が「行動計画」を策定することとなっています。北区では、この次世代育成支援行動計画を策定するに当たり、基本計画にある安心して子どもを産み育てられるよう、子育て家庭を支援していくことを計画の基本とし、子どもが伸び伸びと成長できる活力あるまちづくりを進めていきます。

3. 計画の性格・位置付け

本計画は、この次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づき、すべての子育て家庭を対象として、北区が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めるものです。

これまでの北区における取組の継続性を保ち、同時に様々な分野の取組を総合的・一体的に進めるために、基本構想（平成 11 年 6 月）・基本計画 2005（平成 17 年 3 月）・中期計画（平成 17 年 3 月）などの上位計画や地域保健福祉計画・きたっ子プランなどの関連計画と整合性を持ったものとし、また、幼児教育振興プログラムや保育のあり方についても包括的に計画の一部として定めます。

4. 計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」では、区市町村が定める行動計画の期間は平成17年度からの5年間の第1期（前期計画）とし、前期計画に関する必要な見直しを平成21年度に行った上で、平成22年度からの5年間の後期計画を定めることとしています。

第 2 章

北区の子育て環境

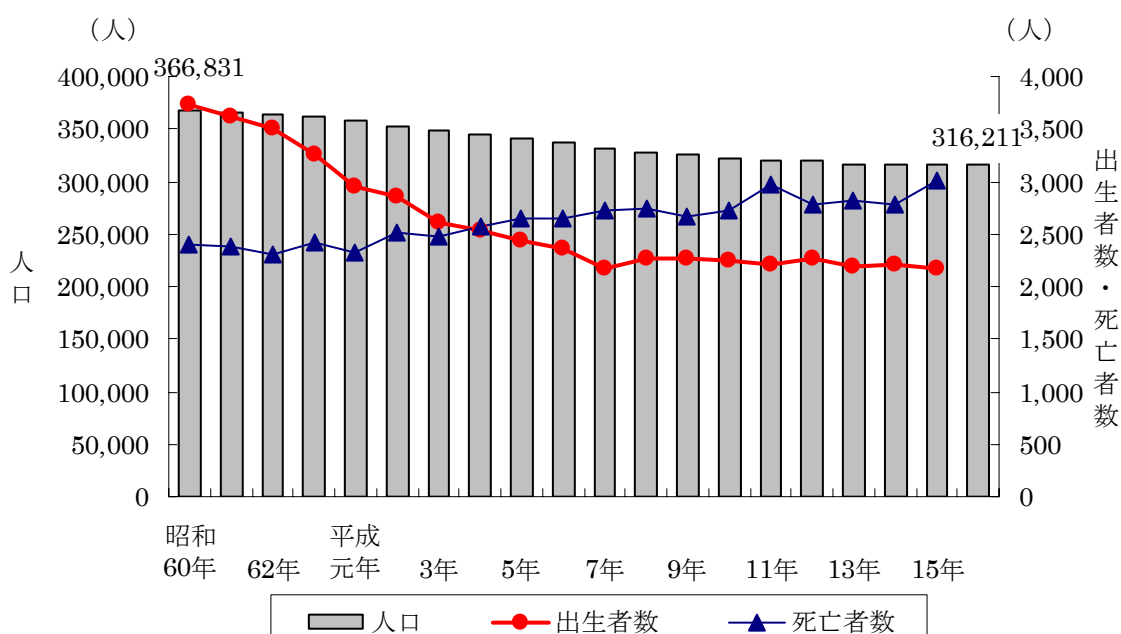
(第2章表紙裏)

1. 児童人口等の推移

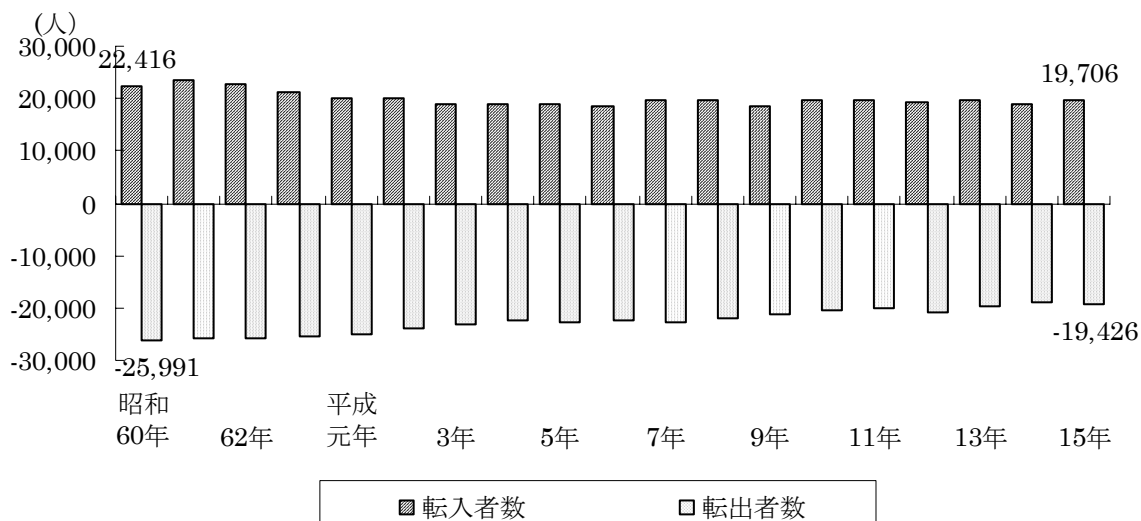
(1) 総人口の推移

北区の人口は年々減少傾向にあります。人口動態調査によれば、出生数が年々低下の傾向にあり、平成4年以降、死亡数が出生数を上回り、それ以降自然増減数はマイナス傾向にあります。また、転出入の状況を見ると、近年、その差はほとんどなくなっていますが、転出者数が転入者数を上回る状態が続いていました。

総人口の推移



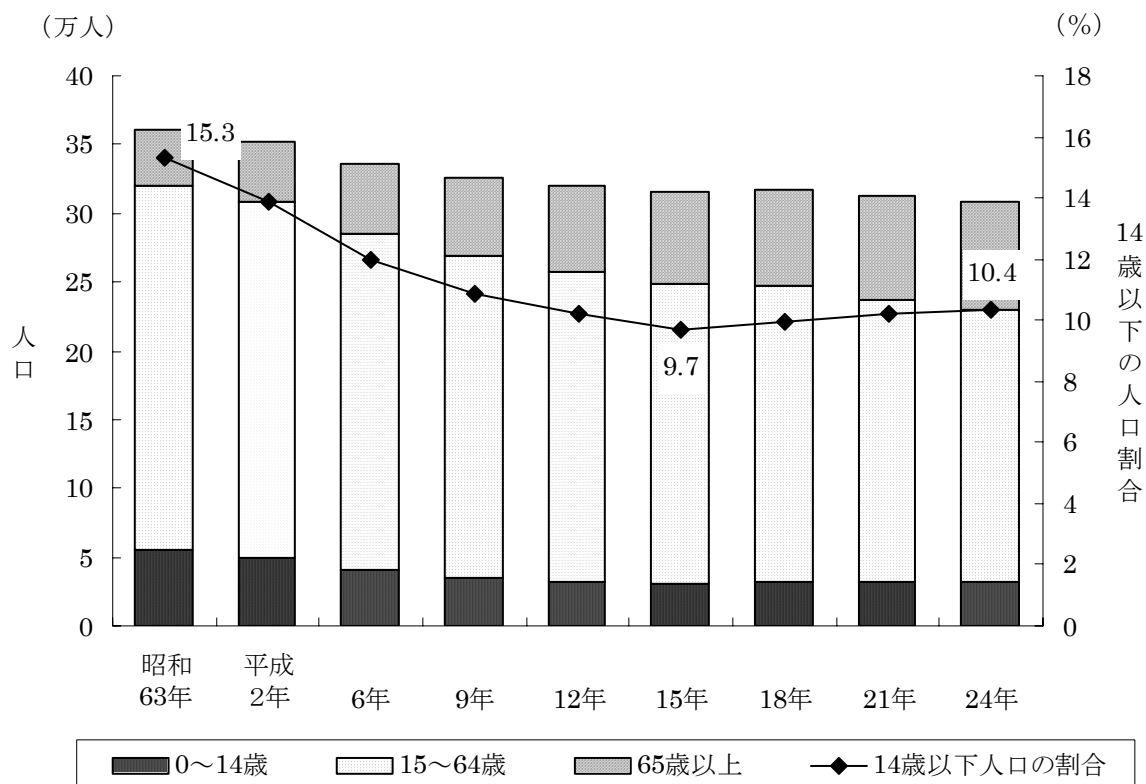
転入・転出者数の推移



(2) 児童人口の推移

総人口の中で14歳以下の児童人口の占める割合をみると、出生数の減少を反映して年々低下の傾向にあります。ただし、近年の出生数はほぼ横ばいであることを考慮すると、児童人口割合の低下は、人口流出が影響していると考えられます。平成15年の14歳以下の人口割合は、10%を下回っています。

年齢別人口の推移



(注) 平成18年以降は推計値

2. 子育て環境の状況

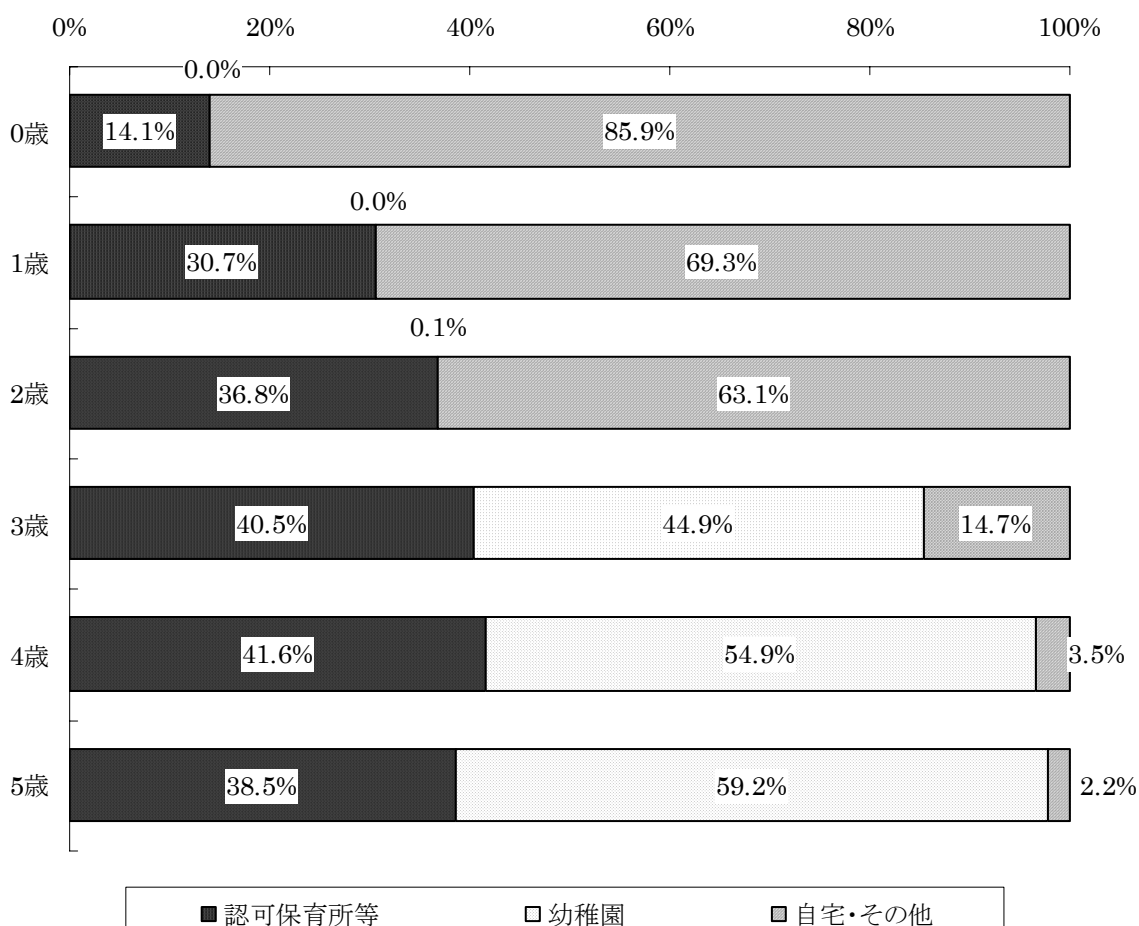
(1) 就学前児童をめぐる状況

① 就学前児童の居場所

北区における就学前児童の状況をみると、乳幼児（0～2歳児）の大半は、家庭で育児されています。区内48保育園のうち、40園で0歳児保育が実施されており、その利用者は年々増加しています。また、児童館では、在宅の乳幼児とその保護者を対象にした幼児クラブなどの支援活動を行っています。

3歳児については、区立幼稚園での受け入れは行っていないものの、私立幼稚園での受け入れ、保育園での受け入れにより、全体の80%以上が、また4～5歳児については、95%以上の児童がいずれかの施設に通っています。

就学前児童の居場所（平成16年5月1日現在）



幼稚園や保育園に通っていない就学前児童とその保護者に対しては、区内の幼稚園や保育園、児童館などで、地域の子どものための交流事業を実施しています。

区内 35 の区立保育園で計 1,116 回の交流事業が開催され、延べ 8,365 人が利用しています。(平成 15 年度)

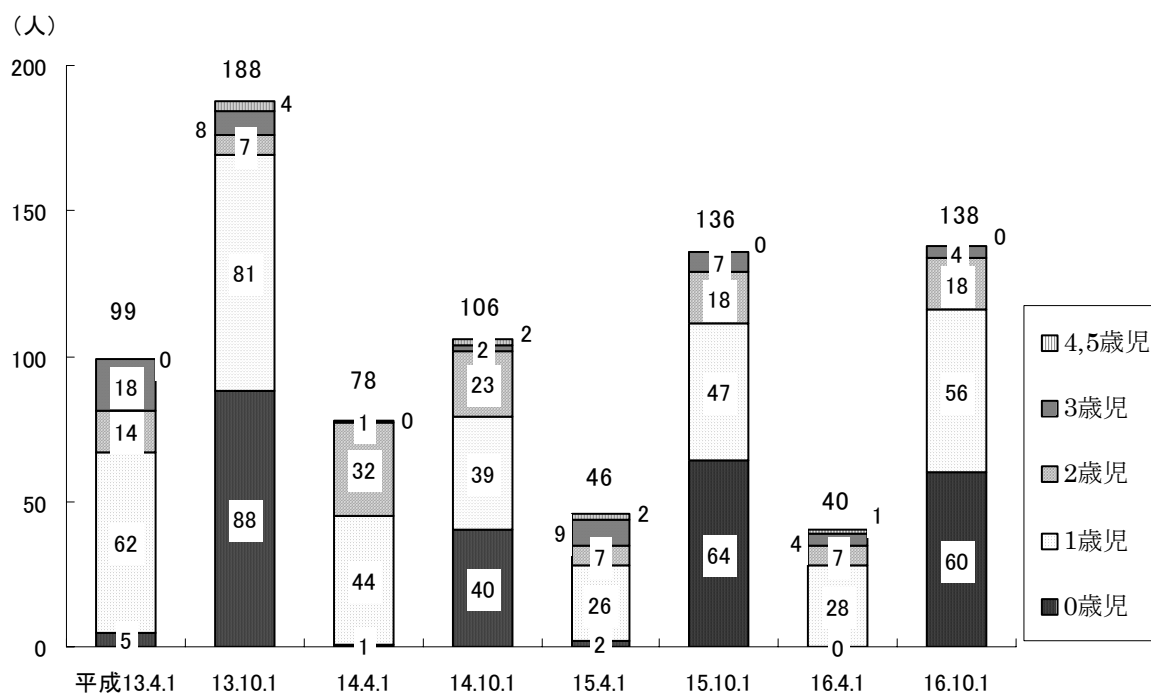
区内 25 の児童館では幼児クラブや乳児の集いを約 2,660 回実施し、延べ 82,339 人が利用しています。また、「育ち愛ほっと館(子ども家庭支援センター)」では、遊びの広場に乳幼児が集い、20,831 人が利用しています。(平成 15 年度)

区内の私立・公立幼稚園でも、子育て講座・講演会の開催や、子育て相談、子育て情報の提供などを積極的に行っています。

②保育園の待機児童の状況

就学前児童の児童数は年々減少傾向にあるものの、幼稚園・保育園に在籍している児童の数は、ほぼ横ばいで推移しています。その一方、保育園に入れない待機児童は、4月当初の段階では減少していますが、年度途中の10月段階では、毎年100人を超えており、保育ニーズは依然として高いと考えられます。

待機児童数の推移



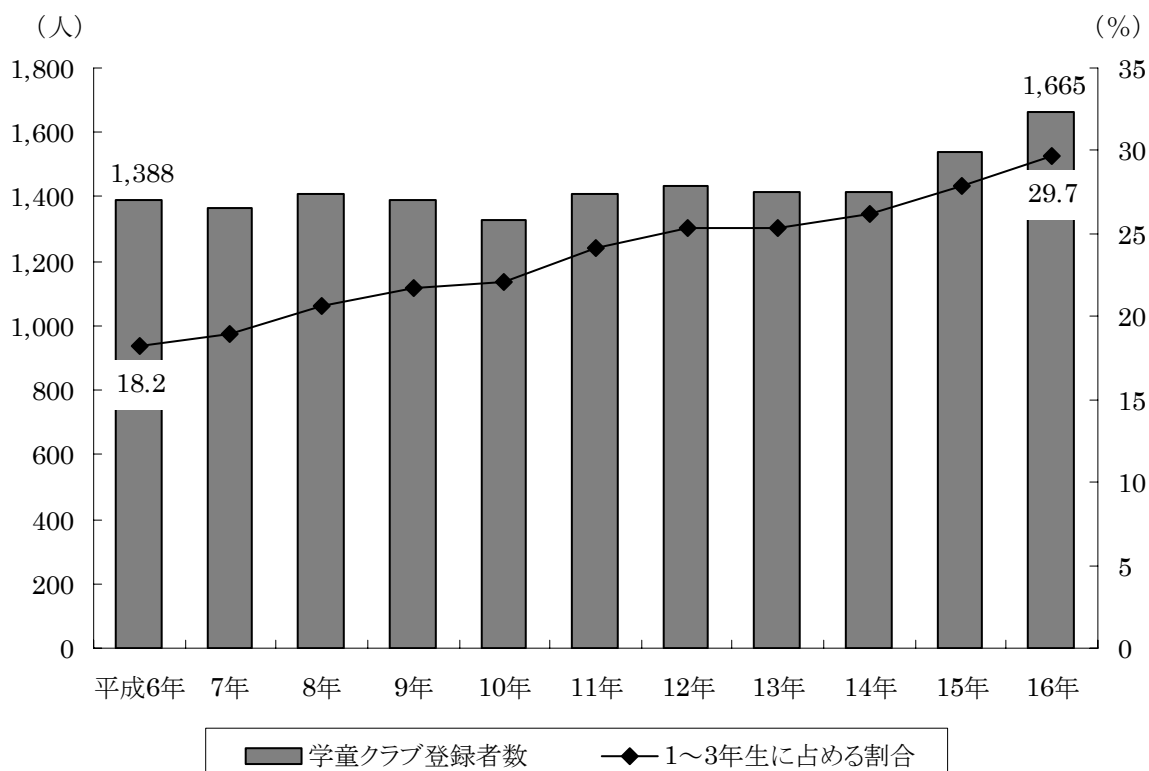
(2)小学生をめぐる状況

①学童クラブの状況

小学生のうち、1～3年生の児童に対しては、留守家庭児童対策事業（学童クラブ）を実施しています（平成16年4月現在47か所開設）。登録者数には、それほど大きな変化はありませんが、利用率は年々増加しています。

平成16年では、区立小学校に通う1～3年生の児童のうち3割近くの児童が、学童クラブを利用しています。

学童クラブの利用状況

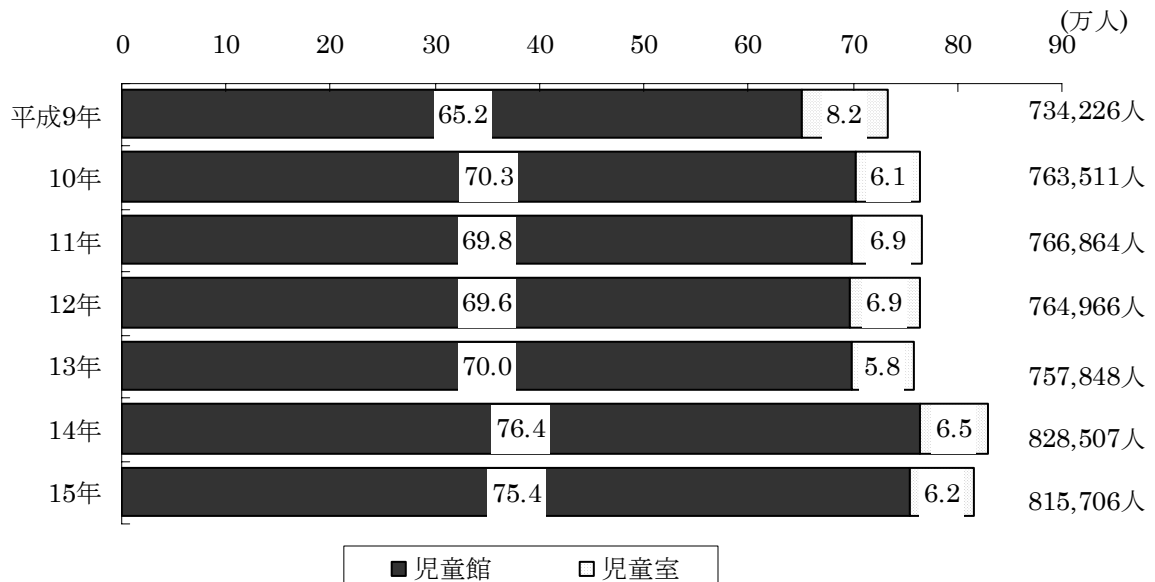


②児童館・児童室の状況

小学生の放課後の活動場所の1つとして、児童館（25か所）、児童室（5か所）があります。これらの施設の利用状況は、平成14年度以降において延べ80万人を超える状況です。

また、小学生だけでなく乳幼児と保護者の利用も着実に増加しています。

児童館・児童室の利用状況



児童館における乳幼児と保護者の利用状況

	乳幼児 (人)	保護者 (人)	合計 (人)
平成12年度	112,688	120,293	232,981
平成13年度	104,959	121,211	226,170
平成14年度	118,415	145,864	264,279
平成15年度	110,274	141,859	252,133

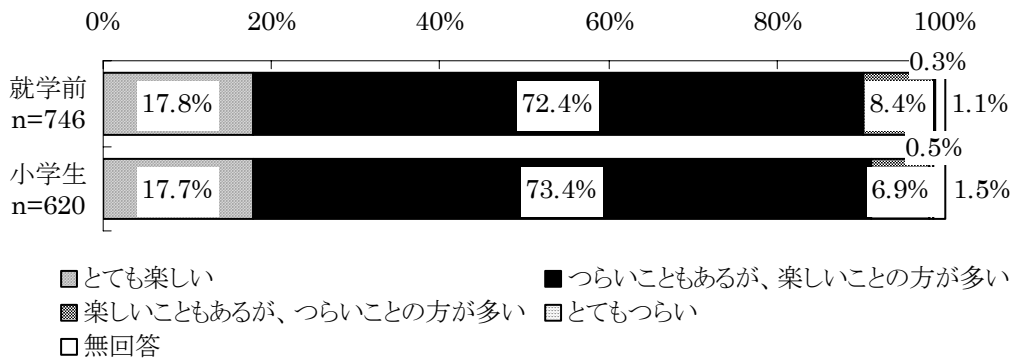
3. 子育て家庭の実態

北区における子育て家庭の実態を、「北区子育て支援に関する区民意向調査結果報告書」（平成 16 年 3 月）により概観します。

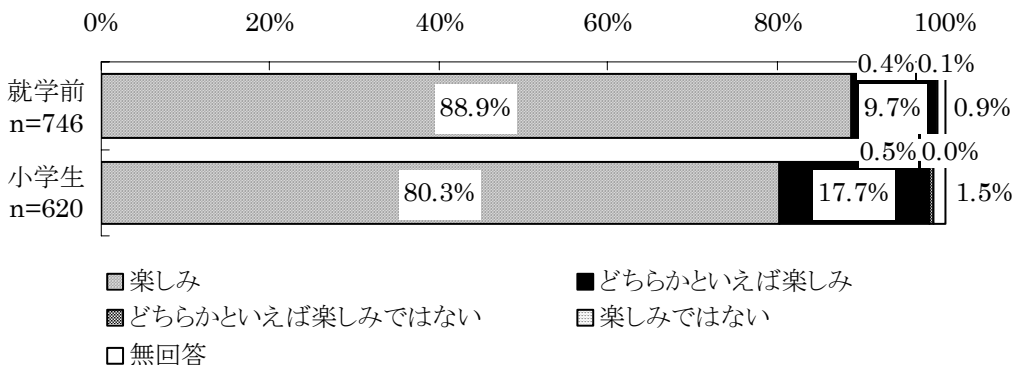
(1) 子育ての意識

① 子育てについて感じていること

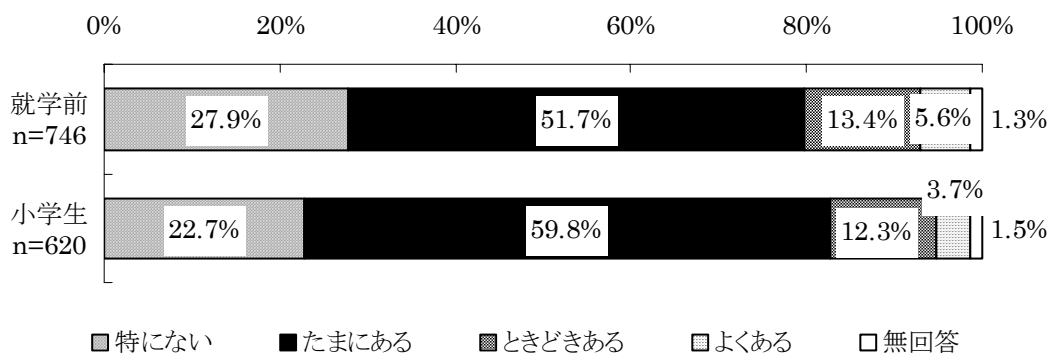
子育てについては、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに、「つらいこともあるが、楽しいことの方が多い」が7割を占めています。「楽しい」（「とても楽しい」「つらいこともあるが、楽しいことの方が多い」の計）と感じている人は、就学前児童の保護者で90.2%、小学生の保護者で91.1%、反対に、「つらい」（「とてもつらい」「楽しいこともあるが、つらいことの方が多い」の計）と感じている人は、就学前児童の保護者で8.7%、小学生の保護者で7.4%となっています。



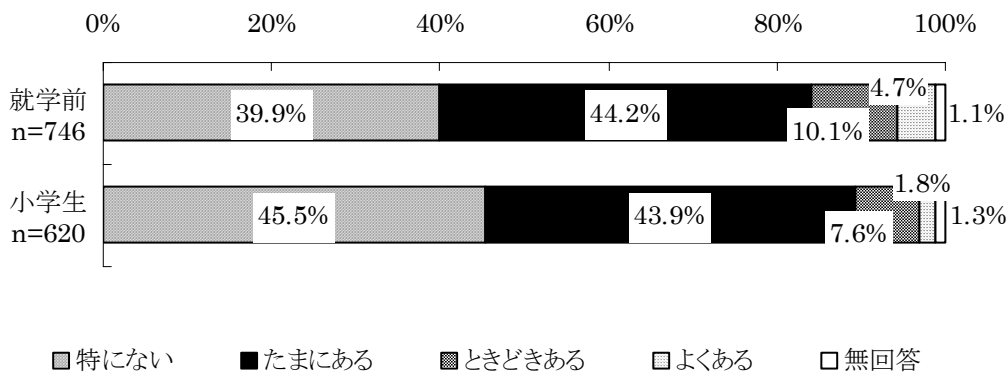
子どもの成長を「楽しみ」と答えた人は、就学前児童の保護者で88.9%、小学生の保護者で80.3%となっています。「どちらかといえば楽しみではない」「楽しみではない」と答えた人は、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに1%未満です。



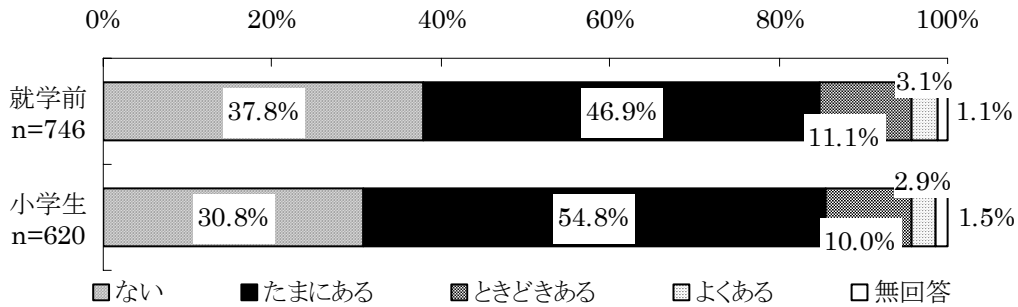
子育てに自信が持てなくなることが「たまにある」と答えた人は、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに5割台となっています。また、自信が持てなくなることの比較的多い人（「ときどきある」と「よくある」の計）は、就学前の保護者で19.0%、小学生の保護者で16.0%となっています。



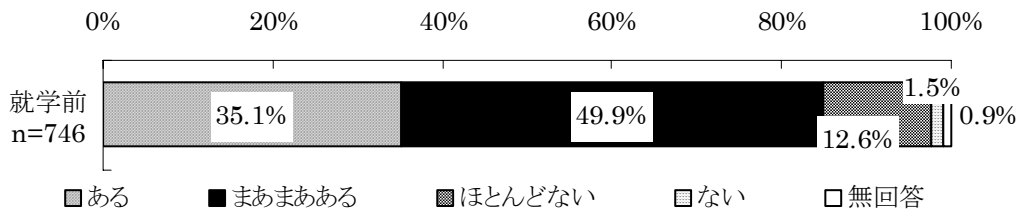
子育てが嫌になることが「たまにある」人は、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに4割台となっています。また、子育てが嫌になることの比較的多い人（「ときどきある」と「よくある」の計）は、就学前児童の保護者で14.8%、小学生の保護者で9.4%となっています。



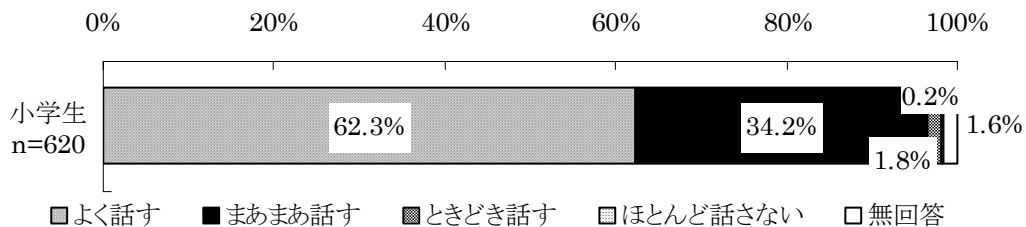
カッとして子どもをたたいてしまうことが「たまにある」人は、就学前児童の保護者で4割台、小学生の保護者で5割台となっています。また、カッとして子どもをたたいてしまうことの比較的多い人（「ときどきある」と「よくある」の計）は、就学前児童の保護者で14.2%、小学生の保護者で12.9%となっています。



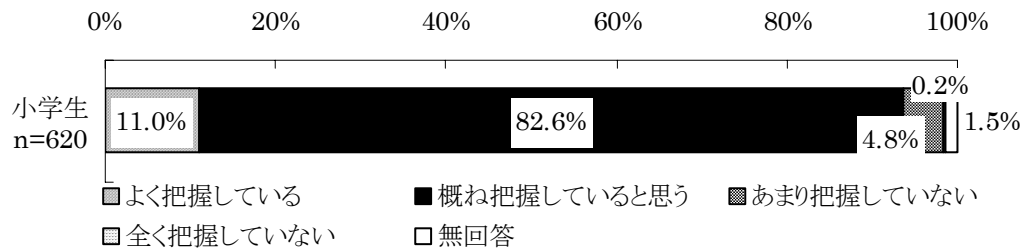
就学前児童の保護者のうち、ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間が「ある」人は35.1%、「まあまあある」人は49.9%となっています。



小学生の保護者のうち、子どもと「よく話す」人は62.3%、「まあまあ話す」人は34.2%となっています。

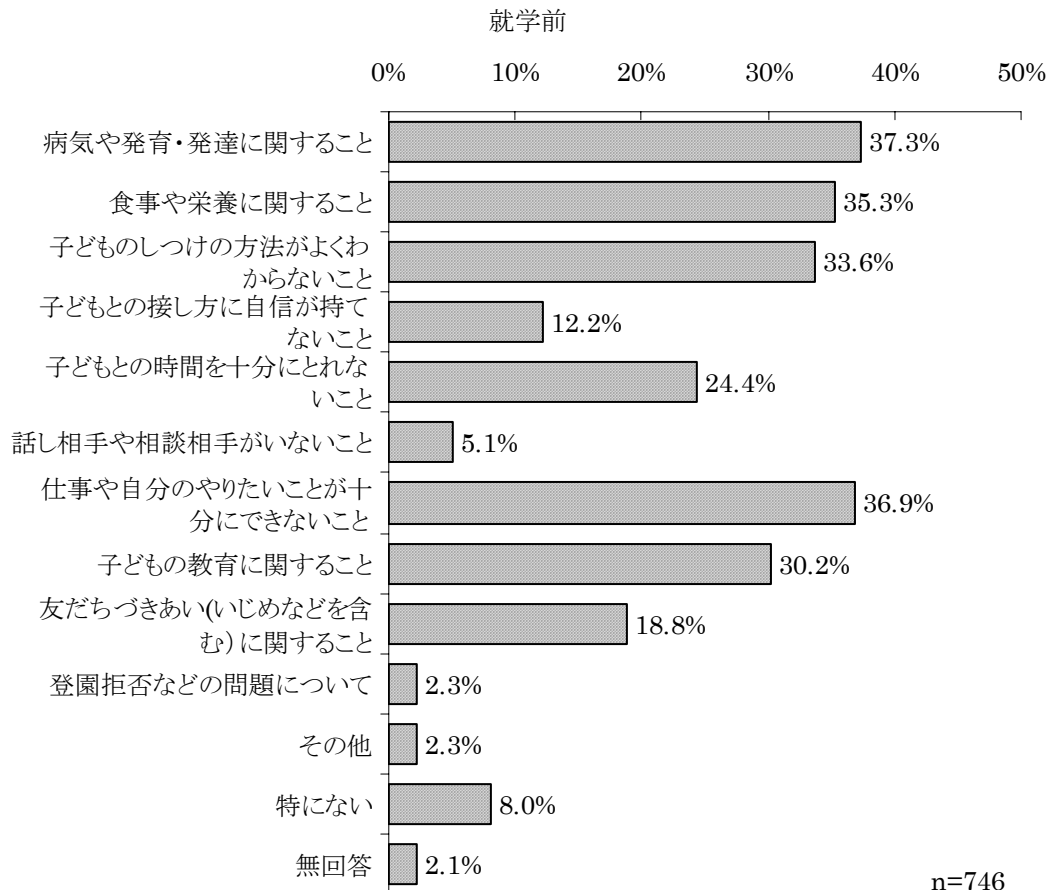


小学生の保護者のうち、子どもの考えていることや家庭以外での過ごし方を「よく把握している」と答えた人は11.0%、「おおむね把握していると思う」と答えた人は82.6%となっています。

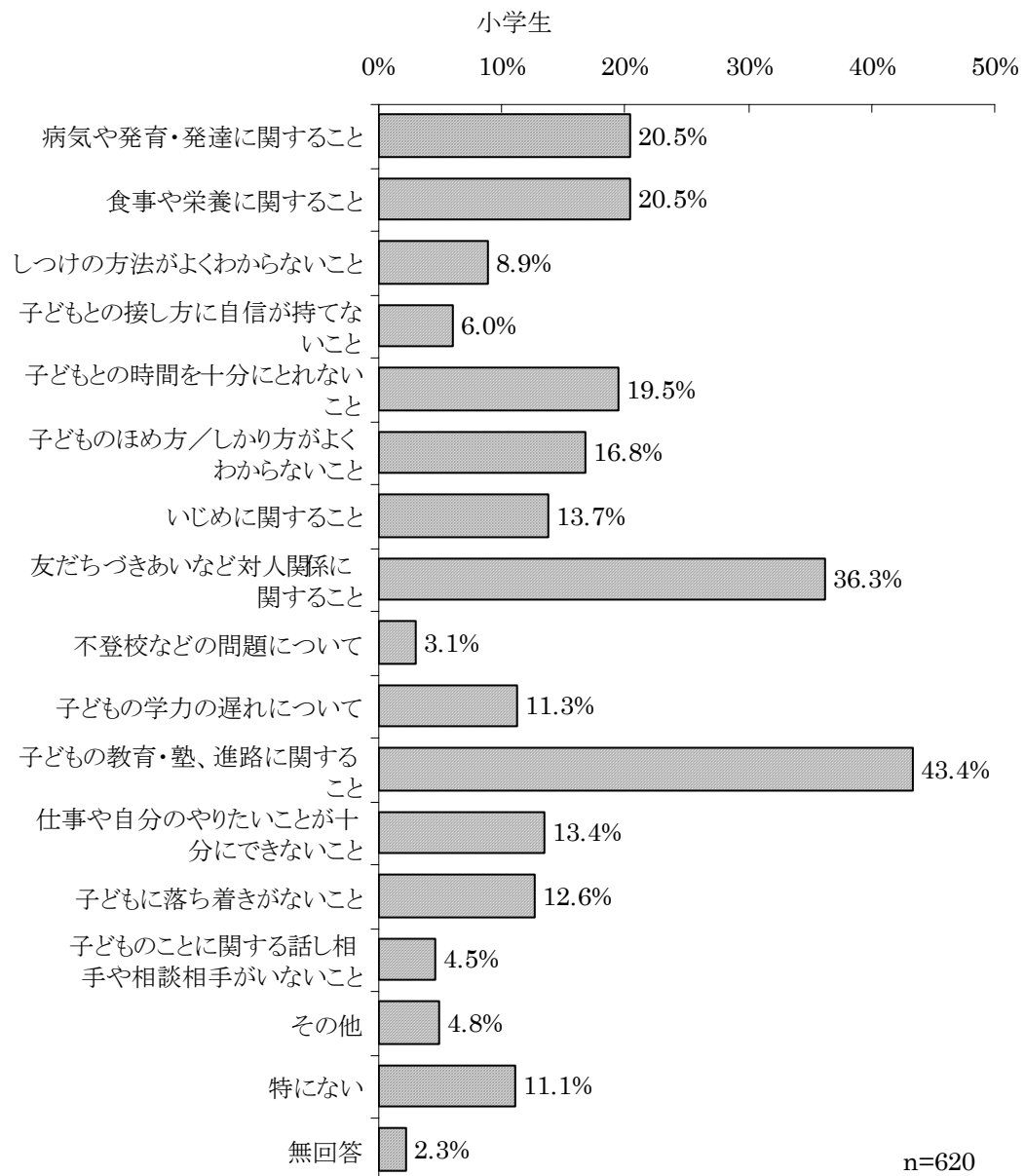


②子育てについて日常悩んでいること

子育てについて日常悩んでいることや気になることは、就学前児童の保護者では、「病気や発育・発達に関すること」(37.3%)、「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」(36.9%)、「食事や栄養に関すること」(35.3%)、「子どものしつけの方法がよくわからないこと」(33.6%)、「子どもの教育に関すること」(30.2%)の5項目で3割以上となっています。



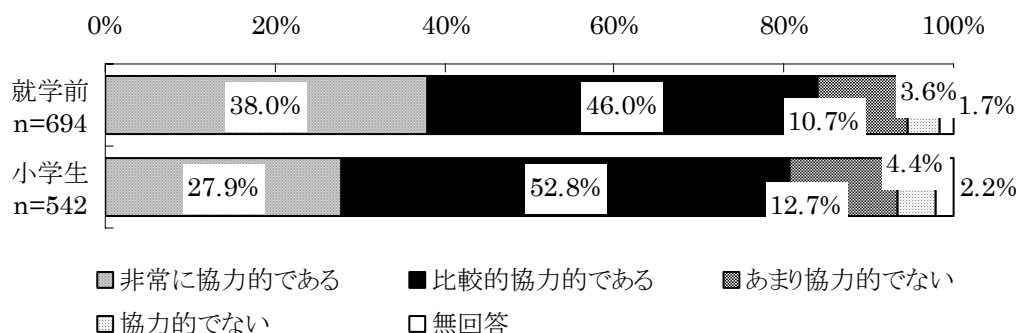
小学生の保護者では、「子どもの教育・塾、進路に関すること」(43.4%)が4割以上、次いで、「友だちづきあいなど対人関係に関すること」(36.3%)、「病気や発育・発達に関すること」(20.5%)、「食事や栄養に関すること」(20.5%)となっています。



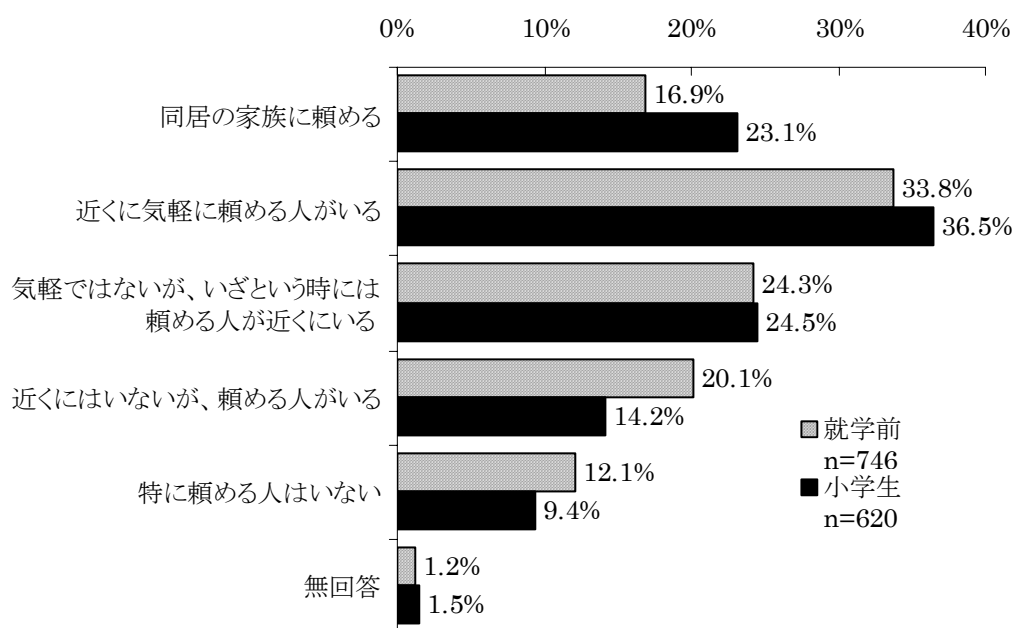
(2)子育てにおける周囲の関わり

①配偶者や周りの人の子育てへの関わり方

配偶者の子育てへの関わり方についてたずねたところ、「協力的である」（「非常に協力的である」と「比較的協力的である」の計）と答えた人は、就学前児童の保護者で84.0%、小学生の保護者で80.7%となっています。

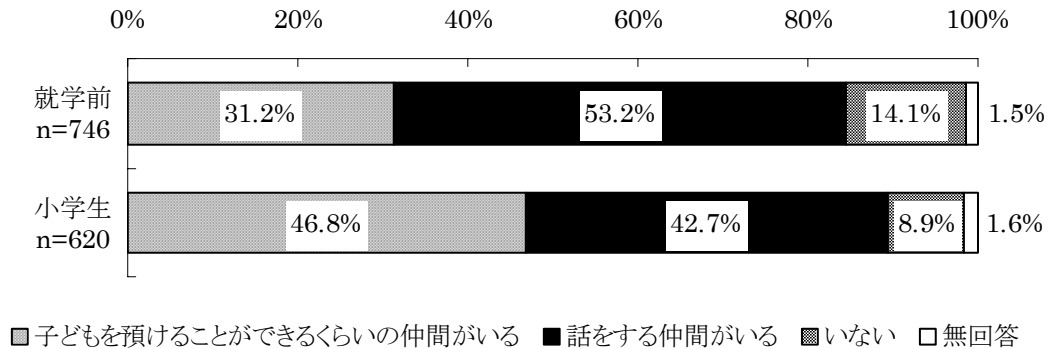


また、親族や友人・知人の子育てへの関わり方について、支援を「頼める人が近くにいる」と答えた人（「近くに気軽に頼める人がいる」と「気軽ではないが、いざという時には頼める人が近くにいる」の計）は、就学前児童の保護者で58.1%、小学生の保護者で61.0%となっています。「同居の家族に頼める」と答えた人は、就学前児童の保護者で16.9%、小学生の保護者で23.1%です。一方、「特に頼める人はいない」と答えた人は、就学前児童の保護者で12.1%、小学生の保護者で9.4%となっています。



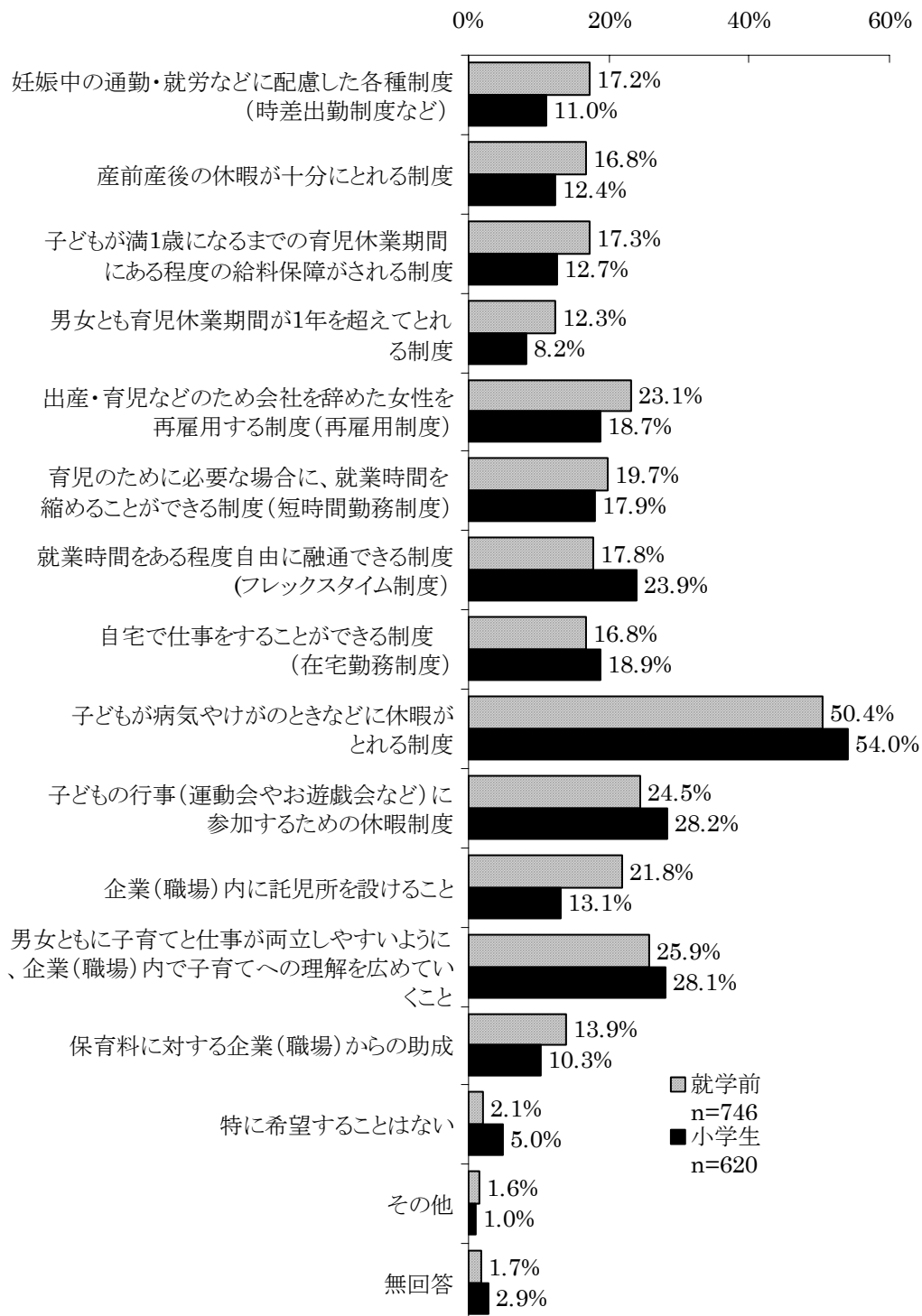
②子育ての仲間の有無

子育て仲間について、「子どもを預けることができるくらいの仲間がいる」人は、就学前児童の保護者で31.2%、小学生の保護者で46.8%となっています。一方、子育て仲間が「いない」人は、就学前児童の保護者で14.1%、小学生の保護者で8.9%です。



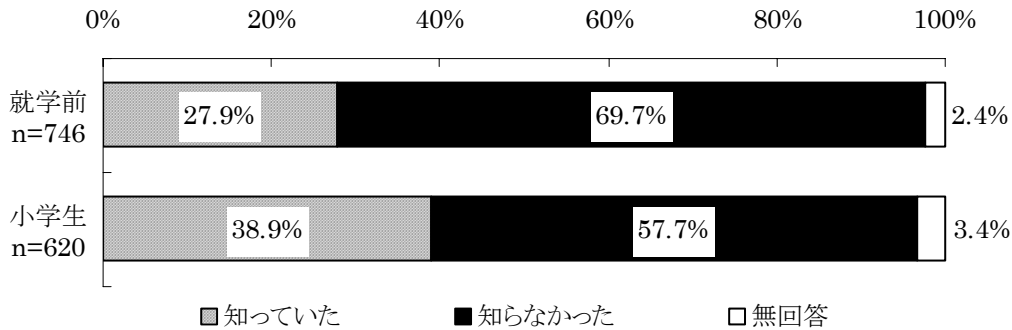
③子育てのための職場環境整備に対する要望

職場における環境整備の要望としては、「子どもが病気やけがのときなどに休暇がとれる制度」が、就学前児童の保護者、小学生の保護者とも最も多く、5割以上となっています。「男女ともに子育てと仕事が両立しやすいように、企業（職場）内で子育てへの理解を広めていくこと」や「子どもの行事（運動会やお遊戯会など）に参加するための休暇制度」も、就学前の保護者、小学生の保護者ともに2割を超えています。また、就学前の保護者では「出産・育児などのため会社を辞めた女性を再雇用する制度（再雇用制度）」や「企業（職場）内に託児所を設けること」、小学生の保護者では「就業時間をある程度自由に融通できる制度（フレックスタイム制度）」が2割を超えています。

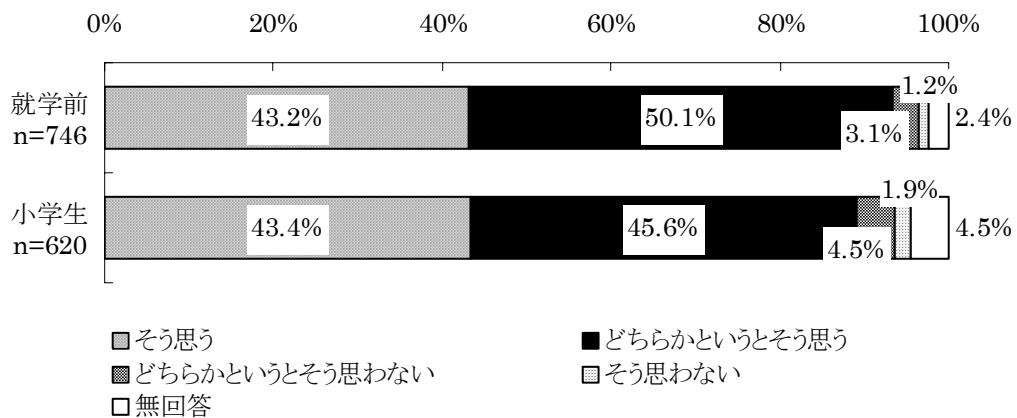


④子どもの権利条約の認知度・北区条例制定希望状況

子どもの権利条約^{注)}については、就学前児童の保護者で69.7%、小学生の保護者で57.7%が「知らなかった」と答えています。



北区において子どもの権利条約の条例制定を「必要だと思う」とした人（「そう思う」と「どちらかというと思う」の計）の割合は、就学前児童の保護者で93.3%、小学生の保護者で89.0%となっています。



注) 子どもの権利条約

1989年の国際連合総会で採択された18歳未満のすべての子どもを対象とする「児童の権利に関する条約」のこと。子どもの人としての権利を尊重し、子どもに対する保護と援助を促進することを目指している。主な権利内容は、必要な医療を受けることができる、教育を受け休んだり遊んだりできる、自らの意見を表明することができる、あらゆる種類の暴力・虐待から保護される、障害のある子どもがその尊厳を保ち特別の養護を受けることができる等である。

(21 頁裏)

第 3 章

基本理念と基本方針

(第3章表紙裏)

1. 基本理念

基本理念は行動計画の大きな“ねらい”を表すもので、北区の子育て施策を進めるうえで、基本となる考えです。

全国的な出生数が減少する中、北区においても14歳以下の人口は年々減少して、今後は横ばい傾向が続くとみられます。

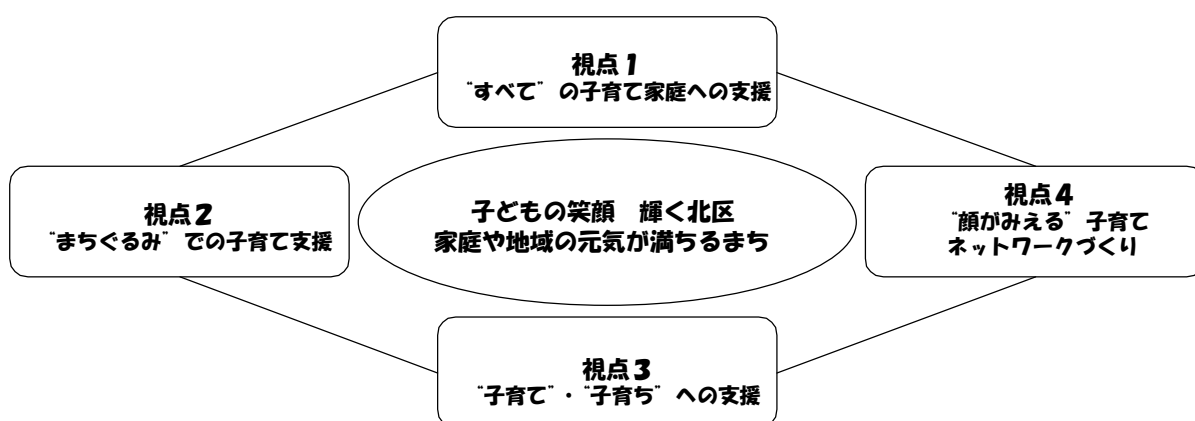
次代を担う子どもたちの活躍は地域の活力に欠かすことはできません。そこで、区内に大勢の子どもたちの声が響き、元気に遊ぶ姿があちこちで見ることができ、まちを目指していくために、

子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまち

を計画の基本理念としました。

2. 基本方針

上記の基本理念を実現するために、分野別の取り組みを横断する考え方として、以下の4点を基本方針としました。



方針1 “すべて”の子育て家庭への支援

これまでの子育てに関するプランは比較的「子育てと仕事の両立支援」に力点を置いていましたが、現状はむしろ在宅子育て家庭において子育て不安が広がり、子育ての難しさが生じています。こうした問題を解決するために幅広い視点に立った多様な子育て支援の検討をはじめ、すべての子育て家庭を視野に入れた幅広い支援体制を構築し、子育ての喜びが感じられ、分かち合える地域社会の形成に取り組みます。

方針2 “まちぐるみ”での子育て支援

次世代育成支援対策は、保護者に子育てについての第一義的責任があるものとされています。一方、子どもは「社会の宝」であるという考えがあるように、子育てを個々の家庭での営みとしてのみとらえるのではなく、広く社会全体で支えていく必要もあります。そのためには、行政の力と、地域の人々、民間企業の力、NPOの力等、顕在的・潜在的な地域における人的な社会資源が効果的に結び合うことが必要です。地域の人々等が主体的に子育て支援活動に参加し、また、その力を最大限に発揮できるよう、“地域”の力と“公”とが協働し、まちぐるみで子育てを支援していきます。

方針3 “子育て”・“子育て”への支援 ～子どもの人権を尊重して

次代を担う子どもたちのすべては、自ら育つ力を持っています。大人が子どもたちの人権を尊重し、子どもたちとの関係を大切にすることにより、子どもたちの育つ力を引き出していく子育てが必要です。そのためには、自然と人とふれあえる遊び場等の子どもが自ら育つ場づくりも重要です。家庭、地域、行政が一丸となって、子どもたちが自ら育つ力を開花させ、自立へ向かうまでの一貫した支援を行っていきます。

方針4 “顔がみえる”子育てネットワークづくり

子育てに不安や悩みを抱える親が増加する中、子育て中の親や家庭に対しては、仲間づくりの場、しくみを提供し、親同士、家庭同士のネットワーク化を図る必要があります。結びつきを促進する施策展開が求められています。そのためには、学校・幼稚園・児童館・学童クラブ・保育園や子ども家庭支援センター・保健センター・警察・児童相談所・地域協力者等、関係者が情報を共有し、地域の社会資源を活用して連携を図ることが不可欠です。支援する側もされる側も含めた“顔がみえる”子育てネットワークづくりをすすめていきます。

第 4 章

3つの大きな取組

(第4章表紙裏)

本計画の基本理念「子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまち」を実現するために4つの基本方針の下、次の「3つの大きな取組」を重点的に推進します。

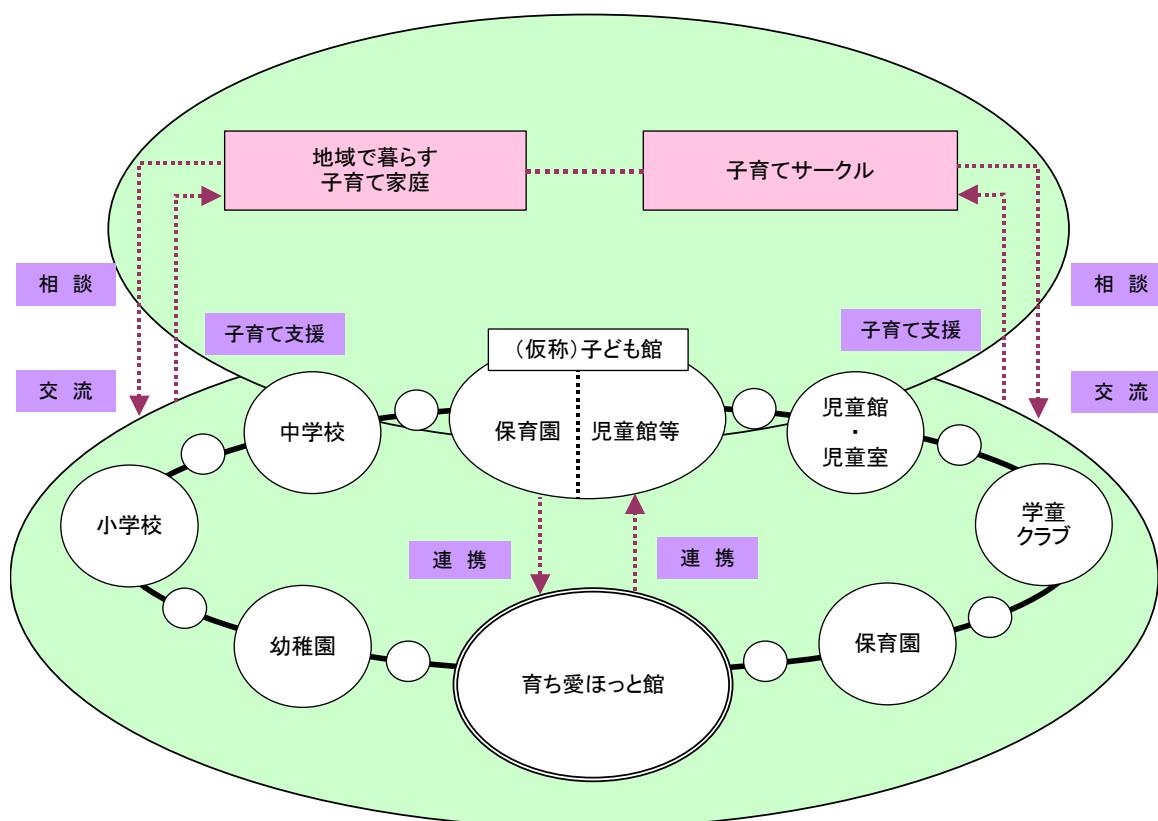
1. 「子育て」・「子育て」環境を整備します

◎「(仮称) 子ども館」の整備

北区には、保育園と児童館等が同一施設内や近接施設において設置されている施設が、14施設あります。これらの施設を「(仮称) 子ども館」として整備し、地域の子育て支援の拠点とします。

◎保育サービスの充実

仕事を持つ親たちに対しては、これまで以上に子育てと仕事の両立支援を実施するとともに、在宅子育て家庭に対しても子育て支援の取組を充実します。



2. 子育て支援の「担い手」を育成します

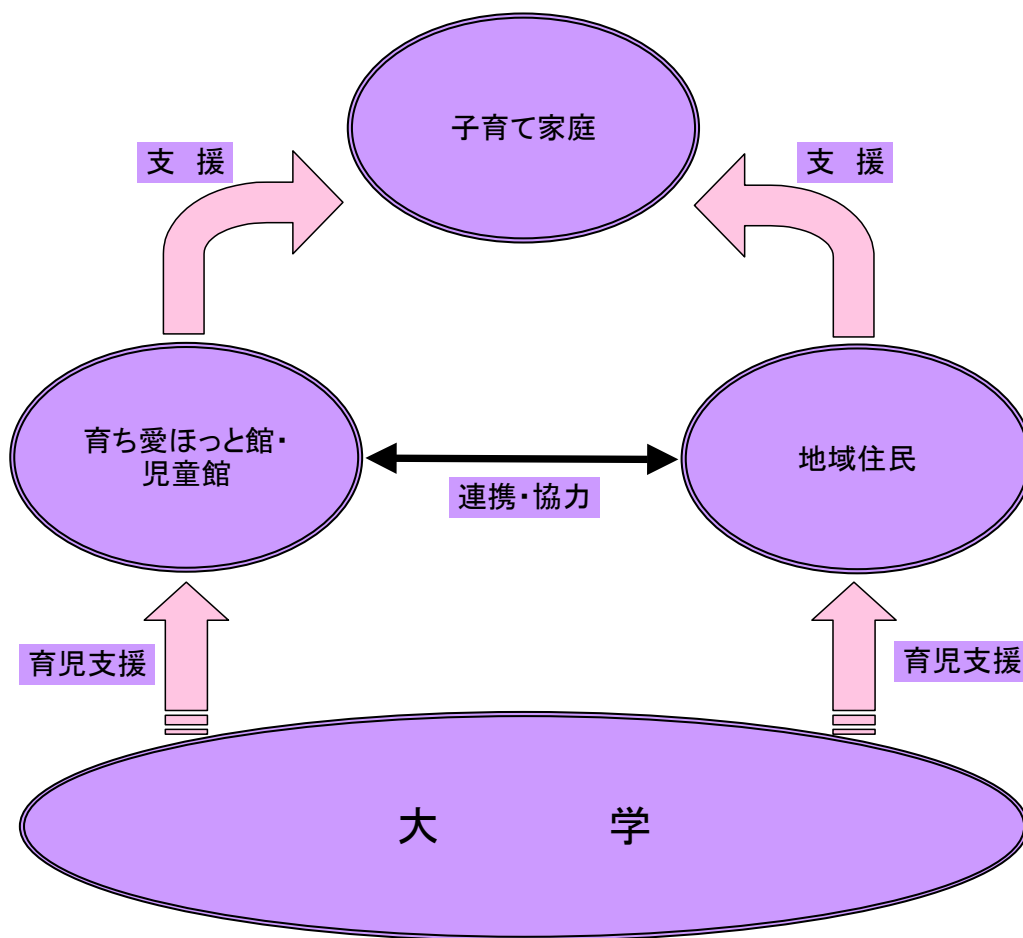
◎子育て支援の「担い手」の育成・研修の充実

地域の中で子育てに関心のある人たちを広く募り、子育てについての知識を深めてもらい、地域の中での子育て支援の中心として、「(仮称)子ども館」や児童館で活躍する人材を育成します。また、子育てアドバイザーや子育て相談員に対する研修も充実します。

◎専門性のある研修の充実

区内及び近隣地域には「子ども」関連を専門とする大学が所在しています。これら地域の大学と連携し、「担い手」の育成についてより専門性のある充実した研修を実施します。

また、それらの大学生を広く子育て支援の人材として活用していきます。



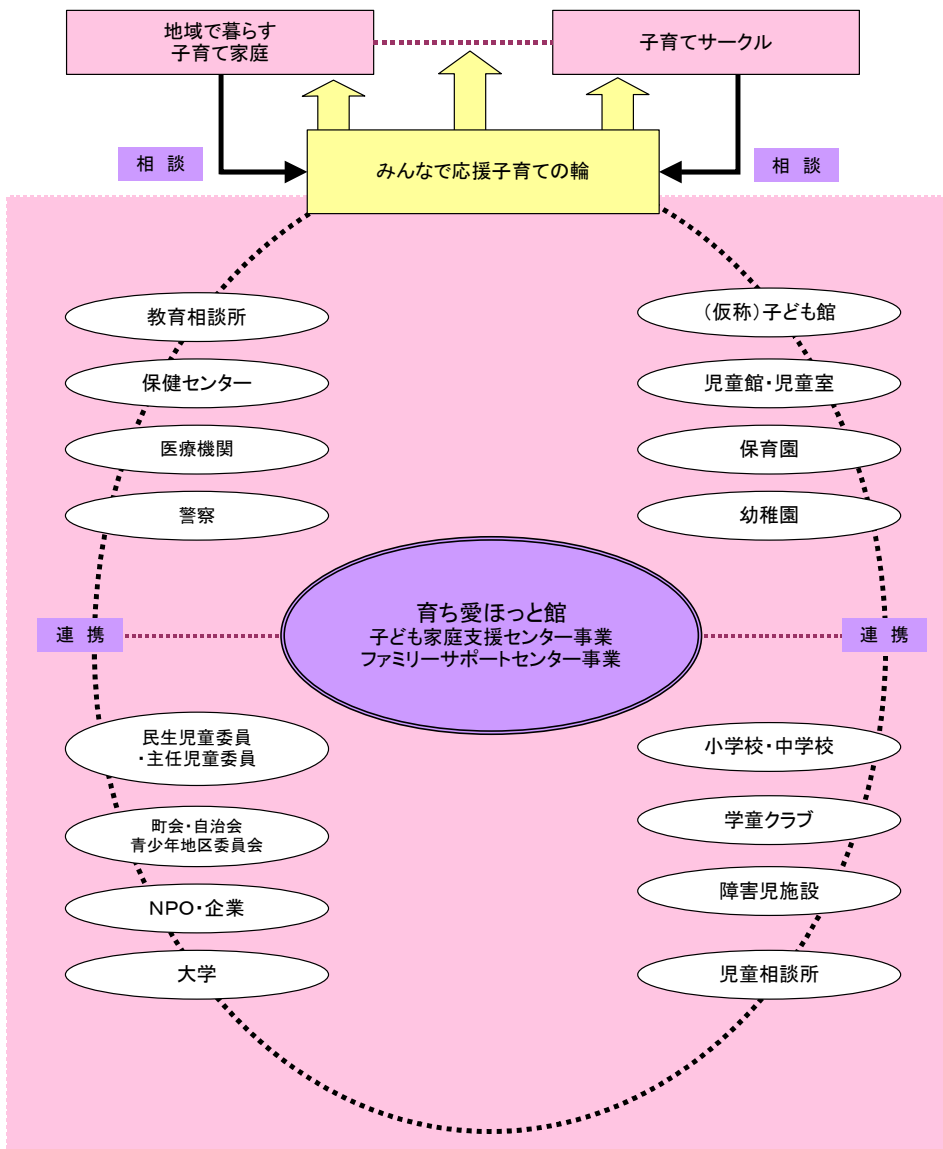
3. 子育てネットワークを推進します

◎育ち愛ほっと館（子ども家庭支援センター）を中心としたネットワーク

育ち愛ほっと館は、子ども家庭支援センター事業とファミリー・サポート・センター事業をあわせ持つ子育て支援の総合施設として設置しています。この育ち愛ほっと館を中心に、地域に点在する「(仮称)子ども館」、児童館、保育園等とのネットワークを密にし、子育て支援に取り組みます。

◎子育てサークルネットワークの推進

育ち愛ほっと館や各児童館を中心に活動している子育てサークルの自主活動を支援し、親のサークル参加を促進するとともに、各子育てサークルの横断的連携を図り、情報の共有化、行政施策への参画等に取り組みます。



(31 頁裏)

第 5 章

施策目標と取組の方向性

(第 5 章表紙裏)

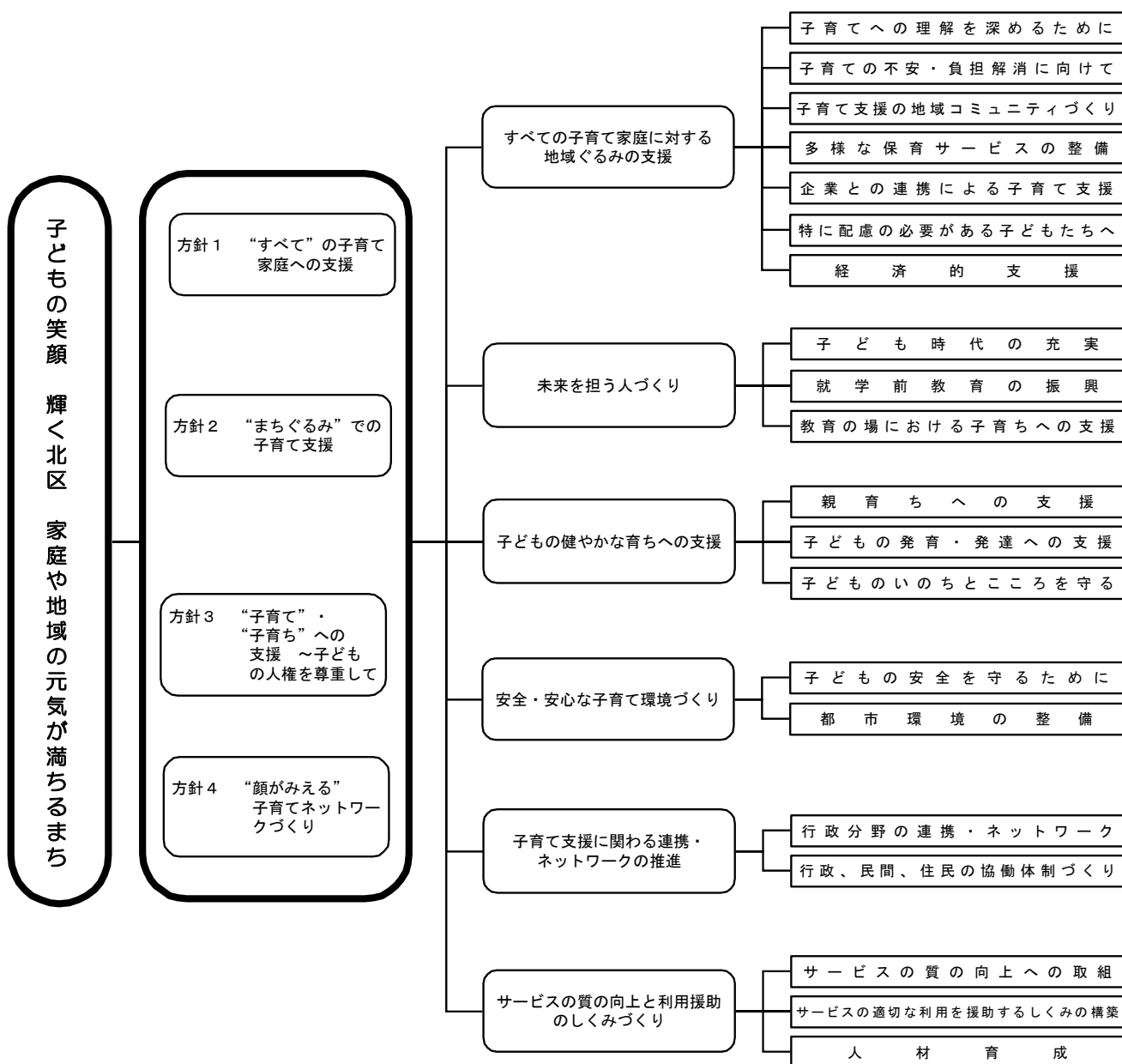
施策体系図

【基本理念】

【基本方針】

【施策目標】

【取組の方向性】



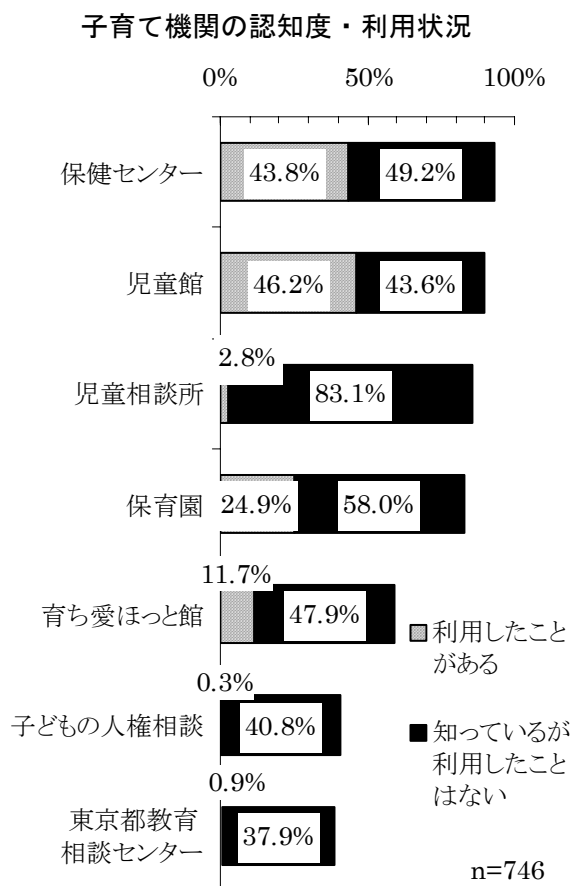
1. すべての子育て家庭に対する地域ぐるみの支援

(1) 子育てへの理解を深めるために

● 現状と課題・取組の方向性 ●

子どもを安心して育てるためには、地域において子育てを支援する仕組みが必要です。そのためには、まず地域全体で子育てに対する理解を深めることが重要となります。

北区では、「育ち愛ほっと館（子ども家庭支援センター）」を、子育ての相談・情報提供・学習の場と、ファミリー・サポート・センター機能をあわせ持つ総合的な子育て支援施設として平成13年11月に設置し、地域子育ての中核として位置づけています。しかし、認知度は、児童館や児童相談所よりもまだ低く、「育ち愛ほっと館（子ども家庭支援センター）」を中心とした、子育てや子育て支援を理解するための活動に、地域社会と一緒に取り組む必要があります。



● 子育て支援の意義の地域社会への周知

子育ての相談・情報提供・学習の場としての「育ち愛ほっと館（子ども家庭支援センター）」の利用を促進します。

また、乳幼児期の特性に対する認識を広め、同時に子育て支援の意義を地域社会に広く周知していきます。

● 父親の子育て参加の促進

子育ては、父親の参加も重要です。父親自身の育児不安を解消し、楽しんで子育てができるように相談・情報提供・学習の場の提供を行います。

また、父親の子育て参加の大切さを地域社会に広く周知していきます。

具 体 的 取 組

子ども家庭支援センター事業（育ち愛ほっと館） 【子育て支援課】

主に0～3歳児の子どもとその保護者がつどい、親同士の交流できたり、専門の相談員を配置し、子どもから大人まで各種相談ができる場を提供します。

また、児童虐待防止ネットワークの連絡・相談先として位置づけ、児童相談所など各関係機関との連絡調整や通告を行います

【今後の方向性】 拡充

子育てアドバイザー活動 【子育て支援課】

区内22児童館において、民生委員・児童委員による子育て相談事業を実施し、子育てに対しての助言を行います。

【今後の方向性】 維持・推進

新人お母さん・お父さんの保育見学 【保育課】

保健センターとの連携により、出産予定の方や初めてお父さんお母さんになった方を対象に、子育ての不安を解消するため、保育見学や育児相談を実施します。（公立保育園6園で実施）

【今後の方向性】 維持・推進

家庭教育学級 【生涯学習推進課】

各年齢の乳幼児・児童等を持つ保護者を対象に、家庭教育に関する学習の機会を提供するとともに、子育てサークルづくり等を支援します。

また、父親向けの育児に関するカリキュラムも実施します。

【今後の方向性】 拡充

（仮称）子ども館の整備 【子育て支援課 保育課】

併設する児童館と保育園を一体化し、専門職による子育て相談事業の実施や世代間交流の場として活用し、地域の子育て支援機能の拡充を図ります。

【今後の方向性】 新規

子育てひろば事業B型（地域子育て支援センター事業） 【子育て支援課】

保育園、母子生活支援施設、乳児院等の児童福祉施設や小児科医院等の医療施設又は、公共的施設を利用し、子ども家庭支援センターを中心とした子育て支援ネットワークを充実し、総合的子育て支援を実施します。

【今後の方向性】 検討

子育てひろば事業C型（つどいの広場事業） 【子育て支援課】

NPO法人や民間事業者等が、商店街の空き店舗・学校の空き教室、公民館等公共施設内のスペースを利用し、つどいの場の提供・親子の交流・講習会等を実施します。

【今後の方向性】 検討

事業主に対する意識啓発 【男女共同参画推進課】

仕事と生活時間のバランスのとれた働き方への見直しを進めるため、事業主等に対し、広報・啓発情報提供等を実施します。

【今後の方向性】 検討

ママパパ学級・らくらく出産コース 【保健センター】

専門家による妊娠・出産・育児についての指導や助言を行う。また、その講習を通して、先輩ママ・パパとの交流をはかり、妊娠中からの子育て仲間づくりを目指します。

【今後の方向性】 維持・推進

新婚さんクッキング 【保健センター】

新婚（概ね結婚1年以内）を対象に、調理実習を通して、妊娠前からの適切な食生活の重要性の認識を図ります。

【今後の方向性】 維持・推進

地域社会への意識啓発 【子育て支援課】

父親の子育て参加について、地域社会での理解を深めるため広報・啓発・情報提供・講演などを実施します。

【今後の方向性】 検討

パパになるための半日コース 【保健センター】

父親としての育児に対する不安を軽減し、父の役割を考えるための体験実習や交流を行います。

【今後の方向性】 維持・推進

《育ち愛ほっと館》

利用状況（延人数）

平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
6,959 人	19,047 人	20,831 人

1 F

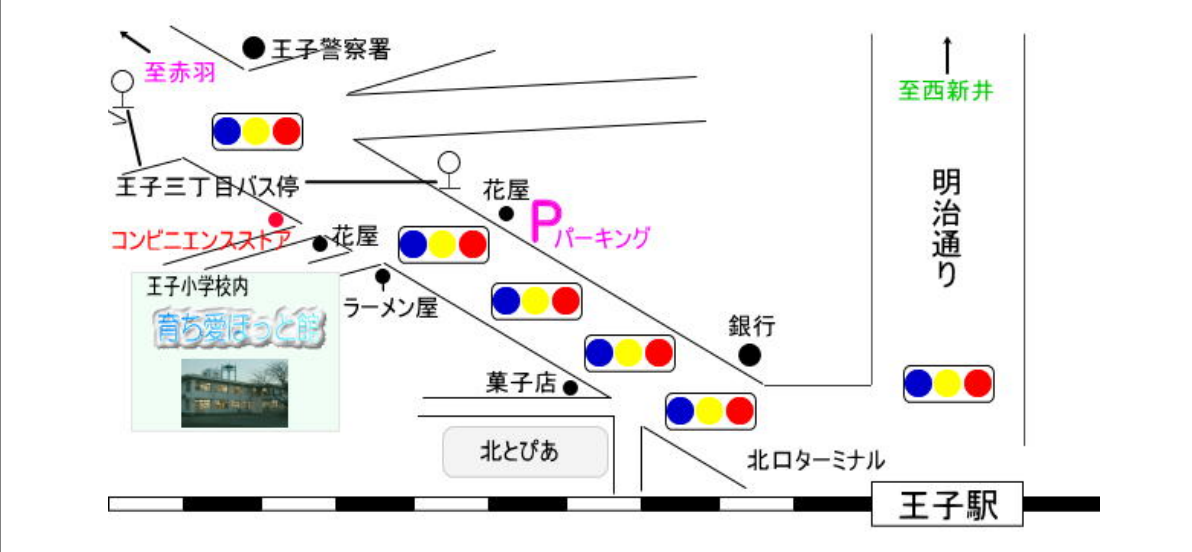
1 階は、子育てサークルの活動ができるスペースです。また、手仕事の夢舞台をオアシス「結び」でやっています。

入口

2 F 親と子の遊びのタウン

2 階は、0・1・2・3歳児を中心に考えたスペースです。乳幼児さんが安心して遊べます。

2階入口



(2)子育ての不安・負担解消に向けて

● 現 状 と 課 題 ・ 取 組 の 方 向 性 ●

子育て不安・負担を軽減するためには、地域ぐるみの支援が必要となります。

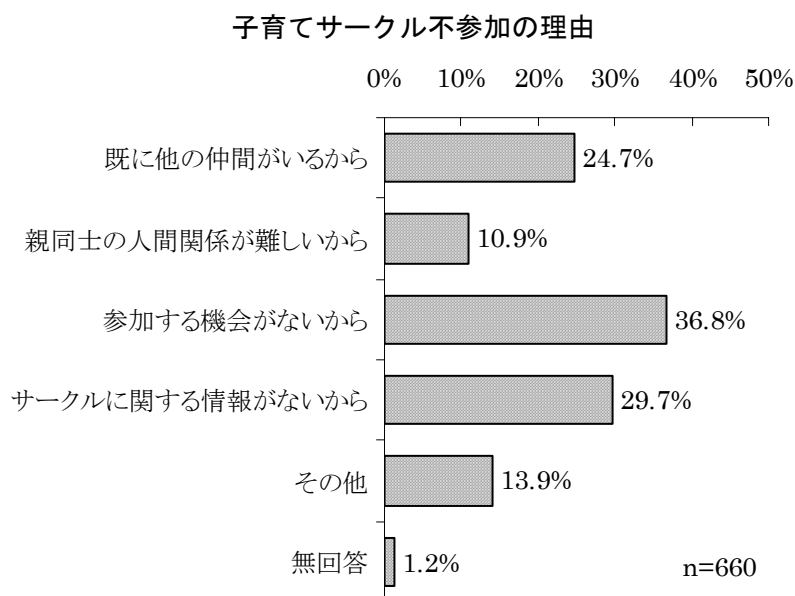
区内には親たちによる自主的な子育てサークルが多く存在し、親同士が子育てに対する不安感や負担感を共有したり相談しあうことで、その解消へとつながっています。しかし、こうしたサークルに参加せず、加えて身近に相談相手もいない親たちは、不安感や負担感を一人で抱え込むこととなります。

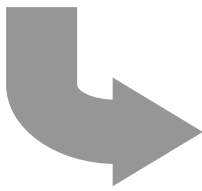
保護者の子育て不安を取り除き、安心して子育てする環境を提供するため子育て相談は大切ですが、保護者による子育て相談の内容は多様です。そこで、相談内容に応じた対応と適切な相談窓口の設置が必要となります。例えば、乳幼児の約9割以上が利用する保健センターの健康

診査での相談は、子育て不安解消に大きな役割を果たしています。

また、幼稚園や保育園、児童館の職員と親子が交流し、親たちが職員に気軽に相談したり、職員が子どもと接する姿をみたりすることが親たちの子育て不安の解消へとつながるケースもあることから、これらの職員が連携して地域の親子と接する機会を提供することも必要です。

さらに、地域における子育てに関する相談拠点では、相談のしやすさを考慮し、対面による相談以外の手段、例えば、文書やメールなどの方法を取り入れていくことも必要です。





●子育てサークルへの参加の促進

地域の養育力の高揚のため子育てサークルに対して支援に取り組み、それぞれのサークルが連携し活動していけるよう、適切な支援を行います。

また、育ち愛ほっと館、児童館や関係機関が連携し、情報を共有しながら、地域の子育てサークルなどへの参加を積極的に推進します。

●子育て・子育て相談の充実

保護者が相談したい場合、保護者自身が目的に応じた相談先を選べるように、区内全域の子育て・子育てに関わる相談事業の広報を行います。

保護者が相談を気軽にしたい場合には、身近な所にある保育園、幼稚園、児童館や（仮称）子ども館で相談にあたり、各施設の職員や地域の子育て経験者（子育て相談員・民生児童委員の子育てアドバイザー）がその相談に応じます。

家庭で時間を多く過ごす保護者に対するアプローチについては、保健師等による新生児訪問や乳幼児健康診査時等において積極的に子育て相談を行います。

また、保健センターでは、随時、身近な問題から専門的な相談まで職員が対応します。

一方、深刻な相談に対しては、育ち愛ほっと館（子ども家庭支援センター）、保健センター、児童相談所の各種の専門家が対応します。

さらに、この両者の間の連携、特に深刻な相談内容を専門家に引き継ぐネットワークづくりに取り組みます。

育ち愛ほっと館における相談の種類と件数の推移（件）

相談の種類 \ 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
健康	24	92	348
家庭・生活環境	29	101	438
発育・発達	57	453	1,179
養育不安	6	90	93
虐待	0	38	5
基本的な生活習慣	75	62	747
教育・しつけ	22	87	145
非行等	0	0	3
経済・就労	1	0	12
各種サービス	12	0	98
その他	5	3	52
合計	231	926	3,120

※平成 13 年 11 月開設

児童館における乳幼児クラブ及び乳幼児サークル事業 【子育て支援課】

0歳～就学前の乳幼児とその保護者を対象に子育て支援活動を実施します。相談事業については、子育て相談員や子育てアドバイザー（民生委員・児童委員）・職員が対応します。

【今後の方向性】 維持・推進

児童館における母親サークル事業 【子育て支援課】

親の育児不安解消や交流の場を提供します。

【今後の方向性】 維持・推進

乳幼児健康診査（3～4ヶ月、6・9ヶ月、1歳6ヶ月、3歳児）

【保健センター・健康いきがい課】

保健センター・委託医療機関にて、集団または個別で健診を行います。専門家による育児・栄養相談・心理相談・歯科保健相談も行います。また、育児支援の視点から、相談や情報提供を図り、問題発生を予防し、早期に対応します。

【今後の方向性】 拡充

乳児及び幼児育児相談 【保健センター】

乳児・幼児と親を対象に、育児に関する知識の習得や育児不安の軽減を目的にグループワーク、個別訪問、また、児童館等での出張育児相談も行います。

【今後の方向性】 拡充

マザー＆チャイルドミーティング（母と子の関係を考える会） 【保健センター】

育児不安や子育てに困難感を抱く母親を対象に、参加者同士のグループワークにより不安や問題の軽減を図ります。

【今後の方向性】 維持・推進

ママ・パパ子育てほっとタイム事業 【保育課】

出産後間もない保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を軽減するために、新生児1名に対し、3枚の一時保育利用券を配付します。（全認可保育園、保育室で実施）

【今後の方向性】 維持・推進

保育園における地域活動事業 【保育課】

子育てに関する情報や体験の共有が行われるよう交流の場や機会を提供し、地域の特性に応じた幅広い活動を実施します。

【今後の方向性】 維持・推進

子ども家庭支援センター事業（育ち愛ほっと館）（再掲） 【子育て支援課】

主に0～3歳児の子どもとその保護者がつどい、親同士の交流できたり、専門の相談員を配置し子どもから大人まで各種相談ができる場を提供します。また、児童虐待防止ネットワークの連絡・相談先として位置づけ、児童相談所など各関係機関との連絡調整や通告を行います。

【今後の方向性】 拡充

子育てアドバイザー活動（再掲） 【子育て支援課】

区内22児童館において、民生委員・児童委員による子育て相談事業を実施し、子育てに対しての助言を行います。

【今後の方向性】 維持・推進

子育て相談室（子育てひろば事業A型） 【子育て支援課】

区内3児童館において乳幼児の保護者からの電話、面接による育児相談を実施します。

【今後の方向性】 維持・推進

育児等相談体制の整備 【子育て支援課】

親の育児不安などに対する相談を、育ち愛ほっと館（子ども家庭支援センター）において臨床心理士による相談業務を実施します。

【今後の方向性】 維持・推進

幼稚園における子育てに関する相談事業、情報提供・助言事業 【学務課】

個人面談・保護者会・家庭訪問等により、教育・しつけ等の相談・助言を実施します。

【今後の方向性】 維持・推進

子育てサークルネットワーク推進事業 【子育て支援課】

子育て中の保護者が、気軽に子育てサークルに参加できる仕組みをつくり、子育てサークル活動を支援します。

【今後の方向性】 維持・推進

《児童館の幼児クラブ》

幼児クラブでは、親子で楽しみながら、体操、工作、リズム遊びなどの活動をしています。
(名称は児童館によってさまざまです)

対 象	2・3歳の幼児 ※0歳から幼児クラブを実施している児童館もあります。
曜日・時間	〇月～土曜日のいずれか1日または2日 (祝日と小・中学校の春、夏、冬休みの期間は除きます。) 〇午前中1時間程度
実施期間	4月または5月から翌年3月まで (児童館によって異なります)
申込期間	4月中旬まで
問合せ及び申込先	各児童館 ※幼児クラブは会員制をとっています

《乳幼児向けのクラブの例》

クラブの名前	活動日と内容	対象	参加方法	内容
みんな体操	毎週月、火、金曜日 11:45～ 体操、手遊びなど	0歳～	自由参加	手遊び、体操を 親子で楽しみま す
うさぎクラブ	毎週水曜日 11:00～11:20 体操、製作、手遊びなど	1歳児～	登録制	スキンシップ体 操など
コアラクラブ	毎週水曜日 11:00～11:20 体操、手遊びなど	0歳～	登録制(随時)	スキンシップ体 操など
パンダクラブ	毎週木曜日 10:00～11:30 体操、製作、手遊びなど	2～3歳児	登録制	制作活動、運動 遊びなど
ママ友達を つくりたい	第2金曜日 11:00～11:30 仲間作りと子育ての話	0歳児の 親子	自由参加	育児の情報交 換、親同士の仲 間作りなど

(3)子育て支援の地域コミュニティづくり

● 現 状 と 課 題 ・ 取 組 の 方 向 性 ●

区内できめ細かく子育て支援を実施するには、区内各所に子育て支援のための拠点を整備することが必要となります。その際、既存の社会資源を最大限に活用した整備が求められることから、保育関係施設・機関のみならず、商店街の空き店舗や学校の余裕教室等の活用についても視野に入れた検討が必要です。

また現在、各施設等の利用者をみると、保育園の利用者は保育園だけを利用し、また児童館の利用者は児童館だけを利用する、といった傾向もあることから、児童館と保育園が連携し、場所と人材を活用することで、効果的な子育て支援を図ることが必要です。

さらに、地域と子育て家庭をつなぐ、ファミリーサポートセンター事業については、7～8割の利用者が満足していることから、区民相互の助け合い制度としてより一層拡充していくことが必要です。ただし、この事業を「知らない」とする割合が、就学前児童をもつ家庭では4割弱、小学生児童をもつ家庭では6割弱となっていることから、周知ならびに利用促進のための取組も重要です。



●地域における子育て拠点の整備

区内にある保育園（公私立 48 園）と児童館（25 館）・児童室（5 室）は、今まで以上に積極的な子育て支援の拠点として活用します。

また、既存施設以外にも身近で地域の子育て支援の拠点となる、商店街の空き店舗や学校の余裕教室の利用についても検討していきます。

●「(仮称)子ども館」の設置

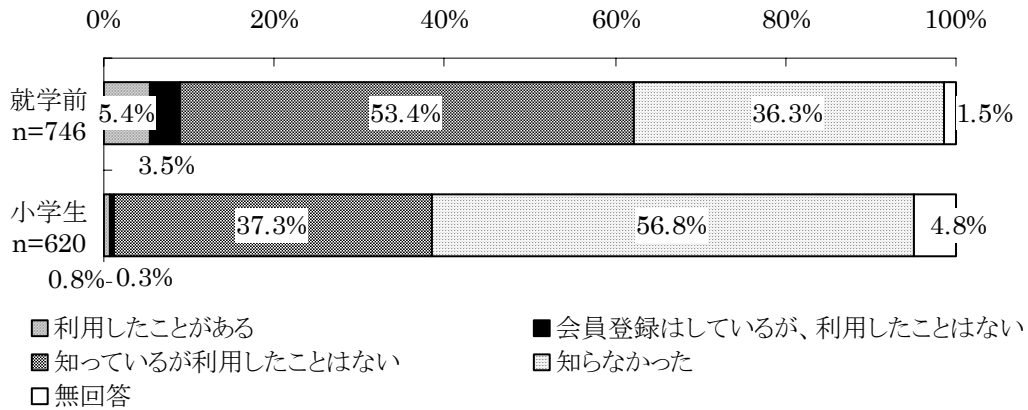
保育園と児童館等が隣接している施設を一体化し「(仮称)子ども館」として、子どもの成長にあわせた、一貫性のある子育て支援を実現する地域の拠点としていきます。

この「(仮称)子ども館」では、専門職による相談事業、乳幼児から中高生までの子ども同士の異年齢交流、両施設を利用する親同士の交流の場の提供、子育てサークルなどの活動の場の提供、などに取り組んでいきます。

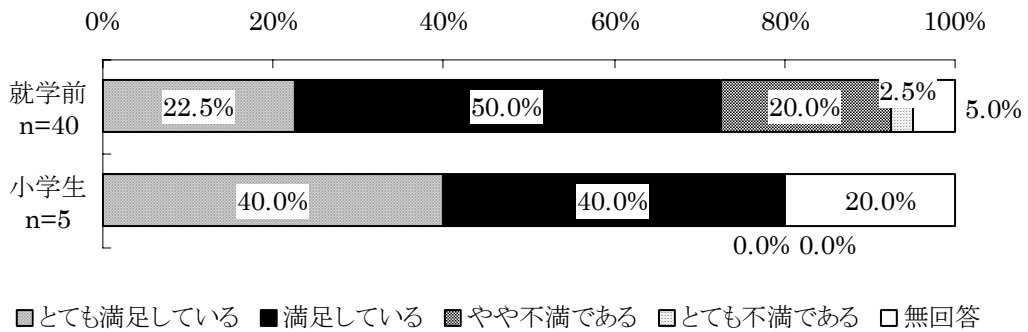
●ファミリーサポートセンター事業の推進

育児の支援を行う「サポート会員」と、育児の支援を受けたい「ファミリー会員」が、ともに増加するよう、本事業の周知と利用促進により一層取り組みます。

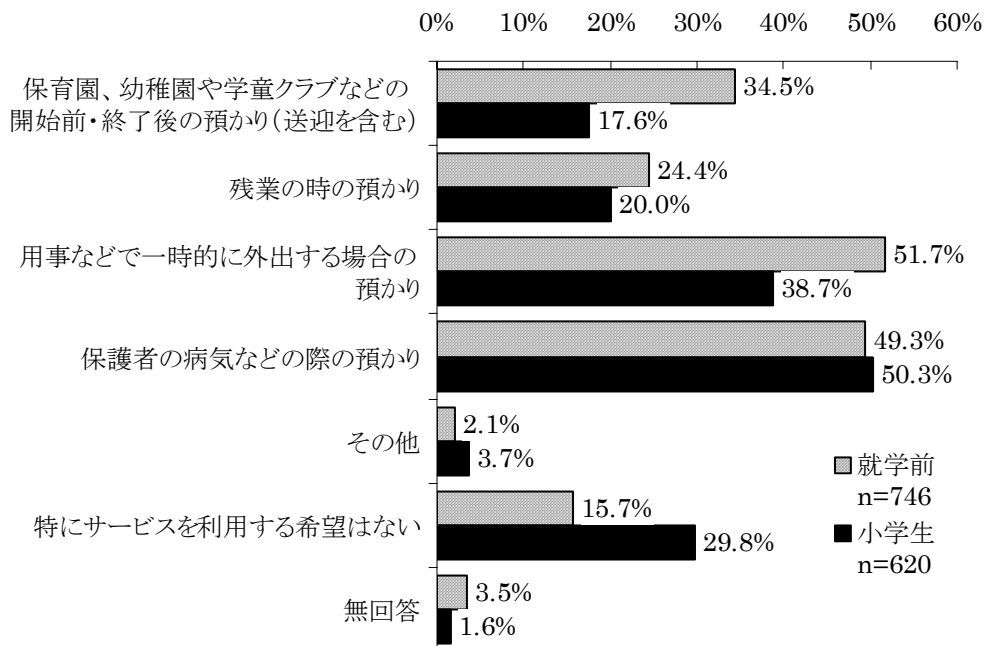
ファミリー・サポート・センター事業の利用状況



ファミリー・サポート・センター事業を利用したことがある人の満足度



ファミリー・サポート・センター事業の希望サービス内容



子育てひろば事業B型（地域子育て支援センター事業）（再掲） 【子育て支援課】

保育園、母子生活支援施設、乳児院等の児童福祉施設や小児科医院等の医療施設又は、公共的施設を利用し、子ども家庭支援センターを中心とした子育て支援ネットワークを充実し、総合的子育て支援を実施します。

【今後の方向性】 検討

子育てひろば事業C型（つどいの広場事業）（再掲） 【子育て支援課】

NPO法人や民間事業者等が、商店街の空き店舗・学校の空き教室、公民館等公共施設内のスペースを利用し、つどいの場の提供・親子の交流・講習会等を実施します。

【今後の方向性】 検討

ファミリーサポートセンター事業 【子育て支援課】

保育園・幼稚園の送り迎えや保護者の都合などでお子さんの育児ができないときに、育児の支援を行う「サポート会員」がお子さんをお預かりします。

【今後の方向性】 拡充

みんなで祝い輝きバースデー事業 【子育て支援課】

子育て支援施設、施策の情報提供を行うとともに、地域での仲間づくりを支援し、育児不安や孤独感の解消を図ります。

【今後の方向性】 維持・推進

家庭教育学級（再掲） 【生涯学習推進課】

各年齢の乳幼児・児童等を持つ保護者を対象に、家庭教育に関する学習の機会を提供するとともに、子育てサークルづくり等を支援します。

また、父親向けの育児に関するカリキュラムも実施します。

【今後の方向性】 拡充

高齢者参画による世代間交流 【子育て支援課 保育課】

児童館や保育園において、地域における子育ての経験者・伝統継承者等としての高齢者の参画を得る等、世代間交流の推進を図ります。

【今後の方向性】 維持・推進

子育てサークルネットワーク推進事業（再掲） 【子育て支援課】

子育て中の保護者が、気軽に子育てサークルに参加できる仕組みをつくり、子育てサークル活動を支援します。

【今後の方向性】 維持・推進

保育園における地域活動事業（再掲） 【保育課】

子育てに関する情報や体験の共有が行われるよう交流の場や機会を提供し、地域の特性に応じた幅広い活動を実施します。

【今後の方向性】 維持・推進

幼稚園の園庭・園舎の開放 【学務課】

地域の未就園児と保護者に園庭を開放します。

また、在園児と保護者を対象に、教育時間終了後に施設を開放します。

【今後の方向性】 維持・推進

乳児及び幼児育児相談（再掲） 【保健センター】

乳児・幼児と親を対象に、育児に関する知識の習得や育児不安の軽減を目的にグループワーク、個別訪問、また、児童館等での出張育児相談も行います。

【今後の方向性】 拡充

（仮称）子ども館の整備（再掲） 【子育て支援課 保育課】

併設する児童館と保育園を一体化し、専門職による子育て相談事業の実施や世代間交流の場として活用し、地域の子育て支援機能の拡充を図ります。

【今後の方向性】 新規

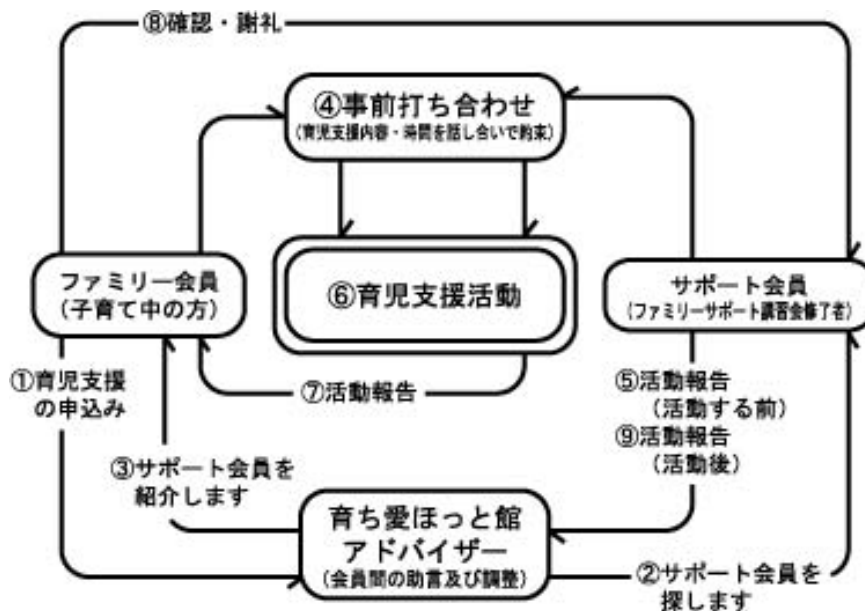
《ファミリー・サポート・センター事業》

ファミリー・サポート・センター事業の実績

年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
ファミリー会員 (人)	250	560	837
サポート会員 (人)	140	230	309
両方の会員 (人)	0	3	16
合 計 (人)	390	793	1,162
延べ利用件数 (回)	352	3,088	4,624

※平成 13 年 11 月事業開始

育児支援活動の仕組み



支援活動の内容	サポート会員の自宅やファミリー会員が指定する場所での一時的な保育、保育園・幼稚園・学童クラブ等への送迎です。育児支援を受けるための理由は問いません。
ファミリー会員になれる方	区内在住、在勤で、産休明け（生後57日）から小学6年生までのお子さんを子育てしている方です。
サポート会員になれる方	区内在住の20歳以上の健康な方で、区が実施する「ファミリーサポート講習会」を修了した方です
育児支援活動の時間は	原則として午前7時から午後8時までの間の希望する時間です。ただし、「サポート会員」と「ファミリー会員」の話し合いでお互いの了承が得られれば、他の時間帯での支援活動も可能です

(4)多様な保育サービスの整備

● 現 状 と 課 題 ・ 取 組 の 方 向 性 ●

企業の雇用体制の変化に伴って勤労者の就労形態が多様となっています。それと同時に保育ニーズも多様化しており、延長保育、病後児保育、夜間保育、休日保育、一時保育、留守家庭児童対策事業（学童クラブ）などのニーズも高まっています。通常保育の待機児童の解消を最優先としながらも、これらサービスに対するより一層の取組や充実が求められます。同時に、ショートステイ事業やトワイライトステイ事業についても、保護者による養育が一時的に困難になった場合への対応として、実施に向けた検討が必要です。さらに、緊急保育、一時保育についても地域バランスを考えて、実施していくことが必要です。

保育サービス実施状況

保育園		一時保育	緊急保育	延長保育	休日保育	年末保育
公立	民間					
36園	12園	13園	35園	20園	1園	17園

※平成16年4月1日現在

※公立保育園の中には公設民営園1園を含む。

また、保護者の就労状況等に関わらず、乳幼児期の発達を一貫して捉え、未就学児に対する教育・保育を一体的に行う幼保一体化等についても、徐々にではありまますが取組が進んでいることから、北区においても検討が必要です。

●保育サービスの充実

通常保育の待機児童の解消を最優先としながら、延長保育、一時保育等の各種保育サービスをより一層、充実させていきます。

同時に、親と子の関わりに重点を置き、適切な形でショートステイ事業やトワイライトステイ事業、病後児保育事業についても、実施していきます。

●幼保一体化等の検討

就学前のすべての子どもたちに良質な教育と保育を保障する観点から、幼稚園や保育園の一体化や総合施設について、国や東京都の動向を見据えつつ検討していきます。

その際、単に未就学児の教育・保育の場としてだけでなく、地域の子育て支援拠点としても機能するよう、検討していきます。

●留守家庭児童対策事業（学童クラブ）の充実

保護者が仕事などの事由により、留守になってしまう家庭の児童に対する留守家庭対策事業（学童クラブ）について、多様な保育サービスを提供し機能の充実を図ります。

緊急保育事業 【保育課】

保護者が傷病・出産等で緊急に児童を保育できなくなった場合に、保育園で一時的に保育します。(公立保育園 35 か所で実施)

【今後の方向性】 維持・推進

ショートステイ事業 【子育て支援課】

保護者が疾病・身体上または精神上等の理由により、一時的に児童を養育することが困難になった場合、児童養護施設・乳児院等で必要な養育を行います。

【今後の方向性】 新規

トワイライトステイ事業 【子育て支援課】

保護者が就労等により、平日の夜間または休日に不在になる家庭において、一時的に児童を養育することが困難になった場合、児童養護施設・乳児院等で必要な養育を行います。

【今後の方向性】 新規

年末保育事業 【保育課】

保護者が就労等で、年末に児童の養育ができない場合に保育園で保育を実施します。(公立保育園 4 園・公設民営保育園 1 園・私立保育園 12 園で実施)

【今後の方向性】 維持・推進

一時保育事業 【保育課】

利用要件を問わず、一時的に児童の養育ができない場合、保護者にかわって保育園で保育します。(公設民営保育園 1 か所、私立保育園 12 か所、保育室 5 か所で実施)

【今後の方向性】 拡充

延長保育事業 【保育課】

保育を必要とする保護者のニーズに対応するため、延長保育を実施します。(公立園で 11 か所、私立園で 9 か所で実施)

【今後の方向性】 拡充

休日保育事業 【保育課】

保護者が就労等で休日に児童の養育ができない際、保育園での保育を実施します。(公設民営保育園 1 か所で実施)

【今後の方向性】 拡充

特定保育事業 【保育課】

おおむね 3 歳未満の児童を保護者の就労状況に合わせて、短時間や短期間の保育を行います。

【今後の方向性】 検討

認可保育園 【保育課】

保護者が就労等の理由で日中、養育できないお子さんをお預かりします。(区内には 48 園)

【今後の方向性】 拡充

保育室 【保育課】

東京都が設けた一定基準を満たした施設で、保護者が就労等で保育にかける 0 から 2 歳までの児童をお預かりします。(区内に 7 施設)

【今後の方向性】 維持・推進

認証保育所 【保育課】

大都市の特性に着目し、都が独自に設けた基準により児童の保育を行います。(H14. 11 より実施 区内に 2 園。)

【今後の方向性】 維持・推進

病後児保育(派遣型)の実施 【保育課】

疾病が回復の過程にあるおおむね 10 歳未満の児童を対象に、保護者の就労等により保育に支障がある場合、児童の家庭等において保育を行います。

【今後の方向性】 検討

病児・病後児保育（施設型） 【保育課】

疾病にかかっているおおむね10歳未満の児童を対象に、保護者の就労等により保育に支障がある場合、診療所や保育園等で保育を行います。

【今後の方向性】 病後児について新規

保育ママ 【保育課】

保育士等の資格を持つ者が、0～3歳児を家庭的な雰囲気の中、自宅で保育を行います。（保育ママは現在2名）

【今後の方向性】 拡充

留守家庭児童対策事業（学童クラブ） 【子育て支援課】

就労等により保護者が日中家庭にいない小学校1年生～3年生をお預かりします。（区内48か所で実施 内休室1か所）また、預かり時間の延長を実施します。

【今後の方向性】 拡充

学童クラブにおける障害児の利用期間延長 【子育て支援課】

障害児について、学童クラブの利用期間を4年生以降に延長します。

【今後の方向性】 検討

4年生の児童館特例利用 【子育て支援課】

3年生まで学童クラブを利用していた児童について、環境の変化に対応するため、4年生の夏休み終了時まで、児童館において留守家庭児童対策事業を実施します。

【今後の方向性】 維持・推進

訪問型一時保育 【保育課】

保護者の疾病等により保育が一時的に困難になった児童をその家庭で保育します。

【今後の方向性】 検討

夜間保育 【保育課】

おおむね午前11時から午後10時までの11時間保育を基準として、夜間の保育需要に応えます。

【今後の方向性】 新規

幼保一体化等の検討 【子育て支援課・保育課・学務課】

就学前のすべての子どもたちに良質な教育と保育を補償する観点から、幼稚園や保育園の一体化や総合施設について、国や東京都の動向を見据えつつ検討します。

【今後の方向性】 検討

私立幼稚園幼児教育振興補助事業 【子育て支援課（私立幼稚園）】

私立幼稚園において通常の教育時間の終了後にお子さんをお預かりします。また、幼児の安全を図るため学校110番の維持管理を行います。

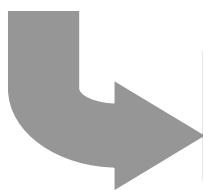
【今後の方向性】 維持・推進

(5) 企業との連携による子育て支援

● 現 状 と 課 題 ・ 取 組 の 方 向 性 ●

現在の労働環境は、決して、職業生活と家庭生活との両立への配慮が十分とは言えない状況です。職場における環境整備の要望をみても、「子どもが病気やけがのときなどに休暇が取れる制度」「子どもの行事に参加するための休暇制度」に次いで、「男女ともに子育てと仕事が両立しやすいように、企業（職場）内で子育てへの理解を深めていくこと」が挙げられています。

各種の保育サービスを充実させるだけでなく、区内の事業者に対して、職業生活と家庭生活の両立のために、働き方の見直しに関する意識啓発や広報に取り組んでいくとともに、事業者も地域の一員として、安心して子育てができる環境づくりへの協力を求めていくことが必要です。



●働き方の見直しに関する意識啓発

区内の企業に対して、職業生活と家庭生活の両立のために、働き方の見直しに関する意識啓発や広報を行います。

また、区内事業者と連携・協力し、子育てイベントの実施や安全・安心施策の実施を検討していきます。

● 具 体 的 取 組 ●

事業主に対する意識啓発（再掲） 【男女共同参画推進課】

仕事と生活時間のバランスのとれた働き方への見直しを進めるため、事業主等に対し、広報・啓発・情報提供等を実施します。

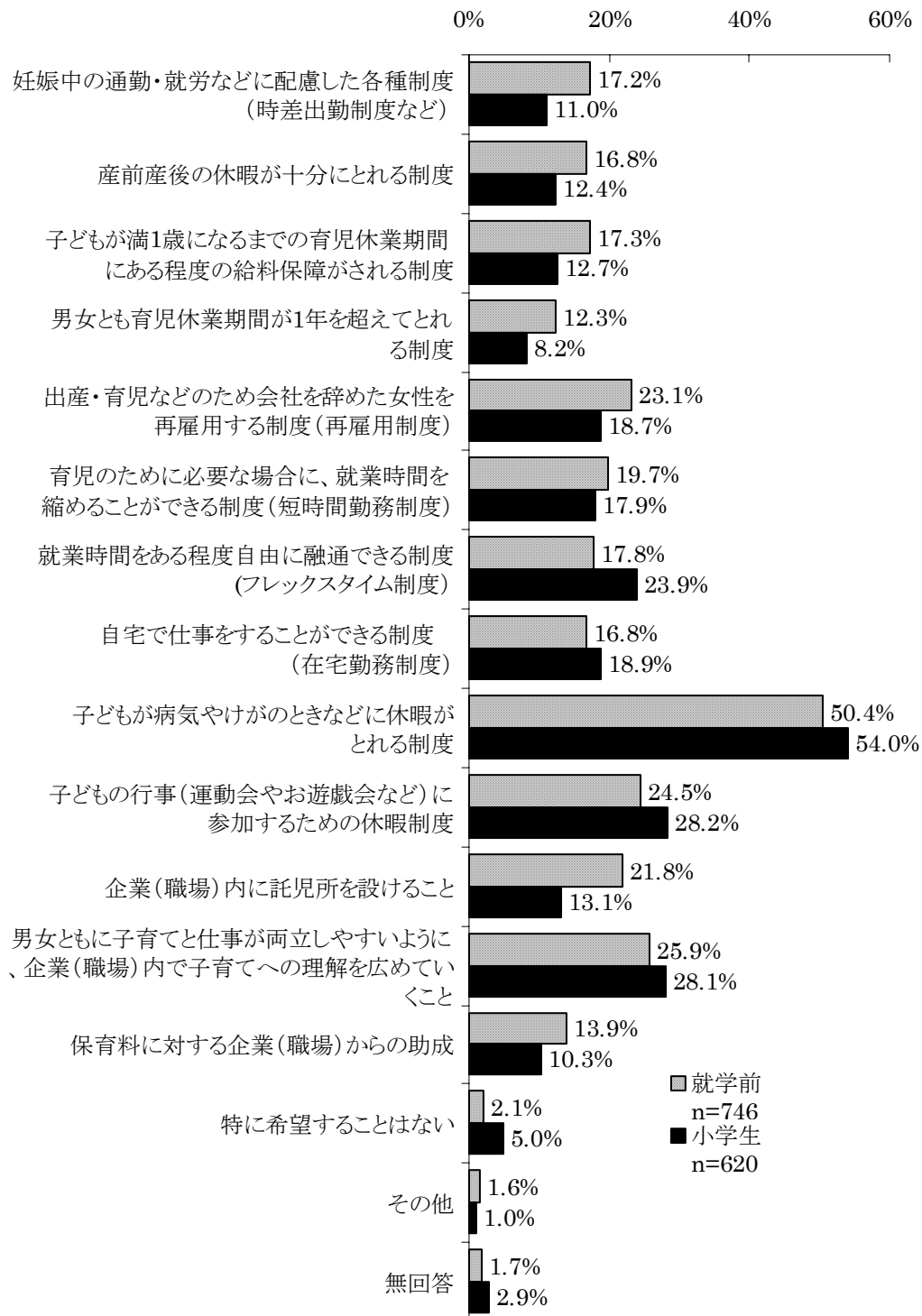
【今後の方向性】 検討

北区安全・安心ネットワーク事業 【危機管理課・地域振興課・子育て支援課・保育課・男女共同参画推進課・道路公園課・指導室・庶務課・学務課・生涯学習推進課・体育課】

子どもや女性、高齢者などすべての区民が安心して生活することのできる安全な地域環境を整備するため、区民、事業者及び関係機関と連携して、さまざまな形の安全・安心ネットワークを構築する。

【今後の方向性】 新規

子育てのための職場環境整備に対する要望



(6)特に配慮の必要がある子どもたちへ

● 現 状 と 課 題 ・ 取 組 の 方 向 性 ●

運動や言葉、情緒などの発達につまづきがある子どもや障害のある子ども、またLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）、高機能自閉症など社会性や行動面、情緒面に問題がある子どもの成長にあわせた適切な療育、指導が必要です。また、こうした子どもを持つ家庭の子育てに対する不安や、一人ひとりの子どもの状況に合わせた早期の支援体制を充実する事が大切です。

ひとり親家庭については、離婚等により年々増加しており、その生活の安定と自立を図るための取組が必要です。



●障害のある子どもに関する相談機能の充実

個々のニーズを積極的にくみ取り、現在、障害者福祉センターとさくらんぼ園で実施している子どもの発達に関する相談の充実を図ります。

また、関係機関との連携をすすめ、将来にわたって子どもと共に歩んでいく家庭への支援に力を入れていきます。

●ひとり親家庭支援の充実

国や都と連携をとり、きめ細かなサービスの展開と自立・就業の支援を主眼とした総合的なひとり親家庭の自立支援施策を検討していきます。

● 具 体 的 取 組 ●

心身障害者医療費助成 【福祉サービス課】

心身障害者（児）に対し、医療費の一部を助成します。

【今後の方向性】 維持・推進

外出支援に関する事業 【福祉サービス課】

身体障害者（児）に対し、外出を支援するため、リフト付タクシー運行業者に運行業務を委託します。また、心身障害者（児）に対し、福祉タクシー券、福祉燃料券の交付を行います。

【今後の方向性】 維持・推進

居宅介護支援 【福祉サービス課】

日常生活を営むことに支障がある在宅の心身障害者（児）が、生活全般の介護・家事等の必要な援助を受けることを支援します。

【今後の方向性】 維持・推進

在宅心身障害者緊急一時保護 【福祉サービス課】

在宅の心身障害者（児）を介護している保護者や家族が、疾病・出産・冠婚葬祭等の理由によって家族における介護ができない場合に障害者（児）を一時保護します。

【今後の方向性】 維持・推進

さくらんぼ園 【障害者福祉センター】

就学前の発達に遅れがあるか、またはその疑いがある子どもに対し、早期に療育を行い発達を支援します。

【今後の方向性】 維持・推進

重度心身障害者日常生活用具給付及び住宅設備改善費給付 【福祉サービス課】

在宅の重度心身障害者（児）の日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付と住宅設備改善費の給付を行います。

【今後の方向性】 維持・推進

障害児福祉手当 【福祉サービス課】

在宅のより重度の20歳未満の障害児に対し手当てを支給し、その著しい重度の障害ゆえに生ずる特別な負担の軽減を図ります。

【今後の方向性】 維持・推進

人工肛門・人工膀胱用装具及び酸素購入費助成 【福祉サービス課】

人工肛門・人工膀胱用装具装着者（児）に対して装具の購入費を助成、また、日常生活用具給付事業による酸素吸入装置受給者（児）に対して詰替用酸素の購入費を助成します。

【今後の方向性】 維持・推進

特別育児相談 【保健センター】

病児・障害児を抱える親に対して、定期的にグループワークを実施、必要に応じて個別相談を実施する。専門講師による講演会・講習会を実施します。

【今後の方向性】 維持・推進

乳幼児健康診査（3～4ヶ月、6・9ヶ月、1歳6ヶ月、3歳児）（再掲）

【保健センター・健康いきがい課】

保健センター・委託医療機関にて、集団または個別で健診を行います。専門家による育児・栄養相談・心理相談・歯科保健相談も行います。また、育児支援の視点から、相談や情報提供を図り、問題発生を予防し、早期に対応します。

【今後の方向性】 拡充

妊産婦・小児医療費助成 【健康いきがい課・保健センター】

母子保健法・児童福祉法・東京都医療費助成実施要綱・北区医療費助成実施要綱等に基づき、妊産婦医療、養育医療、育成医療、小児慢性疾患に対して医療費の助成を行います。

【今後の方向性】 維持・推進

特別支援教育推進モデル事業 【教育改革担当課】

通常学級に在籍する学習障害等の児童に対応する特別支援教育に向け、モデル校を定め課題と成果を検証します。

【今後の方向性】 拡充

特別支援教育推進計画の策定 【学務課】

特別支援教育への移行にともない、障害のある児童・生徒一人ひとりに応じた教育を実施するための推進計画を策定します。

【今後の方向性】 新規

認定就学者（肢体不自由児）への介助員の派遣 【学務課】

通常の学級で学ぶことができる「認定就学者」と判定された肢体不自由児に介助員を派遣し、学校生活でのサポートをします。

【今後の方向性】 拡充

障害児保育 【保育課】

保育園において、適正な職員を配置し、児童の発達の状況に応じた保育を行います。

【今後の方向性】 維持・推進

保育園と学童クラブにおける巡回指導員の派遣 【子育て支援課・保育課】

障害児の保育を推進するため巡回指導員を派遣します。

【今後の方向性】 拡充

学童クラブにおける障害児の利用期間延長（再掲） 【子育て支援課】

障害児について、学童クラブの利用期間を4年生以降に延長します。

【今後の方向性】 検討

心身障害者紙おむつ支給 【福祉サービス課】

常時失禁状態にある心身障害者（児）に紙おむつを支給、またはおむつ代金の一部を助成し、障害者（児）及び介護者の経済的負担の軽減を図ります。

【今後の方向性】 維持・推進

心身障害者福祉手当 【福祉サービス課】

心身障害者（児）等に対し手当を支給し、障害や病気のため必要となる特別な負担の軽減を図ります。

【今後の方向性】 縮減

身体障害者入浴介助 【福祉サービス課】

入浴が困難な在宅の重度身体障害者（児）に対し、巡回入浴車を派遣し、入浴の機会を提供することにより家族の負担軽減を図ります。

【今後の方向性】 維持・推進

短期入所支援 【福祉サービス課】

心身障害者（児）が保護者や家族の疾病、冠婚葬祭、休養等の理由で短期間施設に入所し、適切な介護を受けることを支援します。

【今後の方向性】 維持・推進

障害者福祉センター相談事業 【障害者福祉センター】

障害の種類や程度に関わらず障害のある子ども、また障害があるのではないかと心配する保護者や子どもを対象に相談を受け、専門的診断に基づき、解決に向けた支援を行い、より生活しやすい状態を提供します。

【今後の方向性】 維持・推進

心身障害学級交流教育推進事業 【学務課】

心身障害学級在籍児一人ひとりの障害や発達の状況に応じ、個別指導計画を作成し、非常勤講師を同行させて通常学級の活動の一部に参加させる等の交流を図ります。

【今後の方向性】 拡充

知的障害者（児）所在確認支援事業 【福祉サービス課】

知的障害者（児）が所在不明になったとき、居場所を知らせるシステムを利用して早期に見出し、事故を防止することにより知的障害者（児）の保護者の精神的・身体的負担の軽減を図ります。

【今後の方向性】 維持・推進

補装具の交付及び修理 【福祉サービス課】

身体障害者（児）の身体の一部の欠損や機能の障害を補うための補装具（車いす・補聴器等）の交付と修理を行います。

【今後の方向性】 維持・推進

デイサービス支援 【福祉サービス課】

心身障害者（児）が通所により創造的な活動や機能訓練などを受けることを支援するとともに、保護者に対する育児相談を実施します。

【今後の方向性】 維持・推進

ひとり親家庭医療費助成事業 【子育て支援課】

満18歳になった日の属する年度の3月末日までの児童（障害がある場合は20歳未満）を養育するひとり親家庭に対し、健康保険が適用される診療及び投薬の自己負担分を助成します。

【今後の方向性】 維持・推進

ひとり親家庭家事援助者派遣事業 【子育て支援課】

義務教育終了前の児童を養育しているひとり親家庭を対象に、月12回、1回あたり8時間以内でホームヘルパーを必要に応じ派遣することにより、ひとり親家族の健全な日常生活を確保します。

【今後の方向性】 維持・推進

ひとり親家庭休養ホーム事業 【生活福祉課】

区が宿泊、日帰り施設を指定し、低額又は無料で利用できるように、利用者に助成を行い、ひとり親家庭の休養、健康増進を図ります。

【今後の方向性】 維持・推進

母子福祉資金貸付 【生活福祉課】

母子家庭に対して経済的に自立して安定した生活を送るために必要とする資金を貸付します。

【今後の方向性】 維持・推進

母子福祉応急小口資金貸付 【生活福祉課】

母子家庭に対して応急に必要とする小口資金を貸付けることにより、生活の安定を図ります。

【今後の方向性】 維持・推進

母子家庭の母親の就業促進 【生活福祉課】

母子家庭の生活の自立に向けた就労支援を推進します。

【今後の方向性】 検討

母子家庭等に対する相談体制の充実や施策・取組に関する情報の提供 【生活福祉課】

迅速かつきめ細かな対応を目指し、相談体制を充実させるとともに、施策や取り組みについて北区ニュースやホームページで情報提供を行います。

【今後の方向性】 拡充

母子生活支援施設（浮間ハイマート） 【生活福祉課】

母子家庭を入所させ、生活の安定と自立を支援します。

【今後の方向性】 維持・推進

児童扶養手当 【子育て支援課】

18歳に達した日以降の3月末日までの児童（中度以上の障害を有する場合は20歳未満）のいる母子家庭、または父が重度の障害を有する家庭に対し手当を支給します。

【今後の方向性】 維持・推進

児童育成手当 【子育て支援課】

18歳に達した日以降の3月末日までの児童（中度以上の障害を有する場合は20歳未満）を養育している父子・母子家庭、または父か母が重度の障害を有する家庭に手当を支給します。

【今後の方向性】 維持・推進

特別児童扶養手当 【子育て支援課】

中度以上の障害を有する20歳未満の児童を養育している家庭に手当を支給します。

【今後の方向性】 維持・推進

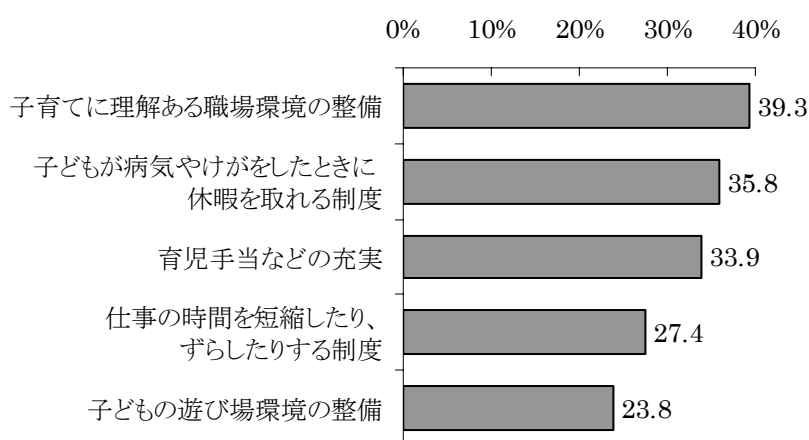
(7) 経済的支援

● 現 状 と 課 題 ・ 取 組 の 方 向 性 ●

平成 16 年に内閣府が行った「平成 16 年度社会意識に関する世論調査」をみると、出生率が低下している要因として考えられることとしては、「子育ての費用の負担が大きいから」が最も多くなっています。

また、平成 14 年に東京都が行った「平成 14 年度東京都社会福祉基礎調査（東京の子どもと家庭）」をみると、出産や子育てに必要と思われることとしては、「職場環境の整備」「子どもが病気や怪我をしたときに休暇を取れる制度」に次いで「育児手当などの充実」が挙げられています。

出産や子育てに必要と思われること
(上位 5 項目)



● 経済的支援の充実

子育てに関する様々な経済的な負担を軽減するよう、子ども医療費の助成等の経済的支援に取り組んでいきます。

具 体 的 取 組

乳幼児医療費助成 【子育て支援課】

0歳から6歳就学前までの乳幼児の保険診療にかかる医療費の自己負担分及び薬剤負担金、入院時食事負担金を助成します。

【今後の方向性】 維持・推進

子ども医療費助成 【子育て支援課】

小学校1年生から中学校3年生（15歳に達した日以降の3月末日）までの児童の保険診療にかかる入院医療費の自己負担分、入院時食事負担金を助成します。

【今後の方向性】 維持・推進

児童手当 【子育て支援課】

小学校3年生終了前（9歳に達した日以降の3月末日）までの児童を養育している家庭に手当を支給します。（所得制限あり） 第1子・第2子 月額5千円 第3子以降 月額1万円

【今後の方向性】 維持・推進

幼稚園等就園奨励費補助事業 【子育て支援課・学務課】

幼稚園又は区が指定する幼稚園類似の幼児施設に幼児を通わせていることを奨励するため、保護者（区内に住居登録がある）の所得状況に応じ、補助金を交付します。また、区立幼稚園に限り、減額免除制度により就園奨励を図ります。

【今後の方向性】 維持・推進

私立幼稚園等保護者負担軽減補助事業 【子育て支援課】

私立幼稚園又は区が指定する幼稚園類似の幼児施設に幼児を通わせている保護者（区内に住居登録がある）の負担を軽減するため補助金を交付します。

【今後の方向性】 維持・推進

私立幼稚園等入園祝金交付事業 【子育て支援課】

私立幼稚園又は区が指定する幼稚園類似の幼児施設に幼児を通わせている保護者（区内に住居登録がある）に対し、通園の初年度に祝金を交付します。

【今後の方向性】 維持・推進

外国人学校児童生徒保護者負担軽減補助金 【子育て支援課】

北区に外国人登録をし外国人学校に児童・生徒・幼児を通わせている保護者に対して補助金を交付します。

【今後の方向性】 維持・推進

大気汚染医療費助成 【健康福祉課】

大気汚染の影響を受けていると推定され、気管支ぜん息と診断された18歳未満の子どもの保険診療にかかる医療費の自己負担分を助成します。

【今後の方向性】 維持・推進

就学援助 【学務課】

区内在住で、経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対し、円滑に義務教育が果たせるよう学習に必要な費用を援助します。

【今後の方向性】 維持・推進

2. 未来を担う人づくり

(1) 子ども時代の充実

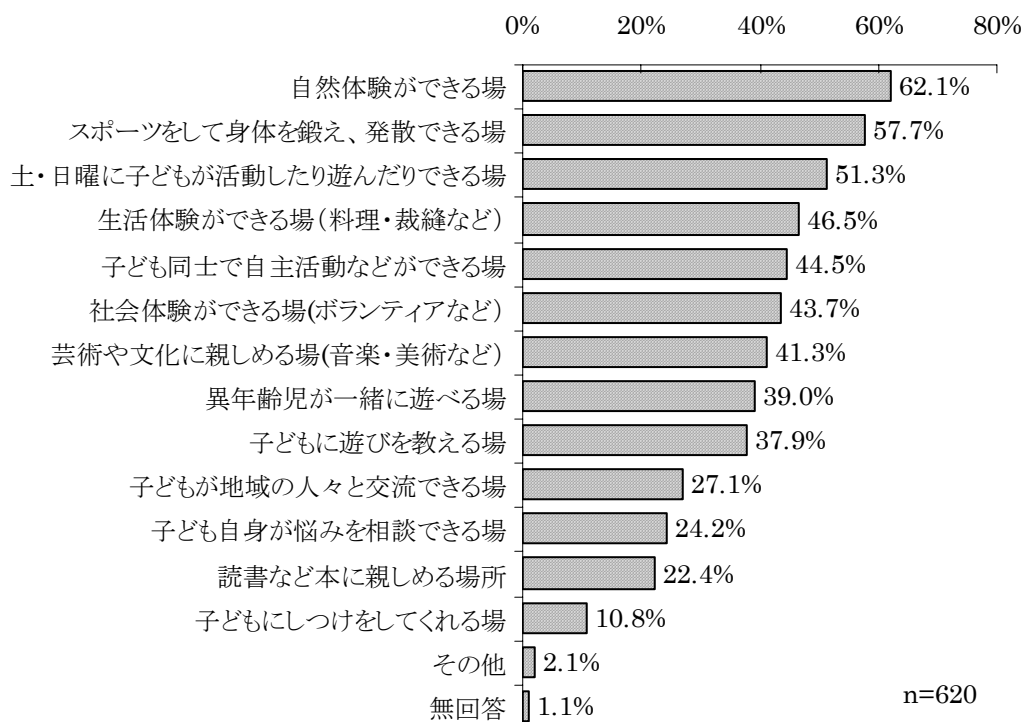
● 現状と課題・取組の方向性 ●

近年の少子化の要因として、従来から指摘されてきた非婚化・晩婚化に加え、夫婦の出生力の低下が挙げられています。そのため、弟妹の減少や異年齢の子どもと遊ぶ機会の減少により、自分より年少の子どもに接した経験をあまり持たない子どもが増えています。

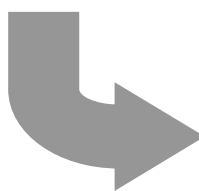
最近の若い世代については、異年齢の子ども（特に乳幼児）と触れ合う体験が減少していることが、子育てに対する漠然とした不安や戸惑いにつながっているのではないかと、という指摘もあります。

子どもが自ら成長していくためには、成長期において、直接多くの人と交流することによって得られる実体験が重要ですが、現状では、特に中高生の“居場所”、さまざまな体験・交流等の場や機会が不足していることが指摘されています。児童館では、乳幼児の交流の場が提供されていますが、青少年の健全育成も視野に入れ、乳幼児と小中高生の交流の場を提供することも重要です。

身近な地域で子どもが集う場に期待する役割



「未来の子育て世代」である児童生徒に対して、自立を促すとともに、年少者と接する機会を提供する等、「養育性」^{注)}を育てていくことが必要とされています。



●自然体験やボランティア体験等の機会の充実

子どもが豊かな心を培い、さらに社会に貢献する気持ちや働くことに対する興味や関心などの社会性を育むために、自然体験やボランティア体験、社会体験活動の機会の充実に積極的に取り組んでいきます。

その際、教育機関だけではなく、家庭・地域・学校が協働して未来を担う人材の育成に向け、子どもの多様な体験活動の充実を図っていきます。

●小中高生の居場所と「養育性」を育む異年齢交流の場づくり

小中高生の居場所として開放している児童館において、乳幼児との交流を図り、幼いものにふれる機会を提供し、「養育性」を育むことを目指します。その際には、自然な形で年長者が年少者の面倒をみるように配慮します。

また、年少者とのふれあいを好む中高生を対象とした乳幼児との接し方に関する研修を実施したり、認定証を発行することなども検討していきます。

核家族化が進む中、乳幼児と小中高生、高齢者との多世代交流の場を提供することも重要です。乳幼児とのふれあいで養育性を育むことや、高齢者の豊富な知識と経験を伝えていくような場を提供していきます。

《文化センター子どもひろば》



《小中学生自然体験活動》



注) 養育性

幼いものに対して共感性を持って守り育てようとする資質。親が子どもに対してだけでなく、広く大人や年長の子どもの幼いものに対して、相手の立場に立って慈しみをもってかかわる資質を言う。

具 体 的 取 組

きて、見て、さわって！昔の道具 【飛鳥山博物館】

小学校中学年の小单元「むかしをしらべる」に対応する事業を開催します。

【今後の方向性】 維持・推進

こどもエコクラブ 【環境課】

こどもたちに地域の中で楽しみながら主体的に長く続けられるような環境活動、環境学習を行う機会を提供し、支援します。

【今後の方向性】 維持・推進

児童館での小学生対応事業 【子育て支援課】

児童の健康増進、情操を豊かにすることを目的に設置しており、日常活動、クラブ活動、行事活動等の展開、また、青少年地区委員会と連携し地域の子育て環境を整備します。

【今後の方向性】 維持・推進

児童館での中高生対応事業 【子育て支援課】

児童館を地域の中高校生の居場所として提供し、ボランティア・次世代を担う人材として中高生を育成します。

【今後の方向性】 拡充

児童室 【子育て支援課】

児童館の分室として地域の子どもたちに遊び場を提供し、良い環境の中で心身ともに健やかに児童を育成します。

【今後の方向性】 維持・推進

児童館・児童室における乳幼児と小中高生との交流事業 【子育て支援課】

乳幼児とのふれあいを中心に、やさしさや慈しみの感情を育み、次世代につなげていく子育て環境をつくります。

【今後の方向性】 維持・推進

保育園と小（中高）学校との交流事業 【保育課】

保育園児と小（中高）学生生徒との交流の中で養育性を育みます。

【今後の方向性】 維持・推進

幼稚園と小（中高）学校との交流事業 【子育て支援課（私立幼稚園）】

幼稚園児と小（中高）学生生徒との交流の中で養育性を育みます。

【今後の方向性】 維持・推進

スポーツ指導者の養成 【体育課】

クラブ運営育成のための人材を養成します。

【今後の方向性】 維持・推進

夏休みわくわくミュージアム 【飛鳥山博物館】

夏休みの期間中、北区の歴史や自然について「調べる」ことをテーマに、特別展示室での展示と親子で参加できる事業を開催します。

【今後の方向性】 維持・推進

甘楽町スポーツ少年団交流事業 【地域振興課】

北区と甘楽町の児童がスポーツを通じて交流。少年野球、少年サッカー、ミニバスケットボールを実施します。

【今後の方向性】 維持・推進

校庭開放推進事業（学校校庭の地域開放） 【体育課】

区立小・中学校の校庭を地域の子ども達が安心してすごせる遊び場、スポーツの場として開放し、児童・生徒の体力づくりと生涯スポーツの推進を図ります。

また、小学校ごとに校庭開放運営委員会を設置し、委員会において開放指導員を委嘱し、開放中の事故防止と指導育成を実施します。

【今後の方向性】 維持・推進

子ども環境教室 【環境課】

子どもたちが自然とふれあい、自然を学ぶ。自然の探索（植物、野鳥、昆虫等）、体験学習を実施します。

【今後の方向性】 維持・推進

児童サービス事業 【中央図書館】

図書館でのお話会等を実施します。

【今後の方向性】 維持・推進

中高生の集える場の提供 【子育て支援課】

中高生の居場所として空き教室等の活用など、ハードとソフトの両面から整備します。

【今後の方向性】 検討

親子ふるさと体験事業 【地域振興課】

土日に1泊2日で中之条町を訪れ、農業体験やそば打ち体験などさまざまな内容で実施し、北区の親子の交流を推進します。

【今後の方向性】 維持・推進

青少年地区委員会活動 【子育て支援課】

社会を明るくする運動、各地区の伝統や環境などの特性を活かして実施されるスポーツ、野外活動、家族のふれあいの日事業等を実施します。

【今後の方向性】 維持・推進

地域教育力推進 【生涯学習推進課】

教育ボランティア人材バンクの実施、教育ボランティア名簿の作成・配付などを行い、教育ボランティアの活用を図ります。

【今後の方向性】 維持・推進

地域寺子屋事業 【生涯学習推進課】

児童館や小学校を会場として、地域の人たちで構成する寺子屋運営委員会が運営し、子どもたちの「居場所」として、補習・レクリエーションを行います。

【今後の方向性】 維持・推進

地域土曜講座事業 【生涯学習推進課】

地域の大人たちで構成する実行委員会が子どもたちを対象に絵画・読書・自然体験等をテーマに数回の講座を実施します。

【今後の方向性】 維持・推進

伝統工芸保存事業 【産業振興課】

北区伝統工芸保存会会員が区内の児童館・小学校・中学校へ出向き、伝統工芸の技を教えます。

【今後の方向性】 維持・推進

都会っ子ふれあい農業体験事業 【地域振興課】

春の田植えまたは秋の稲刈りの時期に北区の児童約 20 名が酒田市を訪れ農業体験などを行い、両都市の児童同士の交流を推進します。

【今後の方向性】 維持・推進

文化センター子どもひろば 【生涯学習推進課】

文化センター利用団体、区民が主体となって、クラフト、音楽・舞踊体験、伝統文化・芸能、生活技術等各種体験の場を提供するイベントを年6回開催します。

【今後の方向性】 維持・推進

文化センター子ども講座 【生涯学習推進課】

夏休みや土・日の生活をより一層充実したものとするために、木工、絵画、手工芸、陶芸等各種教室を開催します。

【今後の方向性】 維持・推進

(仮称) 子ども文化村 【文化施策担当課】

主に小中学生を対象に、区内在住の芸術家等の協力を得ながら、体験教室や音楽教室などの文化教室を実施する。なお、3つ以上の文化教室を統合したものを「(仮称) 子ども文化村」とし、子どもの頃から本物の文化芸術に親しむ機会の充実を図ります。

【今後の方向性】 新規

北区ふるさと農家体験事業 【生涯学習推進課】

赤羽自然観察公園内に移設復元する古民家を活用して、民俗行事など体験行事を推進します。

【今後の方向性】 新規

北区版総合型地域スポーツクラブの設立・支援 【体育課】

北区版総合型地域スポーツクラブの設立を推進するとともに、その担い手を育成するための事業を推進します。

【今後の方向性】 新規

情報教育の推進 【学務課】

全小・中学校の各教室でインターネットを使用した学習活動ができるよう校内LANを整備します。

【今後の方向性】 維持・推進

わくわく土曜スポーツクラブ 【体育課】

学校週5日制に対応した事業として、学校施設を利用し、子どもたちがスポーツを通して、健やかに成長できることを目的として、実施します。

【今後の方向性】 維持・推進

北区広域スポーツセンター機能の整備 【体育課】

「(仮称)赤羽体育館」内に北区広域スポーツセンター機能を整備し、総合型地域スポーツクラブの育成及びNPO法人化を支援します。学校・家庭・地域三者一体となり地域リーグを創設し、練習・試合出場機会を提供します。

【今後の方向性】 維持・推進

《地域寺子屋》**《児童館を利用する高校生》**

(2)就学前教育の振興

● 現 状 と 課 題 ・ 取 組 の 方 向 性 ●

就学前の子どもたちにとっては、幼稚園での日頃の生活や体験は、その後の成長に非常に重要な意味を持ちます。そこで、各幼稚園の特性や地域特性を生かした、さらなる特長ある就学前教育が必要とされています。

その際、幼稚園も子育ての担い手の一員として、地域の子育て拠点の一つとして機能していくことが求められます。

また、子どもの育ちを一貫して見守るという観点から、就学前教育と小学校教育との連携や、就学前のすべての子どもたちに良質な教育と保育を保障する観点から、幼稚園や保育園の一体化や幼児教育に寄与する総合施設についても、検討していく必要があります。

なお、区内幼稚園通園児の大半が私立幼稚園に通園しており、私立幼稚園が就学前教育に果たす役割は非常に大きなものがあります。したがって、今後も私立幼稚園に対する支援をより一層充実させていく必要があります。

さらに、少子化により幼児の数が減少している状況から就学前教育に関する教育委員会の役割も含めて、区立幼稚園のあり方について検討する必要があります。

通園施設別にみた保育サービスで非常に重視する項目の占める割合

	保育園を利用している	幼稚園を利用している	利用していない保育サービスを利用している
件数	223	150	314
保育・教育の理念や方針	49.3%	50.7%	46.5%
施設・環境(園舎,園庭,遊具,玩具など)	56.5%	48.7%	65.0%
職員の配置状況(人員体制)	66.4%	66.7%	77.1%
子どもへの接し方・日常の遊び(保育内容)	87.0%	86.0%	89.2%
行事(保育参観や運動会など)	25.6%	17.3%	14.0%
食事やおやつ	49.8%	20.0%	37.9%
病気やケガの時の対応	78.0%	71.3%	85.7%
保護者への情報伝達	67.3%	68.0%	79.6%
悩み事などへの相談対応	31.4%	30.0%	32.8%
保護者の要望・意見への対応	37.7%	37.3%	47.8%
利用者間のネットワークづくり	11.7%	8.0%	12.7%
地域との交流・連携	13.5%	8.7%	15.9%
安全対策	85.7%	84.7%	91.1%
衛生対策	83.0%	80.7%	89.8%
保育時間	64.6%	37.3%	46.8%
立地条件	60.1%	39.3%	51.0%
通園方法(通園バスでの送迎など)	19.3%	30.7%	38.5%
異年齢児との交流	26.0%	17.3%	17.8%
保育料・授業料など	52.0%	44.0%	55.1%



●**特長ある就学前教育の推進**

幼児期にふさわしい道徳心を育む教育、発達段階に応じた集団生活への適応力等を培う教育の充実に取り組みます。

●**幼稚園・保育園・小学校との連携**

就学前教育と小学校教育との連携を推進するための教育内容や指導方法等の検討を進めます。

また、各種行事等の場を通じた、幼稚園児と保育園児、そして小学校児童との交流に取り組んでいきます。

●**子育て支援拠点としての機能の充実**

余裕教室の有効利用等、幼稚園の施設を活かした、地域における子育て支援拠点としての機能のあり方について検討していきます。

●**私立幼稚園と保護者への支援**

就学前教育の充実のため区内にある私立幼稚園の運営に対し適切な補助を行っていきます。

また、私立幼稚園を利用する園児の保護者に対し、経済的支援を充実します。

●**区立幼稚園のあり方検討**

少子化の進展の中、区立幼稚園のあり方を見直すとともに、就学前教育充実策を検討します。

●**幼保一体化等の検討**

就学前のすべての子どもたちに良質な教育と保育を保障する観点から、幼稚園や保育園の一体化や総合施設について、国や東京都の動向を見据えつつ検討していきます。

その際、単に未就学児の教育・保育の場としてだけでなく、地域の子育て支援拠点としても機能するよう、検討していきます。

● **具 体 的 取 組** ●

ブックスタート 【中央図書館】

保健センターで実施される3~4ヵ月児健康診査の機会をとらえて、保護者にブックスタートの趣旨を説明し、赤ちゃんと保護者に絵本の読み聞かせを行います。

【今後の方向性】 維持・推進

幼稚園等就園奨励費補助事業（再掲） 【子育て支援課・学務課】

幼稚園又は区が指定する幼稚園類似の幼児施設に幼児を通わせていることを奨励するため、保護者（区内に住民登録がある）の所得状況に応じ、補助金を交付します。また、区立幼稚園に限り、減額免除制度により就園奨励を図ります。

【今後の方向性】 維持・推進

私立幼稚園等保護者負担軽減補助事業（再掲） 【子育て支援課】

私立幼稚園又は区が指定する幼稚園類似の幼児施設に通わせている保護者（区内に住民登録がある）の負担を軽減するため補助金を交付します。

【今後の方向性】 維持・推進

私立幼稚園等入園祝金交付事業（再掲） 【子育て支援課】

私立幼稚園又は区が指定する幼稚園類似の幼児施設に幼児を通わせている保護者（区内に住民登録がある）に対し、通園の初年度に祝金を交付します。

【今後の方向性】 維持・推進

外国人学校児童生徒保護者負担軽減補助金（再掲） 【子育て支援課】

北区に外国人登録をし外国人学校に児童・生徒・幼児を通わせている保護者に対して補助金を交付します。

【今後の方向性】 維持・推進

幼稚園と保育園・小学校との連携の推進

【子育て支援課・保育課・教育改革担当課・指導室】

各種行事を通して、子どもの交流を図るため、幼稚園と保育園・小学校との連携を推進します。

【今後の方向性】 維持・推進

幼稚園における子育て支援の充実 【子育て支援課・学務課】

在園児・未就園児の保護者を対象として、子育て相談や、子育てに関する情報の提供や幼稚園施設を開放し、交流の場を提供します。

【今後の方向性】 維持・推進

保育園と小（中高）学校との交流事業（再掲） 【保育課】

保育園児と小（中高）学生生徒との交流の中で養育性を育みます。

【今後の方向性】 維持・推進

幼稚園と小（中高）学校との交流事業（再掲） 【子育て支援課（私立幼稚園）】

幼稚園児と小（中高）学生生徒との交流の中で養育性を育みます。

【今後の方向性】 維持・推進

幼稚園審議会の設置 【学務課】

今後の区立幼稚園のあり方と就学前教育の充実について検討します。

【今後の方向性】 維持・推進

私立幼稚園協会に対する補助事業 【子育て支援課（私立幼稚園）】

私立幼稚園協会の活動を補助することで、私立幼稚園相互の研修を充実させ、就学前教育の振興を図ります。

【今後の方向性】 維持・推進

私立幼稚園研究活動補助事業 【子育て支援課（私立幼稚園）】

私立幼稚園における職員の資質向上を目指すことで、就学前教育の充実を図ります。

【今後の方向性】 維持・推進

私立幼稚園幼児教育振興補助事業（再掲） 【子育て支援課（私立幼稚園）】

私立幼稚園において通常の教育時間の終了後にお子さんをお預かりします。また、幼児の安全を図るため学校 110 番の維持管理を行います。

【今後の方向性】 維持・推進

幼保一体化等の検討（再掲） 【子育て支援課・保育課・学務課】

就学前のすべての子どもたちに良質な教育と保育を補償する観点から、幼稚園や保育園の一体化や総合施設について、国や東京都の動向を見据えつつ検討します。

【今後の方向性】 検討

児童サービス事業（再掲） 【中央図書館】

図書館でのお話会等を実施します。

【今後の方向性】 維持・推進

幼稚園の教育活動及び教育環境の充実 【学務課・指導室】

区立幼稚園の教員の研修、研究室活動による就学前教育の充実を図ります。

【今後の方向性】 維持・推進

北区学校ファミリー構想の推進 【教育未来館】

通学区域の重なる幼稚園、小中学校によりグループをつくり、学校（園）間連携、学校（園）と地域の連携によって、教育活動の幅を拡げる質の高い教育の実現を図ります。

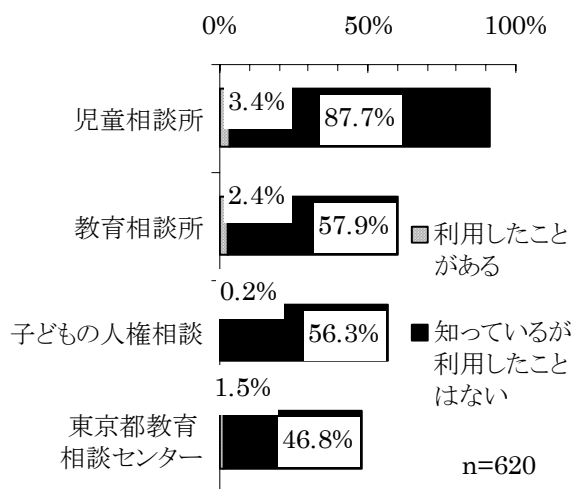
【今後の方向性】 拡充

(3)教育の場における子育てへの支援

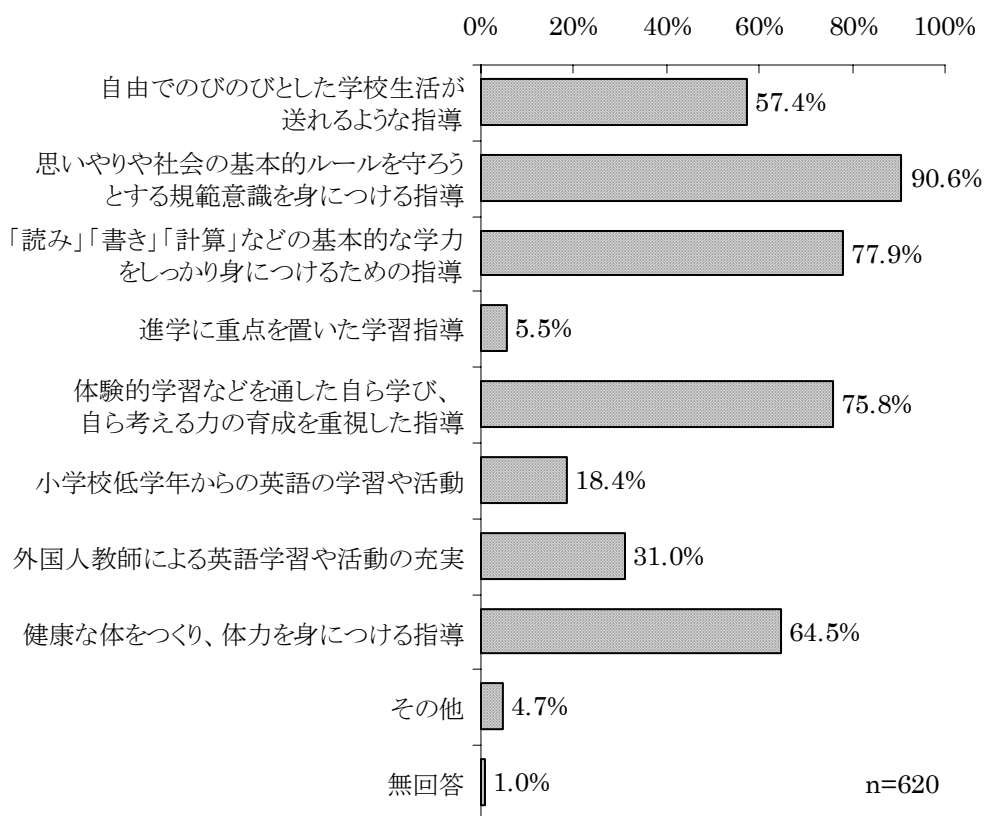
● 現 状 と 課 題 ・ 取 組 の 方 向 性 ●

子どもたちが社会の中でたくましく生きていくためには、小学校や中学校において、学力の向上のみならず様々な社会体験の機会の提供、そしていのちの大切さを知り、人間の発達や成長を感じ取ることができる機会の提供が必要です。

学校生活に関する相談窓口の認知度・利用状況



小学校に期待する学習・生活指導内容



また、このような取組は、学校だけがその役割を担うのではなく、家庭・地域・学校とが連携して、まち全体で子どもたちを見守り、成長させていくことが重要です。



●**学校教育における多様な教育内容の充実**

学力の向上だけでなく、様々な社会体験をも含めた、多様性を持った教育課程のもとで、きめ細かな指導を実施していきます。

●**いのちの大切さに関する教育**

人間の発達や成長を感じ、思いやりや慈しむ心を養うことを目的とした、乳幼児との交流を図る教育を小学校や中学校において実施することを検討します。

具 体 的 取 組

「英語が使える北区人」事業 【指導室】

小中学生の英語に触れる機会を積極的に増やし、児童生徒のコミュニケーション能力を高め、英語による交流ができる子どもを育成します。特に、小学校の全学年全学級で年 40 時間の英語活動（うち外国人講師派遣 20 時間）を実施します。

【今後の方向性】 拡充

スクーリングサポート・ネットワーク整備事業 【指導室】

不登校児童生徒の早期発見・対応等、きめ細かな支援を行うため、地域ぐるみのサポートネットワーク整備にかかる調査研究を実施します。

【今後の方向性】 維持・推進

アルコール関連問題相談 【保健予防課】

小中学校児童・生徒に対し、アルコールが「からだ」に与える影響等について学校教育と連携し健康教育を実施します。

【今後の方向性】 維持・推進

スクールカウンセラーの配置 【指導室】

いじめや登校拒否等、児童・生徒の心の問題に起因する問題行動等の対応のために、小・中学校へスクールカウンセラーを配置します。

【今後の方向性】 拡充

校庭開放推進事業（学校校庭の地域開放）（再掲） 【体育課】

区立小・中学校の校庭を地域の子ども達が安心してすごせる遊び場、スポーツの場として開放し、児童・生徒の体力づくりと生涯スポーツの推進を図ります。

また、小学校ごとに校庭開放運営委員会を設置し、委員会において開放指導員を委嘱し、開放中の事故防止と指導育成を実施します。

【今後の方向性】 維持・推進

学校における性・健康教育の実施 【指導室】

小学校では体育科で、中学校では保健体育の授業を中心に実施します。

【今後の方向性】 維持・推進

学力パワーアップ事業 【指導室】

小学校 1 年生と 4 年生の 30 人を超える学級を基準に、非常勤講師を配置し、児童一人ひとりの個性に応じたきめ細やかな指導により、基礎的・基本的な学力の定着と向上を図ります。

【今後の方向性】 拡充

感染症対策事業（エイズ・ピア・エデュケーション） 【保健所】

専門家や保健師による講演会等を実施し、エイズ・ピア・エデュケーショングループの育成支援や学校等にエイズ教育のための教材貸し出しを行います。

【今後の方向性】 維持・推進

教育相談所の運営 【指導室】

児童・生徒の悩みや、保護者・教員の教育指導に関する相談を、多領域の専門家により行います。

【今後の方向性】 拡充

指定校変更基準の公表 【学務課】

児童生徒が、特段の事情により通学区分を定められた指定校以外の学校に就学することで、円滑な義務教育が受けられるよう環境を整備します。

【今後の方向性】 維持・推進

学校保健との連携 【保健センター】

学校保健と連携し、小中学校児童・生徒に対し、喫煙防止、歯周病予防等の健康教育を実施します。

【今後の方向性】 維持・推進

肺がん予防対策 【保健センター】

未成年者を対象に、肺がんの一次予防対策として講習会を実施し、肺がんに関する知識や、喫煙と肺がんとの関係の理解を深め、禁煙支援・喫煙防止を図ります。

【今後の方向性】 維持・推進

心の教育推進委員会の運営 【指導室】

「北区心の教育推進委員会」において、児童生徒の心の教育及び健全育成に関わる課題を検討し、解決の方策を探るための会議、活動及び講演会を実施します。

【今後の方向性】 維持・推進

総合的な学習活動の推進 【指導室】

小・中学校が総合的な学習活動を進める上で地域のボランティア講師の招聘等を行います。

【今後の方向性】 拡充

保育園と小（中高）学校との交流事業（再掲） 【保育課】

保育園児と小（中高）学生生徒との交流の中で養育性を育みます。

【今後の方向性】 維持・推進

幼稚園と小（中高）学校との交流事業（再掲） 【子育て支援課（私立幼稚園）】

幼稚園児と小（中高）学生生徒との交流の中で養育性を育みます。

【今後の方向性】 維持・推進

道徳授業地区公開講座の実施 【指導室】

区立小・中学校全校で道徳授業地区公開講座を実施します。

【今後の方向性】 維持・推進

道徳副読本の配付 【指導室】

区立小・中学校全校の児童生徒に対し、道徳の授業で使用する補助教材を配付します。

【今後の方向性】 維持・推進

子ども環境教室（再掲） 【環境課】

子どもたちが自然とふれあい、自然を学ぶ。自然の探索（植物、野鳥、昆虫等）、体験学習を実施します。

【今後の方向性】 維持・推進

北区学校ファミリー構想の推進（再掲） 【教育未来館】

通学区域の重なる幼稚園、小中学校によりグループをつくり、学校（園）間連携、学校（園）と地域の連携によって、教育活動の幅を広げる質の高い教育の実現を図ります。

【今後の方向性】 拡充

北区中学生及び高校生のための職業教育キャラバン事業 【男女共同参画推進課】

従来、女性の進出が少ない職業分野でロールモデルとして活躍している女性を、中学校及び高等学校へ講師として派遣し、講演及び、ワークショップ^{注)}の実施を通して、女子生徒の将来の人材育成及び職域拡大を図るとともに、男子生徒の意識啓発を行います。

【今後の方向性】 維持・推進

北区男女共同参画センター「スペースゆう」出前講座 【男女共同参画推進課】

男女共同参画について、区内の高等学校の生徒、PTAを対象として講師を派遣し、①人間関係とコミュニケーション ②身体と暴力 ③社会参加 ④消費社会 の4つのテーマに基づく14の講座を出前で実施します。

【今後の方向性】 新規

魅力ある学校図書館づくり事業 【指導室】

学校図書館を児童生徒が主体的・意欲的に読書活動ができる場に再生するとともに、学校が作成する読書推進計画により、児童生徒の読書力と国語力の向上を図ります。

【今後の方向性】 新規

《「英語が使える北区人」事業》**《学力パワーアップ事業》**

注) ワークショップ【workshop】

参加者が専門家の助言を得ながら問題解決のために行う研究集会や参加者が自主的活動方式で行う講習のこと。

3. 子どもの健やかな育ちへの支援

(1) 親育ちへの支援

● 現 状 と 課 題 ・ 取 組 の 方 向 性 ●

少子社会に育った若い親たちは、兄弟姉妹の数も少なく、近隣の小さな子どもを世話した経験も少なく、かつての世代と比べると育児に通じる様々な体験が希薄になっています。こうした背景から、妊娠期から親となるための体験学習環境を整備することが求められます。

まず、安心して子どもを産み、健やかに育てていくためには、妊娠・出産・育児について、正しい知識を習得するとともに体験実習することが重要です。そのためには、学習機会の充実や、参加しやすい環境整備が必要です。



●妊娠・出産・育児に関する正しい知識を習得する機会の充実

ママパパ学級、らくらく出産コース、新婚さん・マタニティー・クッキングなど、妊娠期から、体験型健康教育を行うとともに、仲間づくりなどの支援に取り組んでいきます。

●親の学習機会の充実

家庭教育学級をはじめとした親の学習機会の充実を図り、親の意識啓発を進めます。

同時に、参加を促進させるために、託児サービス付きの講座や講演会回数を増やし、乳幼児を持つ親のための学習環境整備に取り組めます。

● 具 体 的 取 組 ●

「楽しい食の推進員」の派遣 【健康施策担当】

四半期に一回程度、児童館の幼児教室等に栄養士を派遣し、幼児の親に対し、食に関するテーマの講義を行うことにより、食の大切さを普及・啓発します。

【今後の方向性】 拡充

新人お母さん・お父さんの保育見学（再掲） 【保育課】

保健センターとの連携により、出産予定の方や初めてお父さんお母さんになった方を対象に、子育ての不安を解消するため、保育見学や育児相談を実施します。（公立保育園6園で実施）

【今後の方向性】 維持・推進

パパになるための半日コース（再掲） 【保健センター】

父親としての育児に対する不安を軽減し、父の役割を考えるための体験実習や交流を行います。

【今後の方向性】 維持・推進

マタニティクッキング 【保健センター】

妊婦を対象に調理実習を通して、適切な食生活の認識を図ります。

【今後の方向性】 維持・推進

ママパパ学級・らくらく出産コース（再掲） 【保健センター】

専門家による妊娠・出産・育児についての指導や助言を行う。また、その講習を通して、先輩ママ・パパとの交流をはかり、妊娠中からの子育て仲間づくりを目指します。

【今後の方向性】 維持・推進

栄養講習会（親子クッキング） 【保健センター】

おやつを親子で一緒に調理することで、親と子の絆を深めながら、幼児の間食や役割の再認識を図ります。

【今後の方向性】 維持・推進

新婚さんクッキング（再掲） 【保健センター】

新婚（概ね結婚1年以内）を対象に、調理実習を通して、妊娠前からの適切な食生活の重要性の認識を図ります。

【今後の方向性】 維持・推進

正しい食事の取り方、食習慣の定着 【子育て支援課】

育ち愛ほっと館（子ども家庭支援センター）で、栄養士による相談業務を実施します。

【今後の方向性】 維持・推進

体験型「食育」の支援 【健康施策担当】

P T Aに栄養士を派遣し、講義や調理実習にて食育を実施します。

【今後の方向性】 拡充

妊産婦健康診査 【健康いきがい課・保健センター】

妊婦に対して、前期と後期、各1回ずつ委託医療機関において健診を実施。産婦については乳児健康診査時に実施します。

【今後の方向性】 維持・推進

妊婦健康診査助成 【健康いきがい課】

妊娠後期の妊婦健康診査を受診した方に健康診査の費用の一部を助成します。

【今後の方向性】 維持・推進

妊産婦・新生児訪問 【保健センター】

妊娠・産後の健康管理や新生児の発育・発達・保育等の助言指導を行うため、保健師・助産師による家庭訪問を実施します。

【今後の方向性】 拡充

《ママパパ学級》

《内容例》

日程	内容	スタッフ
1日目	ビデオ「誕生とそのよろこび」 お産の準備と分娩のすすみ方 妊婦体操・呼吸法 食事診断票の記入 トークタイム	助産師 栄養士 保健師
2日目	歯のはなし 妊婦さんの食事のポイント 知っておきたい制度いろいろ トークタイム	歯科医師 栄養士 事務 保健師
3日目	赤ちゃんの入浴 子育てと衣類の準備 先輩ママさんとのおしゃべり	助産師 保健師

(2)子どもの発育・発達への支援

● 現 状 と 課 題 ・ 取 組 の 方 向 性 ●

子どもが健やかに生まれ、成長していくためには、母子保健・小児医療体制の充実が不可欠です。母子保健は、生涯を通して健康な生活を送るための第一歩であり、妊娠期・乳幼児期から親子ともに安心して生活し、育てていく視点での支援が重要です。

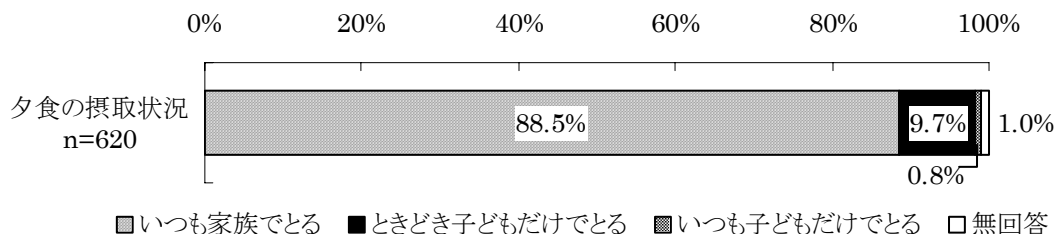
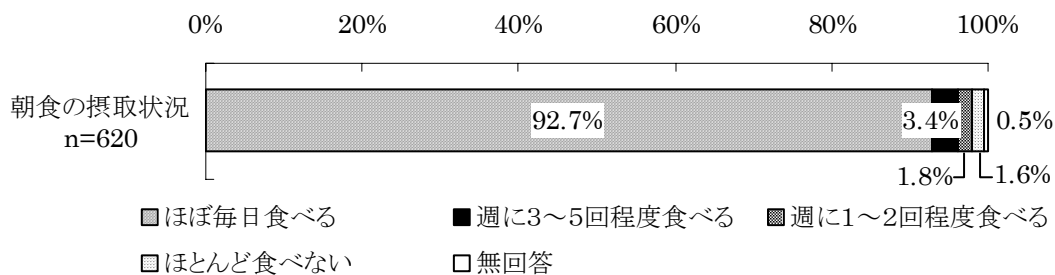
乳幼児期における健康診査受診率（平成 15 年度）

健診名	年間実施回数	受診数（受診率）	
3～4か月児健康診査	60回	2,179人	(97.1%)
6か月児健康診査	2,243人	2,012人	(89.7%)
9か月児健康診査	2,243人	1,900人	(84.7%)
1歳6か月児健康診査（一般）	2,293人	1,976人	(86.2%)
1歳6か月児健康診査 （歯科検診、保健・栄養・心理相談）	56回	1,938人	(84.5%)
3歳児健康診査	51回	1,959人	(89.8%)

※6か月、9か月、1歳6か月児健康診査（一般）は、対象者に受診券を発行し医療機関で受診。（受診券を発行している人数）

生涯を通じる心と体の健康づくりのスタートとして良い生活習慣の会得は、乳幼児期の大切な課題です。最近では、小児肥満など子どもの生活習慣病や孤食が増加していることから、食生活の見直しや食育が大きな課題となっています。

小学生の朝食・夕食の摂取状況



また、発育発達上の問題をかかえながら、3歳児健康診査まで障害の確定や親への告知が困難なこともあります。発達支援や育児環境の整備、育児不安の軽減を図ることで、治療や療育の効果が上がるような取組も必要とされています。同時に、運動や言葉、情緒などの発達につまずきがある子どもや障害のある子ども、またLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）、高機能自閉症など社会性や行動面、情緒面に問題がある子どもの一人ひとりの発達段階にそった適切な訓練、療育も大切です。



●乳幼児の健康の保持及び病気の早期発見体制の充実

乳幼児の健康の保持及び病気の早期発見を目指し、乳幼児健康診査を適切な時期に行います。また、乳幼児を育てる家族の健康相談も実施します。

さらに、医師、歯科医師、保健師、栄養士、歯科衛生士、助産師、心理相談員など多様な職種の専門性を生かし、保健センターを育児支援の場、養育環境整備（家族の健康、事故防止、禁煙など）を進める場として充実していきます。

●食育の推進

子どもの健やかな心と身体の発達に欠かすことのできない「食」をテーマに、その大切さを意識し、学校、幼稚園、児童館、保育園、保健センターなど、子どもがいる場所を中心に、親子、乳幼児、小学生などその時々状況にあわせ、食の大切さを実感できる「食育」に取り組みます。

●発達障害の子どもへの支援の充実

乳幼児健康診査等の母子保健活動を充実します。

また社会性や行動面、情緒面に問題がある子どもの一人ひとりの発達段階にそった適切な訓練、療育を目指し、さくらんぼ園の充実や、保健センター、保育園、幼稚園、医療機関等の関係機関との連携により、子どもの発達を支援します。

また、障害のある児童・生徒の特別な教育ニーズに対応する特別支援教育体制への移行を図ります。

●思春期の子どもへの支援

第二次性徴が現れた頃から、心とからだのバランスをうまくとることができない子どもたちがいます。そのような子どもたちに対して、学校や教育相談所でのスクールカウンセリングや育ち愛ほっと館や児童館で行っている相談事業の充実を図っていきます。

具 体 的 取 組

休日診療 【健康いきがい課】

地区医師会、地区薬剤師会及び地区歯科医師会の協力を得て実施します。

【今後の方向性】 維持・推進

保育園・幼稚園における歯科健康診査 【健康いきがい課】

歯の衛生週間実施計画に基づいて、保育園・幼稚園児を対象に検診を実施します。

【今後の方向性】 維持・推進

小児医療の充実・確保 【健康いきがい課】

小児医療の充実・確保が図られるように、関係機関と連携するとともに国や東京都に働きかけます。

【今後の方向性】 検討

小児救急医療体制の整備 【健康いきがい課】

都道府県、近隣市区町村及び関係機関との連携し、救急医療体制の充実を図ります。

【今後の方向性】 検討

妊産婦・新生児訪問（再掲） 【保健センター】

妊娠、産後の健康管理や新生児の発育・発達保育等の助言指導を行うため保健師・助産師による家庭訪問を実施します。

【今後の方向性】 拡充

子育て困難児への育児支援 【保健センター】

多胎児などに対する育児不安等で継続的に支援が必要な母子に対して、保健師・助産師による家庭訪問を実施します。

【今後の方向性】 維持・推進

乳幼児健康診査（3～4ヶ月、6・9ヶ月、1歳6ヶ月、3歳児）（再掲）

【保健センター・健康いきがい課】

保健センター・委託医療機関にて、集団または個別で健診を行います。専門家による育児・栄養相談・心理相談・歯科保健相談も行います。また、育児支援の視点から、相談や情報提供を図り、問題発生を予防し、早期に対応します。

【今後の方向性】 拡充

乳児及び幼児育児相談（再掲） 【保健センター】

乳児・幼児と親を対象に、育児に関する知識の習得や育児不安の軽減を目的にグループワーク、個別訪問、また、児童館等での出張育児相談も行います。

【今後の方向性】 拡充

学校保健との連携（再掲） 【保健センター】

学校保健と連携し、小中学校児童・生徒に対し、喫煙防止、歯周病予防等の健康教育を実施します。

【今後の方向性】 維持・推進

離乳食講習会 【保健センター】

概ね8か月までの乳児を持つ保護者に、乳児の発達に応じた離乳食のすすめ方について、食材を使って具体的な指導を行います。

【今後の方向性】 維持・推進

栄養講習会（親子クッキング）（再掲） 【保健センター】

おやつを親子で一緒に調理することで、親と子の絆を深めながら、幼児の間食や役割の再認識を図ります。

【今後の方向性】 維持・推進

乳幼児歯科保健相談 【保健センター】

乳幼児（4歳未満）を対象に、定期的に歯科検診・相談、予防処置（フッ素塗布、歯口清掃など）、歯科保健指導等を継続的に実施します。

【今後の方向性】 維持・推進

気管支ぜん息児等への公害健康被害予防事業 【健康福祉課】

気管支ぜん息等をもつ親と子ども対象に健康相談や学習の機会を設けます。

また、水泳教室やサマーキャンプ事業を実施します。

【今後の方向性】 維持・推進

「楽しい食の推進員」の派遣（再掲） 【健康施策担当】

四半期に一回程度、児童館の幼児教室等に栄養士を派遣し、幼児の親に対し、食に関するテーマの講義を行うことにより、食の大切さを普及・啓発します。

【今後の方向性】 拡充

体験型「食育」の支援（再掲） 【健康施策担当】

P T Aに栄養士を派遣し、講義や調理実習にて食育を実施します。

【今後の方向性】 拡充

子ども家庭支援センター事業（育ち愛ほっと館）（再掲） 【子育て支援課】

主に0～3歳児の子どもとその保護者がつどい、親同士の交流できたり、専門の相談員を配置し子どもから大人まで各種相談ができる場を提供します。また、児童虐待防止ネットワークの連絡・相談先として位置づけ、児童相談所など各関係機関との連絡調整や通告を行います

【今後の方向性】 拡充

育児支援ヘルパー 【子育て支援課】

出産後間もないため、家事や育児が困難な核家族等に対して訪問し、乳児の保育、家事及び助言等を行います。

【今後の方向性】 新規

正しい食事の取り方、食習慣の定着（再掲） 【子育て支援課】

育ち愛ほっと館（子ども家庭支援センター）で、栄養士による相談業務を実施します。

【今後の方向性】 維持・推進

特別支援教育推進モデル事業（再掲） 【教育改革担当課】

通常学級に在籍する学習障害等の児童に対応する特別支援教育に向け、モデル校を定め課題と成果を検証します。

【今後の方向性】 拡充

特別支援教育推進計画の策定（再掲） 【学務課】

特別支援教育への移行にともない、障害のある児童・生徒一人ひとりに応じた教育を実施するための推進計画を策定します。

【今後の方向性】 新規

心身障害学級交流教育推進事業（再掲） 【学務課】

心身障害学級在籍児一人ひとりの障害や発達の状況に応じ、個別指導計画を作成し、非常勤講師を同行させて通常学級の活動の一部に参加させる等の交流を図ります。

【今後の方向性】 拡充

認定就学者（肢体不自由児）への介助員の派遣（再掲） 【学務課】

通常の学級で学ぶことができる「認定就学者」と判定された肢体不自由児に介助員を派遣し、学校生活でのサポートをします。

【今後の方向性】 拡充

教育相談所の運営（再掲） 【指導室】

児童・生徒の悩みや、保護者・教員の教育指導に関する相談を、多領域の専門家により行います。

【今後の方向性】 拡充

心の教育推進委員会の設置・運営（再掲） 【指導室】

「北区心の教育推進委員会」において、児童生徒の心の教育及び健全育成に関わる課題を検討し、解決の方策を探るための会議、活動及び講演会を実施します。

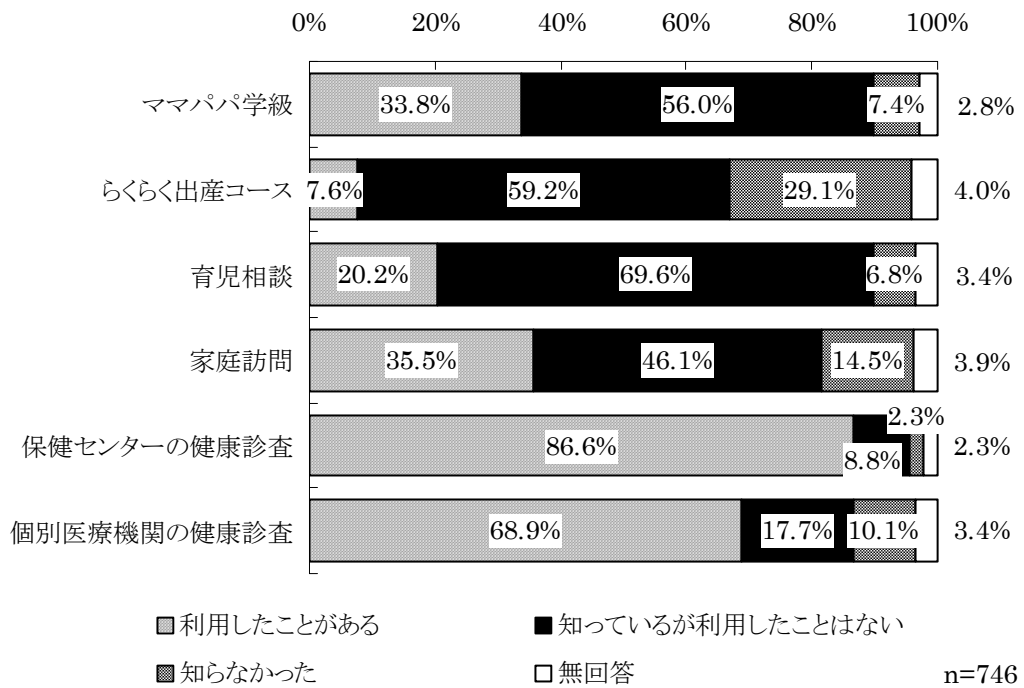
【今後の方向性】 維持・推進

スクールカウンセラーの配置（再掲） 【指導室】

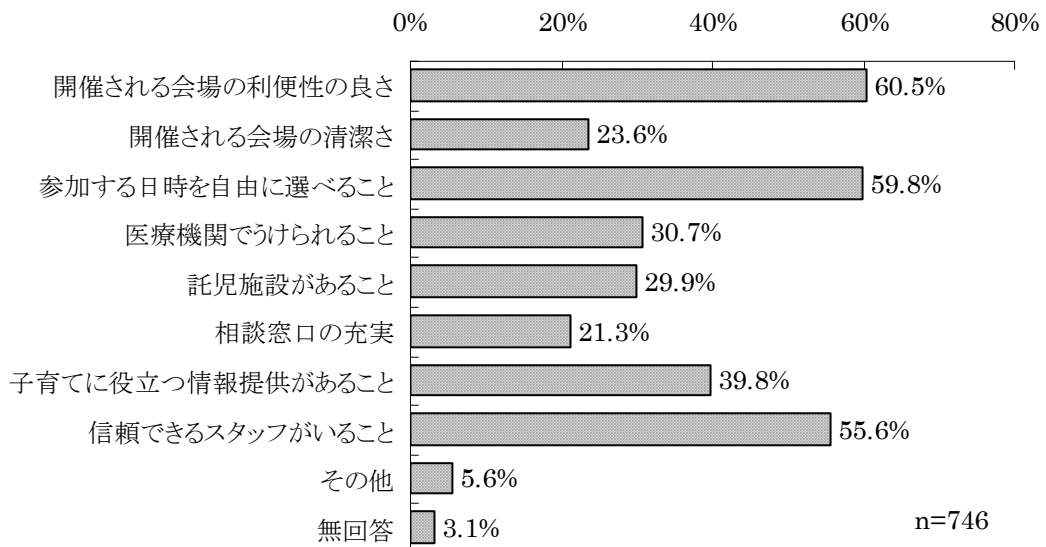
いじめや登校拒否等、児童・生徒の心の問題に起因する問題行動等の対応のために、小・中学校へスクールカウンセラーを配置します。

【今後の方向性】 拡充

母子保健事業の認知度・利用状況



母子保健事業で希望すること



(3)子どものいのちとところを守る

● 現 状 と 課 題 ・ 取 組 の 方 向 性 ●

現在、子育てについては「子育てに自信が持てない」等の状況が大きく取り上げられ、育児不安や子育ての孤立化から児童虐待に至ってしまうケースがあることが指摘されています。そして児童虐待は特別な家庭だけでなく、どの家庭でも起こる可能性があると言われていています。

このような児童虐待を未然に防ぐためには、子育てに不安感や負担感・孤立感を感じた親が気軽に相談できる場や機会が提供され、そのように感じる事が決して特別なことではなく、誰でもなることである、ということ認識してもらうことが必要です。

また、児童虐待に関しては、発生予防から早期発見と早期対応が極めて重要であることから、プライバシーに配慮しながらも、迅速かつ適切に対応できる体制を構築することが必要です。



●子どもの権利擁護等に関する啓発の充実

「子どもの権利条約」や「児童虐待防止法」等を区民に広く周知し、子どもの権利擁護や虐待防止の大切さの啓発に取り組めます。

●虐待の発生予防から早期発見体制の構築

保健センターで実施している新生児訪問、乳幼児健康診査、育児相談等の母子保健活動を活用して、虐待の発生予防から早期発見に取り組んでいきます。

●虐待対応に関する関係機関の連携強化

「育ち愛ほっと館（子ども家庭支援センター）」を中心として関係機関同士の連携をより一層深め、虐待を発見した後に迅速かつ適切に対応できる体制の構築に取り組めます。

まず、近隣からの通報がその早期発見において重要であるため、虐待通報窓口の設置に取り組んでいきます。

具 体 的 取 組

子どもの権利擁護等に関する啓発事業 【子育て支援課】

「子どもの権利条約」や「児童虐待防止法」等の児童の権利擁護に関する法令等の啓発を実施します。

【今後の方向性】 維持・推進

子育て困難児への育児支援（再掲） 【保健センター】

多胎児などに対する育児不安等で継続的に支援が必要な母子に対して、保健師・助産師による家庭訪問を実施します。

【今後の方向性】 維持・推進

乳児及び幼児育児相談（再掲） 【保健センター】

乳児・幼児と親を対象に、育児に関する知識の習得や育児不安の軽減を目的にグループワーク、個別訪問、また、児童館等での出張育児相談も行います。

【今後の方向性】 拡充

妊産婦・新生児訪問（再掲） 【保健センター】

妊娠・産後の健康管理や新生児の発育・発達・保育等の助言指導を行うため、保健師・助産師による家庭訪問を実施します。

【今後の方向性】 拡充

子ども家庭支援センター事業（育ち愛ほっと館）（再掲） 【子育て支援課】

主に0～3歳児の子どもとその保護者がつどい、親同士の交流できたり、専門の相談員を配置し子どもから大人まで各種相談ができる場を提供します。また、児童虐待防止ネットワークの連絡・相談先として位置づけ、児童相談所など各関係機関との連絡調整や通告を行います。

【今後の方向性】 拡充

児童虐待防止ネットワーク事業 【子育て支援課】

虐待の発生予防から早期発見、早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの継続的かつ総合的な支援を構築します。

【今後の方向性】 維持・推進

児童虐待防止部会の運営 【子育て支援課】

子ども家庭支援センター、保健センター、児童相談所を中心に、関係機関との連携を強化し、虐待の防止、早期発見、対応を図ります。

【今後の方向性】 維持・推進

ショートステイ事業（再掲） 【子育て支援課】

保護者が疾病・身体上または精神上等の理由により、一時的に児童を養育することが困難になった場合、児童養護施設・乳児院等で必要な養育を行います。

【今後の方向性】 新規

トワイライトステイ事業（再掲） 【子育て支援課】

保護者が就労等により、平日の夜間または休日に不在になる家庭において、一時的に児童を養育することが困難になった場合、児童養護施設・乳児院等で必要な養育を行います。

【今後の方向性】 新規

マザー&チャイルドミーティング（母と子の関係を考える会） 【保健センター】

育児不安や子育てに困難感を抱く母親を対象に、参加者同士のグループワークにより不安や問題の軽減を図ります。

【今後の方向性】 維持・推進

4. 安全・安心な子育て環境づくり

(1) 子どもの安全を守るために

● 現 状 と 課 題 ・ 取 組 の 方 向 性 ●

子どもは自分で自分の身を守ることが難しいため、より多くの人々の目によって、その安全を確保していくことが必要です。

しかし、現在の子どもを取り巻く環境をみると、いじめや児童が被害者となる犯罪の発生、交通事故等が大きな問題となっており、子どもが健やかに成長することが侵害されており、安全で安心して子育てができるまちづくりが求められています。

地域で安全に安心して子育てをしてくためには、歩道や防犯灯の整備等のハード面の整備と同時に、交通安全教育や防犯教育等のソフト面の充実も必要です。

さらに、地域において犯罪や事件等が発生した場合には、関連機関に迅速にその情報が伝わるような連絡体制を整備すると同時に、その体制が十分に機能するような日頃からの連携が必要です。

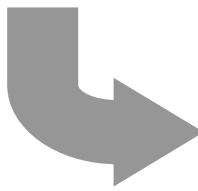
また、近年、青少年を取り巻く環境は社会状況の変化や情報化の発展により、ますます悪化する一方です。青少年にまでも拡大する合成麻薬や有害情報の氾濫など、青少年の健全育成を阻害する社会環境の浄化には早急に取り組む必要があります。

《地域ふれあいパトロール事業》



《青少年に有害なビラ・チラシの排除》





●交通安全対策の充実

歩道の整備等のハード面の充実はもちろんのこと、交通安全教育の徹底や自転車事故防止等、ソフト面の充実も図っていきます。

●防犯対策の充実

警察や学校、幼稚園、保育園、児童館等が連携して防犯教室の開催をしていくと同時に、地域においては、防犯灯の設置や「こども110番」「ひまわり110番」事業の推進等、地域での支え合いに取り組んでいきます。

地域において犯罪や事件等が発生した場合、学校・幼稚園・児童館・学童クラブ・保育園等へ迅速に情報が伝わるよう連絡体制を整備します。また、携帯電話を利用した情報提供についても検討します。

子ども自身が自分の身を守ることができるよう、専門家による講習等の充実にも取り組んでいきます。

学校、幼稚園、保育園等に通う子どもたちの安全を守るため、小中学生への防犯ブザーの配付や、幼児児童関連施設に防護具として「さすまた」を配置し、非常事態への対応に取り組みます。

●地域における防犯対策への支援

地域の状況に応じ、地域住民の自主的活動として実施する安全推進事業に対する活動支援に取り組んでいきます。

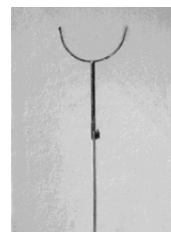
●地域環境改善活動の推進

青少年が健やかに成長できる生活環境を守るため、青少年に有害と思われる不健全図書やビデオテープ・DVD等を排除し、青少年の健全育成を推進します。

《こども110番》



《さすまた》



《さすまた講習会》



具 体 的 取 組

CAP^{注)} 講習会の実施 【子育て支援課・生涯学習推進課】

児童の安全を図るため、自ら危険回避を行う重要性を学ぶための講習会を実施します。

【今後の方向性】 維持・推進

ランドセルカバーの着用 【交通担当課】

区立小学校(38校)と私立星美学園小学校の新入学児童にランドセルカバーを装着させることにより、児童の交通安全意識を養い、併せて車両運転手からの視認性の効果を高め、交通事故防止を図ります。

【今後の方向性】 維持・推進

環境浄化運動 【子育て支援課】

青少年地区委員会において、青少年の健全育成を阻害する恐れのある、有害な図書・ビデオテープ・DVD等の調査や排除に向けての啓発運動を実施します。

【今後の方向性】 維持・推進

交通安全教室の開催 【交通担当課】

管轄警察署が中心となり、小学生の安全な歩行、自転車や乗り物の安全な利用等の交通安全教室を開催します。

【今後の方向性】 維持・推進

行事開催時の関係機関との連携によるパトロール 【子育て支援課】

夏休みや祭礼時の行事に、地区委員会や学校、警察等と連携しパトロールを実施します。

【今後の方向性】 維持・推進

こども110番(ひまわり110番) 【生涯学習推進課】

「こども110番」等のシンボルマークを活動協力者宅の玄関などに設置し、児童・生徒の登下校時に身の危険を感じる等の事態が生じた場合、シンボルマークを掲げた協力者宅に保護を求め、協力者は警察や保護者・学校などへ連絡をし、児童・生徒の安全の維持を推進します。

【今後の方向性】 維持・推進

児童交通指導員の配置 【学務課】

児童交通指導員を配置し、通学路の交差点及び横断歩道等における交通安全指導と誘導を行います。

【今後の方向性】 維持・推進

青少年の問題行動に対する各関係機関の協働 【子育て支援課】

青少年問題協議会・青少年地区協議会・青少年地区委員会で関係機関と情報交換を行い、青少年の非行及び事故の防止を推進します。

【今後の方向性】 維持・推進

地域ふれあいパトロール事業 【子育て支援課】

学童クラブ利用児童の安全確保のため、シルバー人材センターに委託し、付近のパトロールを実施します。

【今後の方向性】 維持・推進

通学路標識の設置 【学務課】

通学路標識を設置し、通行車両に対し注意・警戒を喚起します。

【今後の方向性】 維持・推進

注) CAP

子どもの虐待防止、人権意識を養うための教育プログラム。大人向けと子ども向けプログラムがあり、1978年米国オハイオ州コロンバスのレイブ救援センターで初めて開発・実施された。

歩道の整備 【工事課】

車いすやベビーカーを利用する人をはじめ誰もが安全・安心して歩道利用を可能とするために整備を行います。

【今後の方向性】 維持・推進

防犯講習の実施 【各学校】

学校やPTAが警察・防犯協会の協力を得て、児童生徒の安全確保のための講習会を実施します。

【今後の方向性】 維持・推進

校庭開放推進事業（学校校庭の地域開放）（再掲） 【体育課】

区立小・中学校の校庭を地域の子ども達が安心してすごせる遊び場、スポーツの場として開放し、児童・生徒の体力づくりと生涯スポーツの推進を図ります。

また、各小学校ごとに校庭開放運営委員会を設置し、委員会において開放指導員を委嘱し、開放中の事故防止と指導育成を実施します。

【今後の方向性】 維持・推進

北区安全・安心パトロール事業 【危機管理課・道路公園課】

地域の昼夜を問わない安全・安心の生活環境を確保するため、公園巡視員制度の充実を図り、昼間パトロールを実施するとともに、民間警備会社への委託による夜間巡回パトロールを実施します。

【今後の方向性】 新規

北区安全・安心ネットワーク事業

【危機管理課・地域振興課・子育て支援課・保育課・男女共同参画推進課・道路公園課・指導室・庶務課・学務課・生涯学習課・体育課】

子どもや女性、高齢者などすべての区民が安心して生活することのできる安全な地域環境を整備するため、区民、事業者及び関係機関と連携して、さまざまな形の安全・安心ネットワークを構築します。

【今後の方向性】 新規

学校110番 【子育て支援課・保育課・庶務課】

緊急通報用として学校、幼稚園、保育園、児童館に緊急通報装置を設置し、危機管理を図ります。

【今後の方向性】 維持・推進

私立幼稚園幼児教育振興補助事業（再掲） 【子育て支援課（私立幼稚園）】

私立幼稚園において通常の教育時間の終了後にお子さんをお預かりします。また、幼児の安全を図るため学校110番の維持管理を行います。

【今後の方向性】 維持・推進

自転車安全日の設定 【交通担当課】

毎月18日を自転車安全日と定め、交通ルールの遵守、マナーの向上の啓発運動を実施して、自転車事故の防止を図ります。

【今後の方向性】 新規

自転車幼児用座席でのヘルメット着用の促進 【交通担当課】

自転車転倒事故から幼児の頭部を守るため、幼児用ヘルメットの着用を勧める啓発運動を実施します。

【今後の方向性】 新規

(2)都市環境の整備

● 現 状 と 課 題 ・ 取 組 の 方 向 性 ●

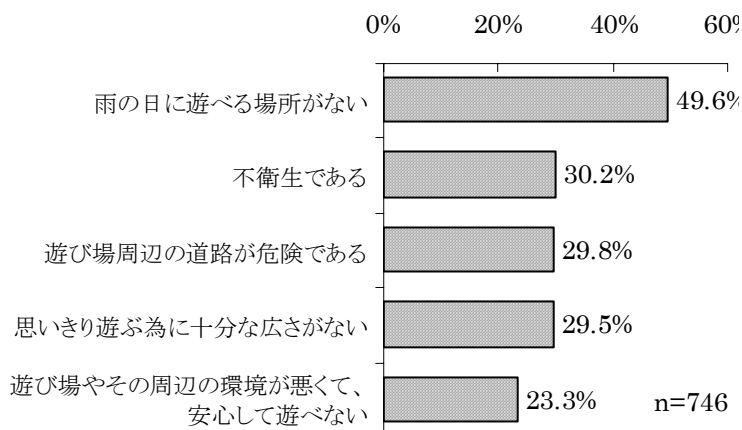
少子化に拍車をかける子育て世帯の流出を防ぐとともに、新たな流入を促進するため、子育てしやすい環境づくりを進める必要があります。

子どもの遊び場に関しては、「雨の日に遊べる場所がない」「不衛生である」「思い切り遊ぶ為に十分な広さがない」「遊び場周辺の道路が危険である」といった要望が挙げられています。そのため、利用しやすい公園を整備していく必要があります。

また、妊産婦や乳幼児を連れた親、さらには子ども自身が安心して安全に外出できるためには、バスや電車などの公共機関や道路・公園・区民施設などの公共施設のバリアフリー化が進む必要があります。

さらに、子育て家庭が安心して暮らしていくため、住宅の供給と良好な住環境の整備が必要です。

就学前児童の遊び場に対する要望
(上位5項目)



●公園の整備

子どもが安心して自然遊びができる交流の場として、利用しやすい公園の整備に取り組みます。

●公共施設のバリアフリー化の推進

バスや電車などの公共交通機関や道路・公園・区民施設などの公共施設のバリアフリー化を進めます。

●住環境の整備

子育て家庭が安心して良質な住宅の供給や良好な住環境の整備に取り組みます。

具 体 的 取 組

居住環境整備指導 【都市計画課】

集合住宅にファミリー向けの住宅を設置するよう事業者に指導及び協力要請します。

【今後の方向性】 維持・推進

健康な住まいづくり講座 【生活衛生課】

カビ、ダニ、結露等によるアレルギー疾患やシックハウス等に関心のある人に健康な住まいづくりのポイントを説明します。

【今後の方向性】 維持・推進

公園等整備事業 【工事課】

公園、児童遊園等の新設整備や再整備を行うとともに、公園内のバリアフリー化、「だれでもトイレ」の改善を行います。

【今後の方向性】 維持・推進

公園等整備事業・公園等維持管理（防犯灯） 【道路公園課・工事課】

公園、児童遊園等の新設及び再整備における公園灯の設置や既設公園、児童遊園等における公園灯の老朽化や破損等による改修や新設を行います。

【今後の方向性】 維持・推進

私道防犯灯改修事業 【道路公園課】

私道防犯灯設置工事を行います。

【今後の方向性】 維持・推進

駅周辺バリアフリー化整備 【工事課】

駅を中心とした周辺区道において、歩道の段差解消、必要に応じた手摺設置、視覚障害者誘導ブロックの設置。エレベーター等の昇降機を設置する等のバリアフリー化設備を実施します。

【今後の方向性】 拡充

多子世帯転居費用助成 【住宅課】

最低居住水準未満の賃貸住宅に住んでいる多子世帯が、一定の居住水準を満たしている区内の民間賃貸住宅に転居する際に転居費用を助成します。

【今後の方向性】 維持・推進

北区安全・安心パトロール事業（再掲） 【危機管理課・道路公園課】

地域の昼夜を問わない安全・安心の生活環境を確保するため、公園巡視員制度の充実を図り、昼間パトロールを実施するとともに、民間警備会社への委託による夜間巡回パトロールを実施します。

【今後の方向性】 新規

北区安全・安心ネットワーク事業（再掲）

【危機管理課・地域振興課・子育て支援課・保育課・男女共同参画推進課・道路公園課・指導室・庶務課・学務課・生涯学習推進課・体育課】

子どもや女性、高齢者などすべての区民が安心して生活することのできる安全な地域環境を整備するため、区民、事業者及び関係機関と連携して、さまざまな形の安全・安心ネットワークを構築します。

【今後の方向性】 新規

交通バリアフリー基本構想の策定 【都市計画課】

誰もが安心して移動できるまちづくりを進めるため、駅を中心とした公共施設等のバリアフリー化を進めるための具体的整備計画である交通バリアフリー基本構想を策定します。

【今後の方向性】 新規

コミュニティバスの導入 【都市計画課】

高齢者や障害者をはじめ誰もが安心して移動できるまちづくりを進めるため、崖線による東西間の高低差の移動を中心に、民間事業者等と連携してコミュニティバスのモデル運行を行います。

【今後の方向性】 新規

自転車駐輪場の整備 【交通担当課】

放置自転車を解消し、駅周辺の交通環境を改善するため、民間駐輪場の整備補助制度の活用をはじめ、多様な手法を導入して、自転車駐輪場を整備します。

【今後の方向性】 新規

区営住宅のバリアフリー化（エレベーター等の設置） 【住宅課】

高齢者や障害者など誰もが安全・快適に生活ができるよう、一定規模以上の区営住宅にエレベーター等を設置します。

【今後の方向性】 新規

まちなかのお花畑整備事業 【工事課】

経年等で老朽化した公園、児童遊園を再整備する際に、季節感あふれる草花の植栽を中心に整備を進めます。

【今後の方向性】 新規

自然環境調査 【環境課】

区民との協働により、区内の植物、野鳥、昆虫など小動物について実態調査を行い冊子にまとめるとともに、学校教育などにおける環境学習での活用を図ります。

あわせて、同調査を区と協働で実施する「環境学習指導者」を育成します。

【今後の方向性】 新規

公共施設のバリアフリー化 【健康福祉課】

誰もが安心して事由に行動できる福祉のまちづくりを推進するため、公共施設にエレベーターやスロープ、身障者用トイレなどを設置します。

【今後の方向性】 新規

《安心・安全パトロール車》

5. 子育て支援に関わる連携・ネットワークの推進

(1) 行政分野の連携・ネットワーク

● 現 状 と 課 題 ・ 取 組 の 方 向 性 ●

子育て家庭の孤立化を防ぎ、子育てを社会全体で支えていくためには、まず行政が自らの体制を変えていくことが必要です。この行動計画を区民の協力や地域の様々な資源を活用しながら着実に進め、次世代育成の環境を整備するには、行政の組織にとらわれない横断的なネットワークを構築し、様々な人や組織を結び、有機的に発展していくことが重要です。



●地域の既存の施設を最大限に活用した子育てサービスの提供

保育園と児童館等が隣接する施設については、「(仮称)子ども館」として両施設を一本化し、子育て支援サービスの提供に取り組んでいきます。

ここでは、子どもの成長に合わせた一貫性のある子育て支援や、異年齢交流、各施設・機関が把握している地域の育児サークルに関する情報の集約・提供などを主要な事業として取り組んでいきます。

なお、保育園と児童館においては、従来からの事業運営をさらに充実し、一体化施設とは違った地域子育てサービス、例えば多様なニーズに合わせた夜間保育や休日保育などの保育サービスの充実などに取り組んでいきます。

●行政間の横断的なネットワークの構築

子ども家庭支援センター、保育園、児童館、学校、幼稚園、民生・児童委員等の行政機関による子育て支援のためのネットワークの構築に取り組みます。

● 具 体 的 取 組 ●

(仮称) 子ども館の整備 (再掲) 【子育て支援課・保育課】

併設する児童館と保育園を一体化し、児童館と保育園の連携による子育て相談事業の実施や世代間交流の場、親子が集まる集いの場として活用し、地域の子育て支援機能の拡充を図ります。

【今後の方向性】 新規

児童虐待防止ネットワーク事業 (再掲) 【子育て支援課】

虐待の発生予防から早期発見、早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの継続的かつ総合的な支援を構築します。

【今後の方向性】 維持・推進

児童虐待防止部会の運営（再掲） 【子育て支援課】

子ども家庭支援センター、保健センター、児童相談所を中心に、関係機関との連携を強化し、虐待の防止、早期発見、対応を図ります。

【今後の方向性】 維持・推進

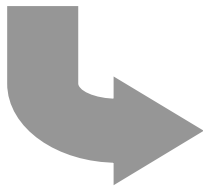
(2)行政、民間、住民の協働体制づくり

● 現 状 と 課 題 ・ 取 組 の 方 向 性 ●

地域で子育て支援を行う場合に重要なのは、親子の主体性を尊重することです。活動の主役は地域の親子であって、行政はその支援が重要な役割です。したがって、今後ともより一層、育児サークルや子育てに関連するNPO等への活動支援が重要となります。

また、行政以外の社会資源をさらに有効に活用するという視点から、大学との連携も視野に入れていく必要があります。大学等の研究機関との協力関係を構築することにより、様々な支援が得られ、区内の子育て支援の充実が期待されます。

そして、これまで行政が主体となって取り組んできた各種のサービスについても、民間の力を活用する外部化という観点からの役割分担を進め、協働体制づくりを推進していくことが必要です。



●住民活動の支援

地域の育児サークル活動や子育てに関連するNPOなどに活動の場を提供するほか、可能な範囲で活動支援に取り組んでいきます。

●大学との連携

育児関連領域に学ぶ大学生の地域子育て支援への参加に向けて取り組んでいきます。また、大学の研究室を誘致し、教育施策の充実と向上を図ります。

●協働体制づくりの推進

より効率的で実効性のある区民サービスを提供するために、行政と民間の役割分担を明確にし、民間の力を積極的に活用していきます。

具 体 的 取 組

大学機能の誘致・連携の推進 【教育改革担当課】

閉校施設に大学の研究所を誘致し、大学との連携を進めながら区の教育環境の向上をめざします。

【今後の方向性】 新規

北園☆学びのまちづくり（旧北園小学校周辺地域における学びのまちづくり再生計画）

【教育改革担当課】

閉校施設となった旧北園小学校をお茶の水女子大学の支援・協力により地域住民それぞれの世代がともに学ぶ地域づくりの拠点として整備します。

【今後の方向性】 新規

児童館における母親サークル事業（再掲） 【子育て支援課】

親の育児不安解消や交流の場を提供します。

【今後の方向性】 維持・推進

子育てサークルネットワーク推進事業（再掲） 【子育て支援課】

子育て中の保護者が、気軽に子育てサークルに参加できる仕組みをつくり、子育てサークル活動を支援します。

【今後の方向性】 維持・推進

保育園の外部化 【保育課】

保育園の管理運営について、指定管理者制度などの導入を検討・実施します。

【今後の方向性】 新規

児童館等の外部化 【子育て支援課】

児童館、学童クラブの管理運営について、指定管理者制度などの導入を検討・実施します。

【今後の方向性】 新規

《顔が見える子育てサークルネットワークの報告会》



6. サービスの質の向上と利用援助のしくみづくり

(1) サービスの質の向上への取組

● 現 状 と 課 題 ・ 取 組 の 方 向 性 ●

多様化するニーズに対し、様々なサービスの充実が重要となりますが、同時に、既存のサービスについてもその質を高めることが求められます。近年、福祉サービスの第三者評価の取組が具体化し、サービスの質を適正に評価し、サービスの改善へと活かすことが目指されています。区の子育て支援サービスについてもこうした取組が必要です。



●相談体制の充実

質の高いサービスを提供するためには、適正な人材を適所に配置することが必要であることから、特に、相談対応については、いつでも、どこでも、気軽に保護者からの相談に対応できる体制づくりに取り組んでいきます。

●第三者評価の仕組の導入

客観的なサービスの質の確保と向上を図るため、福祉サービス第三者評価のしくみを活用していきます。

● 具 体 的 取 組 ●

(仮称) 子ども館の整備 (再掲) 【子育て支援課・保育課】

併設する児童館と保育園を一体化し、児童館と保育園の連携による子育て相談事業の実施や世代間交流の場、親子が集まる集いの場として活用し、地域の子育て支援機能の拡充を図ります。

【今後の方向性】 新規

子育てアドバイザー活動 (再掲) 【子育て支援課】

区内 22 児童館において、民生委員・児童委員による子育て相談事業を実施し、子育てに対しての助言を行います。

【今後の方向性】 維持・推進

子育て相談室 (子育てひろば事業 A 型) (再掲) 【子育て支援課】

区内 3 児童館において乳幼児の保護者からの電話、面接による育児相談を実施します。

【今後の方向性】 維持・推進

福祉サービス第三者評価の実施 【保育課】

保育サービスの質の確保と向上を図るために、第三者評価を実施します。

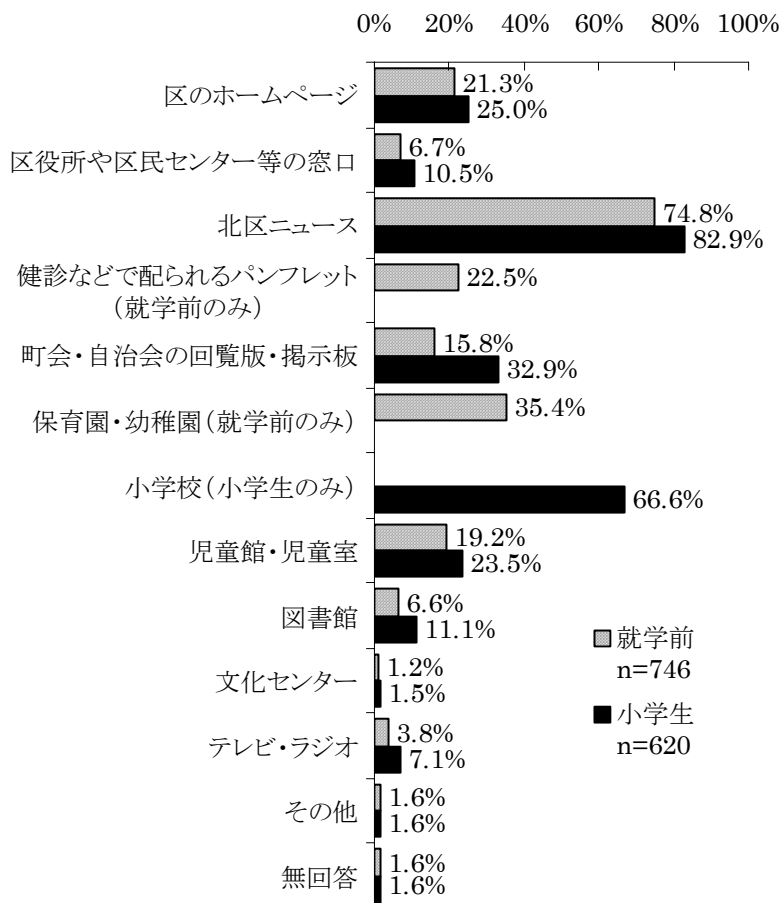
【今後の方向性】 新規

(2)サービスの適切な利用を援助するしくみの構築

● 現 状 と 課 題 ・ 取 組 の 方 向 性 ●

行政は様々な子育て支援サービスを実施しているながらも、地域の親子がそのサービスを認知していない現状があります。区が実施するさまざまな子育て支援サービスについて、その周知を徹底し、ニーズを持つ親子に対して適切な支援を提供していくことが求められています。

子育て支援サービスに関する情報入手希望方法



●効果的な情報伝達手段の検討

ガイドブックなどは新生児訪問時や乳幼児健康診査の際に配付するなどして、その効果をより高めていきます。

また、ホームページの充実を図って、子育ての情報をきめ細かく提供します。

●利用者本人が参加する子育てマップ等の作成

子育てマップやガイドブックは、サービスの周知に当たっては非常に重要なツールとなりますし、その作成に利用者である親子が参加することで、さらに有益な情報の提供が期待されます。

また、育児サークルが主体となる子育てマップやガイドブックの作成に対して援助を行うなどして、その作成推進の支援に取り組めます。

具 体 的 取 組

各児童館のホームページ設置運営 【子育て支援課】

児童や保護者・地域への情報提供及び子育てのネットワーク化を図ります。

【今後の方向性】 維持・推進

各幼稚園ホームページの設置・運営 【学務課】

保護者の幼稚園選択及び、幼稚園の適正な運営の確保に資するために、各幼稚園職員によってホームページを更新します。

【今後の方向性】 維持・推進

各保育園ホームページの設置・運営 【保育課】

保護者の保育園選択及び、保育園の適正な運営の確保に資するために、各保育園職員によってホームページを更新します。

【今後の方向性】 維持・推進

子育てマップ、ガイドブック等 【子育て支援課】

子育てサークルで活動する保護者と共に、子育てマップ・ガイドブックを作成します。

【今後の方向性】 検討

《北区広報誌 KISS》



(3)人材育成

● 現 状 と 課 題 ・ 取 組 の 方 向 性 ●

地域における子育て支援サービスの担い手は、保育園職員や児童館職員、育児サークル参加者、そして地域住民一人ひとりと、多岐にわたっています。それぞれの役割等には違いはあるものの、担い手一人ひとりの養成ならびに育成は、子育て支援を行う上での根幹とも言える重要なことです。

したがって、それぞれの担い手に適した内容での、継続的・効果的な人材養成・育成の充実が必要です。

さらに、地域資源である大学や、そこで学ぶ若い学生たちを子育て支援の担い手として活用していくことも重要です。



●子育て支援の担い手に対する研修の充実

区民が支え合い援助しあう地域づくりのために、子育てアドバイザーの育成や子育て相談員の研修を充実するとともに、子育て支援に参加する地域住民（子育てサポーター）に対する講習会等の充実にも取り組みます。

●専門性のある研修の充実

各種研修・講習会等の実施にあたっては、地域の大学等と連携し専門性を活用していきます。

●地域の大学生の活用

地域の大学に学ぶ学生を子育て支援にかかわるプレイリーダーとして、子育て支援事業への参加を促します。

●保育園職員や児童館職員の資質向上

職員研修では、保育園と児童館等の連携・ネットワーク、職種間での情報の共有、育児サークルの主体的な活動を支援するために必要な事項などについて、重点的に取り組んでいきます。

《子育て研修》



具 体 的 取 組

子育てサークルネットワーク推進事業（再掲） 【子育て支援課】

子育て中の保護者が、気軽に子育てサークルに参加できる仕組みをつくり、子育てサークル活動を支援します。

【今後の方向性】 維持・推進

地区委員会委員研修 【子育て支援課】

青少年地区委員会委員の意識啓発と青少年健全育成活動の活性化を図るため、委員の研修を実施します。

【今後の方向性】 維持・推進

子育てサポーターの養成・配置 【子育て支援課】

子育てに対する助言や子育てサークル支援の中心となる子育てサポーターを養成し、地域での子育て支援活動を推進します。

【今後の方向性】 検討

子育てアドバイザー研修 【子育て支援課】

区内 22 児童館において、民生委員・児童委員による子育て相談事業の充実を図るために、地域社会の資源である民生児童委員に対し、子育て支援に必要な研修を行います。

【今後の方向性】 拡充

プレイリーダーの育成 【子育て支援課】

地域の大学にはたらきかけて子育て支援について学ぶ学生を募り、プレイリーダーとして育成します。

【今後の方向性】 検討

北園☆学びのまちづくり（旧北園小学校周辺地域における学びのまちづくり再生計画）

【教育改革担当課】

閉校施設となった旧北園小学校をお茶の水女子大学の支援・協力により地域住民それぞれの世代がともに学ぶ地域づくりの拠点として整備します。

【今後の方向性】 新規

児童館職員専門研修 【子育て支援課】

児童館職員に対し、組織の連携に必要な事項を含め、職務を遂行していくための専門研修を行います。

【今後の方向性】 拡充

保育園職員専門研修 【保育課】

保育園職員に対し、組織の連携に必要な事項を含め、職務を遂行していくための専門研修を行います。

【今後の方向性】 拡充

7. 目標事業量の設定

国および東京都が、今後、特に重点的に進めていくとしている取り組みについて、北区として5年後の平成21年度までに達成すべき目標値を定めました。

《国の重点的な取組》

項目	現状（平成16年度）		平成21年度目標値	
通常保育	4,675人		4,775人	
延長保育	500人	20か所	560人	25か所
一時保育	39人	13か所	75人	23か所
休日保育	30人	1か所	90人	3か所
夜間保育	0人	0か所	30人	1か所
病後児保育（施設型）	0人	0か所	12人	3か所
トワイライトステイ	0人	0か所	720人/年	1か所
放課後児童クラブ	1,930人	47か所	2,280人	55か所
ショートステイ	0人	0か所	720人/年	1か所
ファミリー・サポート・センター	1か所		1か所	

《東京都の重点的な取組》

項目	現状（平成16年度）		平成21年度目標値	
子ども家庭支援センター	1か所		設置：有 先駆型への移行：有	
子育て広場A型	3か所		3か所	
育児支援ヘルパー	0回/年		280回/年	
認証保育所	54人	2か所	54人	2か所
虐待防止ネットワーク	設置：有		設置：有	

第 6 章

計画の推進に向けて

(第 6 章表紙裏)

1. 計画の進捗状況の把握

本計画の推進に当たっては、地域内でのきめ細やかな取組が必要とされますが、そのためにも、各年度において計画の実施状況を把握・点検し、その結果を、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。

計画の実施状況を把握・点検するために全庁的な体制を構築します。

計画の見直しに際して、住民の代表や学識経験者を含めた「協議会」を設置し、パブリックコメントを求め、住民の意見を反映していきます。

2. 関係機関との連携強化

子育て支援を総合的に行っていくためには、区の保健福祉施策の推進だけでなく、区内の住民組織、近隣自治体や東京都の関連機関等との協働が不可欠です。

区内の子育て支援に関わる住民組織や教育機関をはじめとして、児童相談所や警察等との連携を強化していきます。

3. 民間の力の活用

子どもの育ちをまちぐるみで支えるためにも、これまでの行政によるサービス提供に加え、NPOや民間企業の活用についても、より一層積極的に取り組んでいきます。

4. 効率的な行政運営の推進

限られた財源の中で、多様なサービスを提供していくためには、効率的な行政運営が必要です。民間でできるものは民間でという視点に立ち、子育て支援についても役割分担を行いながら外部化等の手法も検討し、区民ニーズに即した新たなサービスの展開を図っていきます。

5. 国・都への要望

子育て支援の充実に向けては、区だけですべて実施することはできません。

企業の労働条件の見直しや育児休業制度の見直しなど、子育て支援に必要な事項について、国や都へ積極的に働きかけていきます。

(97 頁裏)

資 料 編

1. 北区次世代育成支援行動計画策定検討会設置要綱
2. 北区次世代育成支援行動計画策定検討会委員名簿
3. 北区次世代育成支援行動計画策定検討会検討経過
4. 北区次世代育成支援行動計画骨子案に関するパブリックコメントの試行結果
5. 北区次世代育成支援行動計画の全体図

(資料編表紙裏)

1. 北区次世代育成支援行動計画策定検討会設置要綱

北区次世代育成支援行動計画策定検討会設置要綱

15北子字第 510号
平成15年11月28日区長決裁

(設置目的)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年7月16日法律第120号）第8条の規定に基づく市町村行動計画（幼児教育振興プログラム策定を含む）（以下「計画」という。）を策定し、北区における次世代育成支援に関する総合的な施策の推進と幼児教育の振興を図るため、北区次世代育成支援行動計画策定検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、設置目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 計画の策定に関して必要な事項を調査し検討すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条に規定する設置目的を達成するために必要な事項に関すること
- (3) その他区長が必要とすること

(構成)

第3条 検討会は、区長が委嘱する委員をもって組織し、委員の構成は、別表1のとおりとする。

- 2 前項に掲げるもののほか、区長は必要と認めるものを委員に委嘱することができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成16年度末までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。

(招集等)

第6条 検討会は、委員長が招集する。

委員長は、必要に応じて関係職員等の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、子ども家庭部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか検討会の運営に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

付則

(執行期日)

1 この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、第2条の規定による計画が策定された日をもって、その効力を失う。

2. 北区次世代育成支援行動計画策定検討会委員名簿

区 分	氏 名	所 属	備 考
学識経験者	新 澤 誠 治	東京家政大学教授	
	今 井 和 子	東京成徳大学教授	
区内関係団体	竹 腰 里 子	北区民生委員児童委員協議会会長	
	鈴 木 將 雄	北区青少年王子地区協議会会長	
	鹿 田 儀 子	北区小児科医会会長	
	植 村 宜 公	北区私立保育園理事長園長会会長	
	川 上 智枝子	北区私立幼稚園協会会長	
	渡 辺 一 郎	北区小学校PTA連合会会長	
	飯 野 正 則	北区中学校PTA連合会会長	
	木 村 芙紗子	北区女性のネットワーク代表	
	平 倉 秀 夫	東京都北児童相談所所長	H16. 3. 31まで
	中 澤 知 子	東京都北児童相談所所長	H16. 4. 1から
	永 田 陽 子	北区子ども家庭支援センター専門相談員	
区民代表	秋 葉 裕 子	公募委員	
	丸 山 法 子	公募委員	

3. 北区次世代育成支援行動計画策定検討会検討経過

	開催日		主要課題
第1回	平成15年度	平成16年 2月10日	<ul style="list-style-type: none"> ○区長あいさつ・委員委嘱 ○委員・事務局自己紹介 ○会議の運営方法について ○正・副委員長選任 ○基調講話～新澤委員長 ○北区における保育施策・子育て支援施策の状況について
第2回		3月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○区民意向調査結果について ○行動計画策定指針施策からみた北区事業実施状況について
第3回	平成16年度	4月21日	<ul style="list-style-type: none"> ○区民意向調査結果について ○基本理念・基本方針（事務局案）について
第4回		5月21日	<ul style="list-style-type: none"> ○基本理念・基本方針（事務局案）について ○行動計画に記載する施策・事業について
第5回		6月8日	<ul style="list-style-type: none"> ○行動計画に記載する施策・事業について <ul style="list-style-type: none"> ・「地域における子育て支援（保育・児童館・幼児教育等のあり方）」 ・「職業生活と家庭生活の両立の推進」 ○施策体系（案）について
第6回		7月6日	<ul style="list-style-type: none"> ○行動計画に記載する施策・事業について <ul style="list-style-type: none"> ・「要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進」 ・「母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進」
第7回		7月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○行動計画に記載する施策・事業について <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」 ・「子育てを支援する生活環境の整備」 ・「子ども等の安全の確保」
第8回		8月31日	○行動計画骨子案について
第9回		11月2日	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児教育内容の充実について <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園教育の現状と課題（幼稚園・保育園の連携を含め、幼児教育の現場から） ○区立幼稚園のあり方の見直しについて ○幼稚園・保育園と小・中学校との連携について ○幼保の一体化について
第10回		平成17年 1月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○行動計画骨子案に関するパブリックコメントについて <ul style="list-style-type: none"> 区民、各委員からいただいたご意見、対応など ○行動計画案について

4. 北区次世代育成支援行動計画骨子案に関するパブリックコメントの試行結果

1. 概要

意見提出期間：平成16年11月1日(月)～30日(火)

意見提出者数：窓口または郵便(児童館経由含む) 21人
 ファクシミリ 10人
 電子メール 3人 合計34人
 意見件数 :91件

2. パブリックコメントによる内容等の修正箇所

NO	提案	件数	修正
	第4章 1 ⑤企業との連携による子育て支援		
41	○育児休業後、希望する女性には子どもが5歳になるぐらいまで、賃金がカットされても勤務時間を短縮することができる制度を作してほしい。	1	「第6章 計画の推進に向けて」に一項目「国・都」への要望を追加

3. 区民から提出された意見とそれに対する区の考え方

NO	ご意見の概要	件数	区の考え方(対応)
	第3章 基本理念と基本方針		
	1. 基本理念		
	2. 基本方針		
1	○「北区次世代育成支援行動計画」の内容、素直にうれしく思った。「“すべて”の子育て家庭への支援」大切なこと、母が働いていれば時間がなかったり、忙しかったり。家庭にいれば、悩んでしまったり、社会に取り残された感じをもったり。「ニーズを持つ親子に対して適切な支援」ありがたく思う。お互いを理解し歩み寄り、子ども達のための北区であってほしい。	1	今、子育てをしている世代、次に子育てをする世代と長期連鎖的にこの計画が生かされるよう、推進していきます。
2	○方針3「“まちぐるみ”での子育て支援」について、様々な社会資源の効果的活用については、公的責任の基実施すべきで「公的責任の基、行政の力をはじめとした」の文言を入れてほしい。	3	これまで果たしてきた公的責任を後退させるものではありません。今まで以上に子育て施策を充実していくとともに、「区民とともに」と言う基本姿勢のもと次世代育成支援に取り組めます。
3	○方針2「子育てをしながら働く家庭の不安も大きくなっている。「子育てと仕事の両立支援」も引き続き課題であることを明記してほしい。	1	「子育てと仕事の両立支援」も非常に重要な課題であり、夜間保育や病後時保育など多様な保育サービスや企業との連携を推進します。

第4章 施策目標と取組の方向性		
1. すべての子育て家庭に対する地域ぐるみの支援		
①子育て意識づくり		
4	○自分の住んでいる地域への愛着、こだわりがないところに次世代の芽は育たない。そういう意味で北区は「住みたい！」と思える町でしょうか。	1 関係機関と地域との連携、協働を進める中で、住みやすい・住みたくなる・ふるさと北区を実現していきます。
5	○すべての子育て家庭に対する地域ぐるみが必要。	1 地域ぐるみでの子育て支援は非常に重要な課題であり、行動計画の基本方針のひとつとし、横断的な取組を図ります。
6	○昔と子育ての違いはあるが、 1. 子どもを産むことによる責任を生む前からしっかりと捉えていた。 2. 親としての役割をもっていない人が多い。 3. 「7歳までの子育ては親の責任」と自覚し、努力しながら育児をした。 4. 児童館での異世代交流も必要だが、家庭でも家庭教育、しつけを教えるべき。	1 子育てはもともと個々の家庭だけの営みではなく、昔から地域社会に支えられてきたものです。その中で親自身が生まれ、自覚を持って子育てにあたってきました。ところが、個々の家庭を支えてきた地域社会そのものが崩壊し、家庭も養育力を失っているのが現状です。そのため、行政と区民が協働して地域づくりに取り組んでいく必要があります。児童館事業はその中核に位置づけられるものです。とくに、異世代交流などは失われた地域コミュニティを回復させる取組でもありと考えております。
7	○最近では近所づきあいが疎遠になっている。昔のようにコミュニケーション豊富でお互い助け合える社会になってほしい。	2 現在は地域社会が希薄化しているとされています。しかし、町会や自治会、青少年地区委員会、子育てサークルなどが様々な場面で活躍しています。これらの団体へ支援し、まちぐるみでの子育て支援を積極的に進めます。
8	○自分の子どもだけに目がいきがちな親が多いが、いろいろな子ども達がいることを理解し、受け入れる余裕があるとうれしい。その子ども達にとって、何が幸せなのかを考え、良い選択をしていけるようにしてほしいと思う。	1 子育てのネットワークを充実する中で、自分の子ども、他人の子どもも区別なく支援できる社会づくりを関係機関との連携の中で実現していきます。
②子育ての不安・負担解消に向けた取組		
9	○話づらいことなど、親のいろいろな悩みを話せる環境の施設があったらいいと思う。	3 保育園や児童館、育ち愛ほっと館(子ども家庭支援センター)、保健センター等には保健・子育ての専門職員を配置しており、また、保育園と児童館を統合した「(仮称)子ども館」を設置し、より相談のしやすい体制づくりに取り組めます。
10	○子どもが一人か二人の家庭が多く、小学校まで自由に遊ばせて育てる家庭が少ない。知恵を働かせ、困難を乗り切る子どもに育つ環境が必要。そのためにも、児童館、保育園、幼稚園の役割は何？	1 児童館では、施設相互の連携を密にして、子育ての支援、子どもの遊び場の提供など、未来を担う子どもたちが、のびのびと成長していくため必要な環境を提供しています。保育園では、「北区立保育園保育計画」において、望ましい子ども像や保育目標について定めています。今後も、豊かな環境・活動を展開していくなど、子どもの最善の利益を考慮しながら、実践していきます。幼稚園は安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養うと共に、集団生活の体験を通じて、他人との協同や自主・自立の精神の芽生えを養う役割を担っています。
11	○児童館の現状として、小学生がいる場合、乳幼児を連れては利用しづらいため、「育ち愛ほっと館」のような施設をもっと増やしてほしい。	1 児童館での乳幼児親子の利用を今後もさらに進めていきます。また、総合子育て支援施設として「(仮称)子ども館」を整備していきます。
12	○育児サークルなどの設立を支援してほしい。	1 すでに平成16年度から「子育てサークルネットワーク推進事業」を実施しており、サークル設立及びネットワーク化を実施しています。

13	○子育て支援のアドバイザーが保健婦さんばかりで意見が偏りがちなので、他の分野の方による指導も必要だと思う。	1	保育園と児童館、育ち愛ほっと館、保健センター等には保健・子育ての専門職員を配置しています。職員間の連携、相談を引き継ぐネットワークにづくりに取り組みます。
14	○育ち愛ほっと館は場としてあまり魅力がない。よい人材はいるようだが、もっと広いスペースで庭もほしい。他の区からも親子が遊びに来られるような場になってほしい。	1	現在、遠方からの来所も増えてきていますが、学校内施設であり、屋間の校庭使用についてある程度の制限は、子どもの安全上やむをえないところです。しかし、開かれた施設としての子ども家庭支援センターですので、今後とも利用者の意見を取り入れて運営に役立てていきます。
15	○区内には子どもに関わるよいグループがたくさんあるのでいあげてほしい。	1	すでに平成16年度から「子育てサークルネットワーク推進事業」を実施しており、サークル設立及びネットワーク化を実施しています。
16	○家庭で孤立する親子に対しての取り組みは特に重要、保健師による新生児訪問にとどまらず、定期的に家庭訪問をする専門員を児童館や保育園においてほしい。	2	子育て不安から精神的・心理的に不安を抱える家庭や生活環境に問題がある家庭に対する訪問相談は、育ち愛ほっと館を中心に各施設と協力のうえ進めていきます。また、地域の子育て支援の拠点として「(仮称)子ども館」を創設し、保育士・看護師等が、子育てに関する相談に応じるとともに、家庭に引きこもることなく保護者の方々が集える場を提供します。
17	○家庭で過ごす母親に対するアプローチ、地域の育児サークルなどへの参加促進や支援について、どのように区民に参加内容を知らせるのか明らかにしてほしい。	1	区ホームページの活用をはじめ、地域で活動をしている子育てサークルのネットワークを活用し、啓発に努めます。
18	○保育園・児童館職員が連携し、親子と接する機会の提供とあるが、人員を増やせる行政援助(補助金)がなければ困難である。	1	保育園と児童館とでは、それぞれの職員がお子さんに対応するべき時間帯、また繁忙の時間帯が異なっていることから、双方の職員が連携することによって、職員数を増員することなく、新たな子育て支援事業の展開に対応していきます。
19	○深刻な相談内容を専門家に引き継ぐネットワークを各地域ごとにつくってほしい。	1	今後とも各児童館と育ち愛ほっと館の連携を強化し、ネットワークづくりに取り組んでいきます。また、王子、赤羽、滝野川の3地区にあるセンター館(八幡山児童館、神谷南児童館、西ヶ原東児童館)には専門相談員(臨床心理士)が配置されているので、センター館の活用も引き続き図っていきます。
20	○「育ち愛ほっと館」を地域子育ての中核と位置付けているが、利用している大半は3歳未満の乳幼児を持つ近隣の家庭。ここだけで乳幼児から中高生までの育児家庭のサポート支援策を提案・提供できるのか。「ほっと館を中核として」という前提を見直すか、説明できる活動内容や実績を示すべき。反面「子ども館」構想は理想的、子ども館をサブ中核施設と位置付け整備し、ほっと館を中心とした情報のやりとりが可能なれば、ほっと館一極集中による負担も軽減する。	1	居場所としての利用者は、確かに育ち愛ほっと館の場合、3歳未満の子をもつご家庭の方々が中心ですが、相談機能、ネットワーク機能は0歳～18歳未満の子どもたち及びその保護者を広く対象としています。そのような意味で「ほっと館を中核として」とうたっております。一方で「(仮称)子ども館」の位置づけについては、地域の子育て支援施設であると考えております。また、中高生の居場所づくりについては、今後の重要な課題と位置づけ対応策を検討していきます。
21	○育児サークル支援・在宅母親へのアプローチ・育児相談などの具体的施策づくりには地域協議会等を設置して区民の意見を反映すること。	1	現在推進している児童館・保育園を中心とした子育てサークルへの支援事業や「(仮称)子ども館」を中心に施策を展開していきます。また、地域住民の声が反映されるように、地元住民を中心に組織する児童館運営委員会などの活用も図ります。
22	○子ども、子育て当事者や経験者など、異年齢が集い自由に遊び交流ができるサロン等(プレイパーク、音楽演劇活動を行う憩いの場付きシアター)の開設を希望する。	1	新たに保育園と児童館を一体化した「(仮称)子ども館」を整備し、地域における子育て支援の拠点とするとともに、空き教室を利用した「サロンの」な居場所づくりも検討していきます。

③子育て支援の地域コミュニティづくり		
23	○ファミリーサポートセンター事業の利用料は高すぎ。保育園児にはたくさん税金が使われ、家庭育児にはなく受益の公平が保たれていない。また、一箇所事業展開をするのではなく、町単位での相互助け合いのようなものがあると良い。	1 ファミリーサポートセンター事業の利用料金については、23区おおむね同額の料金設定をしており、今後とも、サポート会員の充実、利用しやすい体制づくりに努めます。
24	○核家族が進む中、共働きが多く地域との関わりも少ない。勤務時間も長くなり親子ゆとりがないとゆっくりと子育てはできない。(ファミサポサポート会員としての実感)	1 地域の人たちが共に「子どもについて」「子育てについて」考え、行動する社会づくりのため、この行動計画を推進します。
25	○ファミリーサポートセンター事業はとても良い。もっと身近で講習会を実施してほしい。	1 受講の状況をふまえ、時期や場所について検討します。
26	○現代は年齢層が新人類時代に入り、教養も豊かで住まいも理想の家を求め、気持ちのよい家をイメージし、それが手に入る時代。児童館においても、どんなに遠くでもお母さん達は環境整備の整った児童館に向かう。「深めよう親子の絆」の名目に何人が感動するだろうか。親がこんなにも鈍感の時代、鈍感さをうまく利用していかないともっと事件が起こると思う。多くの取組を実施しても、参加する人たちは同じ人ばかり、子育て中のお母さん達はそれを知らずに家庭保育で忙しく一日を終えているのが現状。	1 少しでも参加者の輪を広げていくため、PRの強化や参加のきっかけづくりになるような事業展開を行うように今後とも努めます。
27	○子育て支援の拠点として空き店舗、余裕教室の利用について、住民や子育てサークル等に意向調査は実施するのか。	1 子育てサークルなどを通じて随時、子育てをしている皆さんの意向をお聞きしていきたいと考えております。
28	○具体的に何をどうするのかあまり見えてこない。住んでいる地域は比較的地域のつながりが密なので、安心できる反面、最初の関わりが難しいところもある、「まちぐるみ」だけを考えると使えないと思う。場所的に区の施設が少ないのもっと充実してほしい。	1 北区全体の中で偏りのない施策の展開を行っていきます。
29	○ファミリーサポート事業の認知度を上げてほしい。月に1回、北区ニュースに載せるのもよい。サポート会員になっても依頼が来ない人もいる。	1 ファミリーサポートセンター事業は活動を開始して3年が経過しています。今年度から、さらに多くの方々に知っていただくために、「地域支援員」を配置し、啓発活動を実施しています。
30	○ひとり親家庭のホームヘルパー派遣制度は大変利用しづらい。ファミリーサポートの利用券を出してもらった方が地域の人とのつながりができるしありがたい。	1 ファミリーサポートセンター事業は、区民同士が信頼の中で、育児サポートを目的に安価な料金で利用できる制度として運営されているものです。一方、ひとり親家庭のホームヘルパー派遣制度は、生活状況の変化に伴い日常生活に支障をきたす家庭に対し、必要なサービスを実施するものであり、お互いの制度を理解していただいたうえでの利用を推進します。
31	○空き店舗や余裕教室の活用について具体的内容を明らかにしてほしい。	2 商店街の空き店舗や空き教室について、効果的な活用方法はどのようなものか関係部署と十分に検討していきます。
④多様な保育サービスの整備		
32	○すべての学童保育児童が屋外活動ができるように、立地場所を考えてほしい。	1 学童クラブの設置場所については、その地域の状況や学校の教室の利用状況において様々ですが、地域の実情にあわせ最も良い育成環境になるよう今後も見直しを行います 既存施設の立地条件はまちまちですが、屋外活動が子どもの育ちにとって大切であることの認識にたち、各学童クラブとも様々に工夫をしながら屋外活動を実施しています。

33	○ボランティア活動等を行う上で一時的に子どもを預けられる場所がほしい(特に就学児童)。 ※学童クラブの枠が少し広がったらうれしい。	1	「(仮称)こども館」における就学児童の受け入れについては、従前の児童館以上にきめ細かい対応が可能であると考えます。また、社会的動向を踏まえつつ一時保育制度やファミリーサポートセンター事業などの現状制度の利用推進を進めます。
34	○子育てをしたくても、保育園の不足で子どもを産めない女性が多いことが気になる。共働きが多い中、保育園の整備と小学校6年生頃までの児童手当の支給をお願いします。	1	北区における保育園の充足率は、浮間地区での保育園の新設によって、ほぼ解消可能と考えています。今後は、延長保育の拡大や病後児保育の実施など、保育サービスの充実を図ります。また、児童手当については、国、都の動向を踏まえて対応します。経済的援助の必要な分野においては、十分な検討を行います。
35	○北区には認証保育所や病児保育施設がないが荒川区や豊島区にはある。また、延長保育(19時30分以降)を実施している園も少なく働く親としては不便。千代田区は待機児童ゼロ、認証保育もあり延長保育も充実している。千代田区と同じようなことを北区に求める。	1	現在、北区内には認証保育所が2カ所設置されております。待機児解消は、認可保育園で対応すべきと考えており、今後の認証保育所設置計画はございません。また、病後児保育については、早期実現に向けて準備しています。さらに、延長保育についても一層の拡充を図ります。
36	○夜間・病後児保育等多様な保育サービスにあたっては、特に子どもの立場を考慮し、通常保育以上に職員体制を充実してほしい。また、区としての基準を作り、コスト優先ではなく、子どもの立場に立ち、公立民間問わず同じ条件で保育ができる事業整備を望む。	1	病後児保育については、区民ニーズの高いサービスであり現在実施に向け検討を行っています。病後の一時期を安心して過ごせる環境を整え、区民の方が利用しやすい区としての基準づくりを行い、より良いサービスの充実を図っていきます。
37	○4月からの入園の場合、遅い月齢の子は入園が難しくまた、早期に復職せざるを得ないことから「入園予約制度」を創設してほしい。また、延長保育園の拡充もお願いしたい。	1	入園希望者が増す中で、予約によりその期間、無在籍にすることは現状では困難と思われませんが、不公平が生じないように進めていきたいと考えています。また、延長保育については、利用者のニーズにあったサービスを提供していきたいと考えています。
38	○今ある認可保育所に対する考えをどのように考えているか、また、区の補助金を充実してほしい。	1	保育所は保護者が就労等により家庭で保育できない児童をお預かりし、児童の心身の健全な発達を図ることを目的とした施設であり、各保育所では家庭的な雰囲気の中での保育を常に心がけています。また、補助金については、施設運営が適切に進むよう補助を行っていきます。
39	○学童保育の時間が短い。17:30過ぎに帰宅できる親はほとんどいない。親が仕事を辞めずに済むよう18:30、せめて18:00まで延長してほしい。また学校が休みの日は朝8:45と聞いたが、せめて8:00か8:15に開所するよう要望する。	1	学童クラブの受入時間延長については、児童の安全を確保しつつ児童館内学童クラブでは、18:00までの受入を予定しています。
40	○夜間・病後児保育等多様な保育サービスにあたっては、区としての基準をつくり、内容の充実を図ってほしい。	2	病後児保育については、現在、実施に向け検討を行っており、区民の方が利用しやすい区としての基準を制定し、より良いサービスの充実を図っていきます。
⑤企業との連携による子育て支援			
41	○育児休業後、希望する女性には子どもが5歳になるぐらいまで、賃金がカットされても勤務時間を短縮することができる制度を作してほしい。	1	企業の労働条件の見直しや育児休業制度の見直しなど、子育て支援に必要な事項について、国や都へ積極的に働きかけます。

⑥特別なニーズへの支援		
42	○障害児の受入システムや、それを取り巻く人の姿勢がもっと変わらなければならないと思う。	1 区全体における障害児の対応について関係各部署が協力し、環境づくりを推進します。
43	○障害のある子どもが普通学級のクラスと同じになると聞いたが、いじめがあるなど良いことばかりではないと思う。その子にあった教育を受けさせることが重要であり、本人と親が選択できるようにしてほしい。	3 特別支援教育は、障害のある子どもたち一人ひとりのニーズに応じた教育的支援を進めるものです。障害の状況を正確に把握し、その子のもつ可能性を最大限に伸ばすためにはどのような支援が必要かを保護者と共に検討していきます。従って、支援の形も多様になると考えています。
⑦経済的支援		
44	○医療費の補助は無用な薬の服用につながり、子どもの身体の弱体化を助長する。育児中の母親の不安を取り除き、地域再生、医療費の税負担を減らし、区の施策が基本構想に掲げた未来像に近づく計画になることを望む。	1 子ども医療費助成については、区の財政状況、区民ニーズを十分に把握して検討していきます。
45	○乳幼児医療の助成を入院だけでなく通院も中学卒業まで延長してほしい。	1 区の財政状況、区民ニーズを十分に把握し、検討していきます。
2. 未来を担う人づくり		
①自立までの支援体制の構築		
46	○多くの支援者、ボランティアに支えられ、「地域寺子屋」を運営しているが、多くの回数をこなすには相当な財源が必要。ほかの「地域寺子屋」は活動に疲れていたり、参加人数の減少が悩み。北区内の全「地域寺子屋」を活性化する準備はできているため、活動支援をしてほしい。	1 寺子屋の運営費は、夏休み等を除く土曜日が年間40日あることから、それに見合う予算措置をしているところです。現在、各寺子屋においては地域特性を生かし予算措置以上の取り組みについてははずばらしいことと思っています。しかしながら、区の財政事情も厳しく、かつ、12箇所の運営経費もあることから、予算面についてはご理解を頂きたいと思えます。なお、今後は教育ボランティアとの協働を検討していきたいと思っています。
47	○児童館を日曜日にも開放してほしい。	1 現在、試行で一部の児童館で実施していますが、課題や問題点について検討します。
48	○学校の体育館や校庭をもっと休日にも開放し、若い指導員を付けてほしい。	1 区立小学校の校庭を、学校教育に支障のない範囲で地域の青少年の遊び場、スポーツの場として開放しています。平成14年度からは、従前の遊び場としての開放以外に、各種親子教室やスポーツ大会などの特色ある開放事業を、各学校で組織する運営委員会で主催し、充実を図っています。また、PTAを中心として新たなスポーツ指導者の育成を図るなど、子ども達に魅力あるプログラムを提供できる体制づくりを行います。
49	○中高生に対し「養育性」を育むことは大変よいことだが、中高生の居場所づくりをもう少し取り組む必要がある。	1 中高生の居場所づくりについては、平成17年度からモデル児童館として3館を指定し、時間開放をする予定ですが、さらに中高生のニーズを取り入れた施設についても検討していきます。

50	○食育に関して期待する。数校で甘藷の野菜を給食に使っているようだが、年に数回でいいから全校で甘藷の野菜を食べ、堆肥、畑、米など考える時間を作ってほしい。	1	区は給食残菜のコンポスト化や甘藷町との食の交流などを教材として、食のリサイクルや環境問題について学んでいます。全校で甘藷町の野菜を食べしてほしいという点については、ご要望として承ります。
51	○互いに思いやる心を早くから育むには、児童館等における異年齢交流は重要と思う。ただ、歩くことがおぼつかない幼児と小学生と一緒に利用するためには、お互いに安心して利用できるよう施設の充実、再構築等、環境を整えてから実行しなければ混乱し、継続的な活動に結びつかない可能性がある。	1	各施設ごとにその状況はまちまちですが、異年齢交流、世代間交流も子育て支援策のひとつであり、施設の有効活用について検討します。
52	○児童館は現在あるが、幼稚園年齢児から小学校卒業までの子どもを、学童保育の枠にとらわれず受け入れることができる、遊びや勉強、医療の先生などがある児童施設が必要と思う。	1	児童館と保育園を一体化した「(仮称)子ども館」を地域の子育て支援の拠点施設としていきます。
②幼児教育の振興			
53	○幼保一体化について、保育所の機能を後退させないよう、また、幼稚園・保育園の機能をより充実させる内容で検討してほしい。	1	幼保一体化については、公私の役割や幼保の役割について北区でのニーズなどを踏まえ、機能の充実を考えていきます。
③教育の場における子育てへの支援			
54	○若い親がしつけをしっかりと、そして相手を思いやる心を育てることを願う。学校での道徳授業が復活できれば。	1	少子化、核家族化により、若い保護者の方が子育てについて悩みや不安をもっている現状があり、その解消のためにも、就学前、学齢期というように子どもの発達段階に応じた子育てのあり方を考えていく必要があります。国の学習指導要領により、道徳の時間は、週1回どの学校も行うことになっています。そして「誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って考え、行動する」とことは、その道徳の時間はもとより、全教育活動を通じて実践的に指導しているところです。
55	○情操教育の欠如ではないか。	1	ご指摘のとおり、子ども達の幼児期からの心の成長ということを考える場合、多くの憂慮すべき問題が存しています。生命を尊重する心、自らを律する心、我慢をする心、他を思いやり感謝する心、また美しいものに感動する心、美しいものを愛する心、正しいものを判断する心などの情操を育てるため、現在、道徳の時間はもとより、様々な体験活動や交流活動を通じて豊かな心の育成に努めているところです。

3. 子どもの健やかな育ちへの支援		
	①親育ちへの支援	
	②子どもの発育・発達への支援	
56	○青少年犯罪の若年齢化、持病を抱えている子どもの増加などを見て、子どもを産み育てることに不安を感じる人がいるそうです。また、早期教育などで、子どもの個性、想像力、応用力を奪い子どもにストレスを与えている親も問題だと思う。心の教育、食育について、もっと関心を持ち、意識改革をすべき。	健康で活発に育ち、学校内外での学習や文化・スポーツ活動に積極的に取り組んだり、また、柔軟で豊かな感性や国際性を備えていたり、ボランティア活動への参加など社会貢献に対する意欲を秘めた子どもたちも決して少なくありません。しかしながら、ご指摘のように、家庭や地域における生活体験の機会の減少や親子関係の未熟さ、人間関係の希薄化、社会体験・自然体験などが減少し、さらに、学校に関しても生活が[ゆとり]のないものとなり、友人たちとの交流を深めたり、自己実現の喜びを実感しにくくなっているなどの課題が生じています。そこで、これからは乳幼児期から学齢期、青年期というように、子どもの発達段階に応じて、家庭・地域・学校が一体となり、様々な関係機関と緊密に連携を図り、一人ひとりの子どもたちの多様な体験活動等を通し、豊かな心を育てまいると考えています。また、育児相談、育児不安の解消や父親の育児参加など、妊娠期からの継続した母子保健支援体制を充実します。また、「食」は、子どもの心と身体を健やかに育てる大切なテーマです。生涯にわたる健康の基礎を築くため、乳幼児からの食の重要性や親の世代における食事づくりに関する必要な知識や技術を支援するとともに、食を通じて親子や家族との関わり、仲間や地域との関わりを深め、家庭や社会の中で子どもの健やかな心と身体の発達を促すための食育推進体制を整備します。
	③子どもの権利擁護	
4. 安全・安心な子育て環境づくり		
	①子どもの安全を守るための取組	
57	○医療費の交付や給付金、経済的に助かっている。現在、「憲法9条」「教育基本法」の改正が話題になっているが、「未来も平和」で安心して子育てができるよう取り組んでほしい。	1 昭和61年に北区は平和都市宣言を行いました。今後ともこの宣言に従い、憲法、教育基本法を遵守しつつ、安心して子育てができる環境づくりに努めます。
58	○「地域住民の自主的活動として実施する安全推進事業に対する・・・」にはPTA活動ははいるのか。	1 PTA活動を含め、すべての人や組織がこれに関わり、協力し合うことを推進していきます。
59	○地域の中で子どもの顔を知ってくれる人がたくさんいることが安心につながる。安心して子どもが成長できるように、地域・学校・児童館などの連携を期待する。	1 地域のイベントなど行事を通して地域・学校・児童館・保育園などの連携を密にし、お互いに顔見知りになれるような地域づくりを推進します。

60	○歩道がない道路や幅が狭い道路、街灯がないなど危険な道路がある。また、樹木が多い公園は視界が悪くたまり場になりやすい。	1	歩道を設置するには最低でも有効幅員2mを確保する必要があります。区では歩道を設置することが可能な広幅員の区道や新設する区道には、歩道を計画的に整備しています。街灯については、区道総延長約340kmに約1.2万本を設置しています。平均で28m間隔に設置されており、必要な照度を確保しています。私道においては街灯のない道路もありますが、町会・自治会の申請により、暗い箇所には私道防犯灯を設置しています。また、公園の維持及び整備にあたっては、今後も条例による緑化基準を満たしつつ、樹木の種類や植える場所をよく検討し、季節感あふれる快適な公園づくりに努めます。
②都市環境の整備			
61	○子育てに支障をきたす恐れのある、早期教育への依存から抜けられるように、子どもの遊ぶ環境を整備してほしい。	1	今後も地域の声を反映した安全で快適な遊び場の環境づくりに取り組みます。
62	○室内だけでなく、屋外でも自由に遊べるような施設があつたらもっと子ども達を楽しめると思う。	1	区内には、専ら子どもたちの遊びを対象とした児童遊園や遊び場が116箇所ありますが、今後も施設の適正配置や増設に努めます。
63	○田端駅にもエスカレーターかエレベーターを設置してほしい。	1	田端駅については、平成17年度よりバリアフリー整備に伴う駅舎改築を行うとJRから聞いています。駅構内にはエレベーター及びエスカレーターを設置し、平成19年度内には、利用できる予定となっているとのこと。
64	○東田端、田端新町地区から田端地区へは急な坂が多いため、田端ふれあい橋周辺に子ども連れや妊婦も移動しやすいようにエレベーターなどを設置してほしい。	1	現在、北区では誰もが安全・快適に移動できるよう、平成16年度に田端駅周辺交通バリアフリー基本構想を策定する予定です。この構想の中で田端駅のバリアフリー化とともに、田端ふれあい橋にもエレベーターなどを位置付ける予定です。交通バリアフリー基本構想策定後は、具体的な調査検討を行いまして、エレベーターなどを整備してまいりたいと考えています。
65	○「自然遊びができる交流の場」を取り上げているが、アンケート対象が就学前児童だったり、防犯上の取り組みより「遊び」「遊び場」の重要性を小さく取り扱われていることに疑問を感じる。区は外遊びができる「遊び場」について意思表示してほしい。	1	北区基本計画において潤いのある魅力的な都市空間を整備する一環として、区民主体の身近な公園づくりを推進する計画となっています。
66	○異世代の人たちが交流できる遊び場をつくることは、住みよい、育てやすい、地域社会づくりのつながると思う。イベントだけでなく、そういう場が育つことを願う。	1	新たに保育園と児童館を一体化した「(仮称)こども館」を配置し、地域における子育て支援の拠点とします。
5. 子育て支援に関わる連携・ネットワークの推進			
①行政分野の連携・ネットワーク			
67	○「(仮称)子ども館」構想は大変よいこと。しかし、保育園と児童館が隣接していない児童館について、もう少し具体的な案を出してほしい。	1	「(仮称)子ども館」以外の保育園・児童館についても、今までどおり、地域の子育て支援の中核的施設として機能するとともに、多様なニーズに合わせたサービスの充実に取り組みます。
68	○保育園や児童館の職員体制を充実し、職員が地域に入っていけるような行政援助、さらに職員の研修や事例検討を行い、施設間のネットワークを進めてほしい。	1	職員体制については、子育て支援の施策状況に応じ適正に行っていき、職員の能力向上について研修などを推進します。保育園の地域活動充実のため、平成16年度から地域活動事業費の予算補助を本格実施しました。施設間の連携方法等については、具体策を検討します。

69	○保育園・児童館での活動充実のためには各施設に人員配置等の具体的施策が必要。	1	保育園と児童館との活動充実については、一体運営を行う「(仮称)子ども館」構想において、新たなシステムづくりを具体化していきます。
70	○「子ども館」設置について、地域住民との協働で協議会などを設置し、地域の子育て支援の拠点となることを望む。なお、職員については、世代間交流や地域との連携を考えると専門性、長期間携われる職員を配置してほしい。	3	「(仮称)子ども館」は、保育園と児童館の子育て支援機能の専門性を有する職員と施設を利用した、地域の子育て総合支援施設を目指すものです。運営に関しては、現在児童館にある運営委員会などの地域住民を中心とした組織を活用し、反映させていきます。
②行政、民間、住民の協働体制づくり			
71	○地域の育児サークルに参加していたが、地域のつながりのない密室育児に近い子育てをしてきた。年代に応じた支援体制の整備がみんなの求めていることであり、子育て当事者を巻き込んだものが望ましいと思う。	1	児童館や保育園などの子育てに関わる施設を核としながら、区民主体の子育てサークルのネットワーク化を推進していきます。
72	○公立保育園の民営化について、保育に携わる職員が替わることは子ども達に影響を及ぼすため、早急に民営化の方針を持つのではなく、区立園としての役割を明確にし、地域に根付いた取り組みを充実させてほしい。また、民間の認可園は、地域の子育てを支え、地域の中でのつながりが深くなっている。民間の認可園が地域の子育て支援センターとしてさらに充実していけるよう行政の援助をしてほしい。	1	保育園の外部化にあたりましては、区民の皆さまから要望の高い「新たな保育サービスの展開」を目的としています。地域活動事業については、平成16年度から公立・私立ともに本格実施を始めたところであり、今後も地域支援の充実に向けて、取り組みます。地域の子育て支援については、「(仮称)子ども館」構想において、具体化を図ります。
73	○育児サークルの支援について具体的に何を考えているのか。場の提供とあるが、幼児にはボランティアなどサポーターの人的支援も必要。様々なケースを想定して、計画を実行してほしい。	1	育児サークルの支援については、場の提供のほか、育児ボランティアや区専門職員の支援などが考えられますが、今後活動していく中で、サークル参加者の意見を聞きながら、より効果的な支援に努めます。
6. サービスの質の向上と利用援助のしくみづくり			
①サービスの質の向上への取組			
②サービスの適切な利用を援助するしくみの構築			
③人材育成			
第5章 計画の推進に向けて			
1. 計画の進捗状況の把握			
74	○行動計画の実施にあたって、継続して行動計画協議会を設置し、住民とともに計画の実施を進めてほしい。	1	計画の実施状況を把握、点検をするために全庁的な体制づくりに取り組みます。
75	○行動計画を作成くださった委員の皆さんには、是非実行するまで責任を持っていただきたい。	1	委員の専門性を生かした協力を、今後もお願いしていきます。

76	○「すべての子育て家庭への支援」「子育てと仕事の両立支援」「乳幼児から中高生まで、子どもが健全に育つまちづくり」のため、区は住民と協働し、仕組みづくりの充実のため大きな力を発揮してほしい。	1	この計画をもとに、未来を担う子どもたちが、のびのびと成長していくために必要な政策を推進していきます。
2. 関係機関との連携強化			
3. 民間の力の活用			
その他のご意見			
77	○「理念」「取組の方向性」はおおむね賛成、ただし、具体的な姿が読み取れない。具体的な記述として… ・保育士の専門性を重視し、人件費を保証した上で保育園への補助金を増額します。 ・安心して子育てできる環境を保障するため子ども一人につき、月5万円の経済的援助をします。 ・教員を増やし、早期に30人学級を実現します。 要するに、お金で解決できる問題をお金で解決するべき。	1	国、都の状況や区の財政状況を踏まえつつ、検討していきます。
78	○基本方針の順序に則した記述にしてもらえると読みやすい。	1	できるだけ、わかりやすく読みやすい体裁に整えます。
79	○ゴミの無料化を希望。	1	本計画の範囲外と考えます。

(115 頁裏)

北区次世代育成支援行動計画の全体図

子育て環境と意識

児童人口は減少傾向

認可保育園の待機児童は40人 (H16. 4. 1)

子育ては楽しいけど、自信がもてなくなったり嫌になることもある・・・

子どもの病気や発育・発達に関すること、教育や塾に関することに悩んでい

基本理念と基本方針

基本理念：子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまち

基本方針1
“すべて”の子育て家庭への支援

基本方針2
“まちぐるみ”での子育て支援

基本方針3
“子育て”・“子育て”への支援
～子どもの人権を尊重して

基本方針4
“顔がみえる”子育て
ネットワークづくり

施策目標と取組の方向性

すべての子育て家庭に対する地域ぐるみの支援

- (1) 子育てへの理解を深めるために
- (2) 子育ての不安・負担解消に向けて
- (3) 子育て支援の地域コミュニティづくり
- (4) 多様な保育サービスの整備
- (5) 企業との連携による子育て支援
- (6) 特に配慮の必要がある子どもたちへ
- (7) 経済的支援

未来を担う人づくり

- (1) 子ども時代の充実
- (2) 就学前教育の振興
- (3) 教育の場における子育てへの支援

子どもの健やかな育ちへの支援

- (1) 親育ちへの支援
- (2) 子どもの発育・発達への支援
- (3) 子どものいのちとところを守る

3つの大きな取組

1. 「子育て」・「子育て」環境を整備します

- ◎ 「(仮称)子ども館」の整備
- ◎ 保育サービスの充実

2. 子育て支援の「担い手」を育成します

- ◎ 子育て支援の「担い手」の育成・研修の充実
- ◎ 専門性のある研修の充実

3. 子育てネットワークを推進します

- ◎ 育ち愛ほっと館を中心としたネットワーク
- ◎ 子育てサークルネットワークの推進

安全・安心な子育て環境づくり

- (1) 子どもの安全を守るために
- (2) 都市環境の整備

子育て支援に関わる連携・ネットワークの推進

- (1) 行政分野の連携・ネットワーク
- (2) 行政、民間、住民の協働体制づくり

サービスの質の向上と利用援助のしくみづくり

- (1) サービスの質の向上への取組
- (2) サービスの適切な利用を援助するしくみの構築
- (3) 人材育成

推進体制

計画の進捗状況の把握

計画の実施状況を把握・点検するために全庁的な体制を構築し、計画の見直しに際して、住民の意見を反映させる仕組みづくりを行います。

関係機関との連携強化

子育て支援を総合的に行っていくため、区内の子育て支援に関わる住民組織や教育機関、児童相談所や警察等との連携を強化していきます。

民間活力の活用

子どもの育ちをまちぐるみで支えるためにも、これまでの行政によるサービス提供に加え、NPOや民間企業の活用についても、より一層積極的に取り組んでいきます。

効率的な行政運営の推進

民間でできるものは民間でという視点にたち、子育て支援についても役割分担を行いながら外部化等の手法も検討し、区民ニーズに即した新たなサービスの展開を図っていきます。

国・都への要望

企業の労働条件の見直しや育児休業制度の見直しなど、子育て支援に必要な事項について、国や都へ積極的に働きかけていきます。

北区次世代育成支援行動計画
《平成17年度～平成21年度》

平成17年（2005年）2月発行

発行／北区

編集／北区子ども家庭部子育て支援課

〒114-8508

北区王子本町1-15-22

電話（3908）1111内線2611

（3908）9097ダイヤルイン

刊行物発行番号

16-1-137